

令和 8 年

塩 竈 市 議 会 会 議 録

(第196巻)

第2回定例会 6月15日 開 会
6月25日 閉 会

塩 竈 市 議 会 事 務 局

令和 8 年 6 月 定例会 日程表

会期 11 日間（6 月 15 日～6 月 25 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
6. 15	月	本会議	会期の決定、諸般の報告、承認第 2 号ないし第 4 号、請願第 4 号ないし第 6 号、議案第 27 号ないし第 31 号	1
16	火	休 会		2
17	水	〃	総務教育常任委員会 10：00～	3
18	木	〃	民生常任委員会 10：00～	4
19	金	〃	産業建設常任委員会 10：00～	5
20	土	〃		6
21	日	〃		7
22	月	本会議	一般質問 13：00～ ①鎌田 礼二 議員 ②土見 大介 議員 ③鈴木 悦代 議員 ④小野 幸男 議員	8
23	火	〃	一般質問 13：00～ ⑤佐藤 公男 議員 ⑥桑原 成典 議員 ⑦小高 洋 議員 ⑧西村 勝男 議員	9
24	水	休 会	議会運営委員会 13：00～	10
25	木	本会議	委員長報告 13：00～	11

塩竈市議会令和8年6月定例会会議録 目次

(6月定例会)

第1日目 令和8年6月15日(月曜日)

開 会	23
議事日程第1号	23
開 議	25
会議録署名議員の指名	26
会期の決定	26
諸般の報告	26
質 疑	27
鎌 田 礼 二 議員	27
伊 勢 由 典 議員	32
桑 原 成 典 議員	40
土 見 大 介 議員	41
志子田 吉 晃 議員	45
承認第2号ないし第4号	50
提案理由説明	50
質 疑	51
志子田 吉 晃 議員	51
志 賀 勝 議員	54
伊 勢 由 典 議員	56
採 決	61
請願第4号ないし第6号	61
議案第27号ないし第31号	61
提案理由説明	61
総括質疑	64
伊 勢 由 典 議員	64
桑 原 成 典 議員	67
志 賀 勝 議員	70
土 見 大 介 議員	71

志子田 吉 晃 議員	74
散 会	79

第2日目 令和8年6月22日（月曜日）

議事日程第2号	83
開 議	85
会議録署名議員の指名	85
一般質問	85
鎌 田 礼 二 議員（一問一答方式）	
（1）塩竈市制施行100年に向けて	85
①市制施行100年に向けた将来ビジョンについて	
②社と港について	
（2）教育について	94
①中学校部活動の地域移行について	
②デジタル教科書の制度化について	
土 見 大 介 議員（一問一答方式）	
（1）婚活フォローアップ事業の導入による成婚率の向上について	101
①現状施策に対する評価は	
②伴走支援の必要性はあるか	
③婚活フォローアップ事業は	
（2）腸内フローラ検査を活用した「0次予防」による健康増進と医療費削減につい て	107
①「0次予防」政策の必要性は	
②市としての取り組みは	
③検査と伴走支援による相乗効果を狙っては	
（3）商店街活性化について	113
①既存施策の総括と商店街の再定義は	
②外部専門人材の登用と権限移譲は	
③民間主導の自走モデルへの転換は	
鈴木 悦 代 議員（一問一答方式）	
（1）高齢者の見守り、相談等	119

①新年度の取り組みについて	
②身寄りのない高齢者の「自分仕舞い」（終活）の相談について	
③エンディングノートの活用等	
(2) しおナビバス、NEWしおナビバスの利便性向上	124
①NEWしおナビバスの土日運行や増便などの要望の受け止め	
②移動、外出を支える地域公共交通のあり方について	
③近隣市町との広域連携について	
④高齢者や障がい者にやさしいノンステップバスに	
(3) 学校規模適正化の検討に関して	126
①これまでの経過と今後の進め方について	
(4) 胃がん検診に関して	128
①内視鏡検査を実施する医療機関の体制は	
②対象年齢の考え方について	
小 野 幸 男 議員（一問一答方式）	
(1) 防災・減災対策	130
①防災・減災の取り組みについて	
(2) 子育て支援	139
①リトルベビー支援について	
②保育施設での保護者の負担軽減について	
散 会	145

第3日目 令和8年6月23日（火曜日）

議事日程第3号	149
開 議	151
会議録署名議員の指名	151
一般質問	151
佐 藤 公 男 議員（一問一答方式）	
(1) 自殺・いじめゼロに向けたアプローチ	151
①直近のいじめ認知件数と自殺者数	
②教育委員会と市長部局の連携	
③「EQ」「感情」教育の充実	

(2) 女性職員の参画拡大について	159
①女性職員の役職割合成果目標	
②成果目標のメリット・デメリット	
(3) 社会体育施設等について	162
①大規模改修以外の問題点	
②近隣他市との料金比較	
③二又スポーツ広場グラウンドの草刈り業務委託	
(4) 旅客ターミナルについて	166
①現状分析と今後の方向性	
②当初の工期日程と現在の進捗状況等	
③ブランディング事業等	
(5) ゴミ3Rの取り組み状況について	170
①リデュース、リユース、リサイクルの現状の取り組み	
②民間連携によるリユースの促進	
桑 原 成 典 議員（一問一答方式）	
(1) デジタル化・DX化	172
①子育て支援制度の取りこぼしについて	
②デジタル弱者について	
③住民税非課税世帯について	
(2) 公務員の中立性	179
①社会的・政治的活動に対しての中立性について	
②学校教育のチェック体制について	
③学校教育現場のチェック体制について	
(3) 防災	187
①観光客等に向けた避難意識の共有について	
②津波浸水表示板について	
小 高 洋 議員（一問一答方式）	
(1) 本市の人口増加策について	191
①令和7年度国勢調査結果速報を踏まえた本市の人口動態と、その所感について	
②地方交付税等への今後の影響について	
③今後の人口増加策の考え方について	

(2) 庁内におけるパワーハラスメント対策について	197
①これまでのハラスメント事案、あるいは疑われる事案の発生とその対応について	
②労働施策総合推進法等に基づいた本市の取組について	
(3) 巡視船「ざおう」重油流出事故について	203
①事故発生からこれまでの経過について	
②重油流出の影響を受けた事業者の状況、補償等の経過と今後の見通しについて	
③事業者の生活維持と事業継続のための本市の支援等の取組について	
(4) 中東情勢による本市経済等への影響について	209
①中東情勢に基づく原油価格高騰や資材不足等による本市事業者等への影響について	
て	
②本市の取組について	
(5) 住宅セーフティネット法・住生活基本計画の改定等を踏まえた住宅確保要配慮 者等への支援について	213
①本市のこれまでの取組について	
②今後の取組の全体の考え方について	
③本市の公営住宅施策について	
西村勝男議員（一問一答方式）	
(1) 快適に住み続けられるまち	217
①新しい防災気象情報及び内水ハザードマップの市民への周知について	
②昨年の大雨災害後の対応について	
③宮町・赤坂地区の土砂災害について	
(2) 安全対策について	223
①路側帯のカラー舗装について	
②通学児童の安全対策について	
(3) 住んでいたい住んでみたいまち	228
①公共交通施策の充実強化について	
(4) 日常に彩りがあるまち 門前町活性化	230
①歴史観光軸 鹽竈海道の歌碑・鹽竈曲水について	
②美観や景観整備について	
③鹽竈神社東参道 宮町庁舎跡地の活用について	
散会	234

第4日目 令和8年6月25日（木曜日）

議事日程第4号	239
開 議	241
会議録署名議員の指名	241
議案第27号ないし第31号	
（総務教育常任委員会委員長議案審査報告）	241
（民生常任委員会委員長議案審査報告）	242
（産業建設常任委員会委員長議案審査報告）	243
討 論	244
桑 原 成 典 議員	245
鎌 田 礼 二 議員	246
採 決	248
請願第4号ないし第6号	248
（民生常任委員会委員長議案審査報告）	248
（総務教育常任委員会委員長議案審査報告）	248
（民生常任委員会委員長議案審査報告）	249
採 決	249
議案第32号	250
提案理由説明	250
質 疑	251
伊 勢 由 典 議員	251
採 決	257
閉 会	257

令和 8 年 6 月 定例会	6 月 15 日	開 会
	6 月 25 日	閉 会

議案審議一覧表
議員提出議案

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決	8. 6. 15
	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決	8. 6. 15
	承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決	8. 6. 15
総務教育	議案第30号	令和 8 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	8. 6. 25
民 生	議案第27号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	8. 6. 25
	議案第28号	塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	8. 6. 25
	議案第29号	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	8. 6. 25
	議案第30号	令和 8 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	8. 6. 25
産業建設	議案第30号	令和 8 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	8. 6. 25
	議案第31号	令和8 年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	8. 6. 25
	議案第32号	訴えの提起について	原案可決	8. 6. 25

塩竈市議会 6 月定例会 請 願 審 議 一 覧 表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第 4 号	小松崎地区（金華山道）の 時間帯一方通行一部解除に 関する請願	8. 5. 22	民生常任	継続審査	8. 6. 25
第 5 号	宮城交通ゴルフ場線土日運 休と平日減便に伴う新しい バスの運行についての請願	8. 6. 3	総務教育常任	採 択	8. 6. 25
第 6 号	消炎鎮痛剤や抗アレルギー 薬など、薬の追加負担を行 わないことを求める請願	8. 6. 9	民生常任	継続審査	8. 6. 25

令和8年6月15日 塩竈市議会定例会
請 願 文 書 表

番 号	第 4 号
受理年月日	令和8年5月22日
件 名	小松崎地区（金華山道）の時間帯一方通行一部解除に関する請願
要 旨	【請願項目】 下記の項目について、塩竈市議会に請願する。 記 【請願事項】 児童の通学路における安全確保および地域住民の生活道路の利便性向上のため、小松崎地区（宮町登り口～第二小学校北門）における時間帯一方通行規制の一部を解除し双方向通行化を求める。 但し、第二小学校北門から北地区(梅の宮方面)については、児童の安全を考慮し「午前のみ規制維持、午後は解除」の運用を提案する。 【請願趣旨】 本路線（金華山道）は地域の主要な生活道路ですが、昭和46年の指定以来、約55年間にわたり時間帯一方通行規制（現在は午前7時30分～8時30分、午後2時～4時）が敷かれています。 しかし、近年の地域開発や人口動態の変化に伴い、設置当時と現在とでは児童の通学状況が大きく異なっており、現行の規制が以下の通り重大な課題を引き起こしています。 1. 通学児童の安全上の懸念 現在、開発が進んだ伊保石・千賀の台・庚塚地区からの通学児童が大多数（全校児童414名中366名）を占める一方、現行の規制区間を利用する児童は数名に留まります。この結果、現行の一方通行規制がかえって多数の登校児童が歩く方向へ車両を誘導する形となっており、極めて危険な状態です。また、下校時や悪天候時の保護者による送迎車両の増加も重なり、北門付近を起点に数百メートルの激しい渋滞が発生しています。

	2. 地域住民の日常生活への支障 本規制により、近隣住民は不必要な迂回を強いられています。特に近年は、高齢化に伴うデイサービスや通院の送迎車両の運行に重大な支障をきたしており、住民の通勤・通院など移動の権利が阻害されています。 3. これまでの経緯 本件に関しては、平成10年から要望書（第二小学校長、市民生活部長あて）を提出、令和6年9月市議会定例会での伊勢由典議員の一般質問、さらには、令和7年3月に315名分の署名を市長、教育長、警察署長あてに提出を行ってまいりましたが、未だ根本的な解決に至っておりません。 以上のことから、実態に即した「小松崎地区の時間帯一方通行の一部解除」を速やかに実施されるよう、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。
提出者 住所・氏名	塩竈市小松崎6-3 小松崎第二町内会 会長 佐々木 信康 事務局 上野 喜久 塩竈市小松崎11-1 小松崎町内会 会長 渡邊 雅子 塩竈市北浜一丁目3-15 北浜第一町内会 会長 櫻井 新一 塩竈市北浜二丁目13-14 北浜二葉会 会長 佐藤 好明 塩竈市梅の宮24-7 梅の宮町内会 会長 入澤 和宣
紹介議員 氏 名	伊勢 由典、西村 勝男
付託委員会	民生常任委員会

令和8年6月15日 塩竈市議会定例会
請 願 文 書 表

番 号	第 5 号
受理年月日	令和8年6月3日
件 名	宮城交通ゴルフ場線土日運休と平日減便に伴う新しいバスの運行についての請願
要 旨	【請願項目】 下記の項目について、塩竈市議会に請願する。 記 1. 宮城交通の土日運休と平日大幅減便にかわるものとして、 NEW しおナビバスの新たなルート拡大を行われたい。 【請願の趣旨及び理由】 (株)宮城交通は、ゴルフ場線の土日運休と平日大幅減便のダイヤ改正を行ないました。市民の足が奪われる事になり、新たな路線拡大が切実な声になっています。塩竈市議会に、宮城交通ゴルフ場線土日運休と平日減便に伴う新しいバスの運行について請願するものです。
提 出 者 住所・氏名	塩竈市千賀の台三丁目2-19 千賀の台町内会 会長 三浦 章 塩竈市清水沢三丁目22-8 清水沢中部町内会 会長 土佐 実 塩竈市清水沢四丁目12-11-1 伊保石清水沢一区町内会 会長 熊田 英雄 塩竈市清水沢一丁目6-6 清水沢団地町内会 会長 今野 勇子 塩竈市清水沢三丁目24-1301 市営清水沢東住宅1号棟 副会長 桜井 幸宏 塩竈市清水沢四丁目2-1-3-3204 市営清水沢東住宅3号棟 会長 八木 清明

	塩竈市今宮町8－2 今宮町地域町内会 会長 中川 邦彦 塩竈市今宮町10－14 東上原町内会 会長 志子田 吉晃
紹介議員 氏 名	伊勢 由典、鈴木悦代、辻畑めぐみ
付託委員会	総務教育常任委員会

令和8年6月15日 塩竈市議会定例会
請 願 文 書 表

番 号	第 6 号
受理年月日	令和8年6月9日
件 名	消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める請願
要 旨	【請願項目】 下記の項目について、塩竈市議会に請願する。 記 1. 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないこと。 【請願の趣旨】 自民党と日本維新の会の協議を受けて、国は、2025年12月、OTC 類似薬77成分1100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に「特別料金(薬剤の25%)」として、追加負担を求めることを決めました。対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症をやわらげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、喘息など症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。 がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしていますが、これにより薬の一部自己負担金が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担へと大幅な自己負担増となります。 国は「(受診せず)市販薬を利用している患者との公平性」を理由にあげていますが、受診が必要な患者に、追加料金のペナルティーを科す道理はありません。むしろ、症状を抱えながら医療機関を受診できない国民の受療権を確保すべきです。また、「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出していますが、1人当たりの「軽減額」は月63円に過ぎず、一方で、花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患に苦しむ患者をはじめ、すべての世代に負担増を押し付けるもので

	す。 このような薬の「追加負担導入」は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、命に直結する問題です。 安心して医療機関にかかれる保険制度を実現するため、貴議会から国に対して以上の内容での意見書を採択するようお願いいたします。
提出者 住所・氏名	塩竈市錦町 1 7 - 6 塩釜地方労連気付 塩釜地域社会保障推進協議会 代表幹事 虎川 太郎 代表幹事 富山 陽介 代表幹事 松浦 誠 代表幹事 千葉 藤男 代表幹事 東海林 昌利
紹介議員 氏 名	伊勢 由典、小高 洋
付託委員会	民生常任委員会

令和 8 年 6 月 定例会	6 月 15 日	開 会
	6 月 25 日	閉 会

塩 竈 市 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 15 日（月曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

令和8年6月15日（月曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第2号ないし第4号
- 第5 請願第4号ないし第6号
- 第6 議案第27号ないし第31号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員（18名）

1番	志賀 勝 議員	2番	佐藤 公男 議員
3番	鈴木 新一 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	桑原 成典 議員	8番	柏 恵美子 議員
9番	西村 勝男 議員	10番	今野 恭一 議員
11番	志子田 吉晃 議員	12番	鎌田 礼二 議員
13番	伊勢 由典 議員	14番	鈴木 悦代 議員
15番	辻 畑 めぐみ 議員	16番	小高 洋 議員
17番	土見 大介 議員	18番	伊藤 博章 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐藤 光樹	副 市 長	千葉 幸太郎
病院事業管理者	福原 賢治	総 務 部 長	鈴木 康弘
市民生活部長	星 和彦	福祉子ども未来部長	長 峯 清文

産業建設部長	鈴木 陸奥男	上下水道部長	高橋 数馬
市立病院事務部長	鈴木 良夫	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子
総務部次長兼 総務人事課長	引地 洋介	市民生活部 次長兼市民課長	小倉 知美
福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	志野 英朗	総務部 政策課長	菊池 亮
総務部 財政課長	佐藤 渉	総務部 管財契約課長	上總 雅裕
市民生活部 収納課長	目々澤 恵一	市民生活部 税務課長	阿部 公一
市民生活部 保険年金課長	武田 光由	福祉子ども未来部 子ども未来課長	畑 中 淳
産業建設部 水産振興課長	平塚 博之	産業建設部 土木課長	鈴木 英仁
産業建設部 商工観光課長	横田 陽子	上下水道部 次長兼業務課長	並木 新司
市立病院事務部 業務課長	渡辺 敏弘	教育委員会 教育長	黒田 賢一
教育委員会 教育部長	末永 量太	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下 真子
選挙管理委員会 委員長	滝井 正巳	選挙管理委員会 事務局長	太田 政則
監査委員	菅原 靖彦	監査事務局長	伊藤 勲
総務部 総務人事課総務係長	佐々木 勝		

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木 忠一	事務局次長兼 議事調査係長	小野寺 一洋
議事調査係専門主査	星井 絵名	議事調査係主査	工藤 聡美

午後 1 時 開議

○議長（浅野敏江） 去る 6 月 8 日、告示招集になりました令和 8 年第 2 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の会議では、感染症予防の観点から、マスクを着用している方は、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

さらに、本市議会では、塩竈市議会運営に関する申合せにより、5 月の最初の会議から 9 月定例会終了までをクールビズの期間としておりますので、重ねてご案内申し上げます。

去る 5 月 27 日、東京都内で開催されました第 102 回全国市議会議長会定期総会において、同会の表彰規程により、表彰状並びに感謝状の贈呈がありましたので、これより、表彰状並びに感謝状の伝達を行います。

鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木忠一） それでは、全国市議会議長会、議員在職 10 年以上表彰者への伝達を行います。小高 洋議員、演壇にお進みください。

○議長（浅野敏江） 表彰状。塩竈市 小高 洋 殿。あなたは、市議会議員として 10 年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 102 回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和 8 年 5 月 27 日 全国市議会議長会 会長 丸子善弘。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（鈴木忠一） 土見大介議員、演壇にお進みください。

○議長（浅野敏江） 表彰状。塩竈市 土見大介 殿。あなたは、市議会議員として 10 年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 102 回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和 8 年 5 月 27 日 全国市議会議長会 会長 丸子善弘。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（鈴木忠一） 続いて、全国市議会議長会評議員感謝状の伝達を行います。鎌田礼二議員、演壇にお進みください。

○議長（浅野敏江） 感謝状。塩竈市 鎌田礼二 殿。あなたは、全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は、誠に顕著なものとありますので、第102回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

令和8年5月27日 全国市議会議長会 会長 丸子善弘。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（鈴木忠一） 以上で、表彰状並びに感謝状伝達式を終了いたします。

○議長（浅野敏江） 本日の議事日程は、「日程第1号」記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浅野敏江） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、11番志子田吉晃議員、12番鎌田礼二議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（浅野敏江） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、11日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野敏江） 異議なしと認め、本定例会の会期は、11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（浅野敏江） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第180条第1項の規定により、市長に指定しておりました専決処分の報告であります。

専決第3号「集合住宅外階段損傷事故による和解及び損害賠償の額の決定について」は、令和8年3月9日に、

専決第4号「車両損傷事故による和解及び損害賠償の額の決定について」は、令和8年3月13日に、

専決第5号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」

専決第6号「令和7年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」

専決第7号「令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」

専決第8号「令和7年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」

専決第9号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」

専決第10号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」

専決第11号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」

専決第12号「塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例」

専決第13号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

専決第14号「塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」

専決第15号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」

専決第16号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」

以上12件につきましては、令和8年3月31日に、

専決第18号「車両損傷事故による和解及び損害賠償の額の決定について」は、令和8年4月21日にそれぞれ専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により、令和8年6月8日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

次に、報告第1号「一般会計繰越計算書について」は、地方自治法施行令第146条第2項及び同令第150条第3項の規定により、報告第2号「下水道事業会計繰越計算書について」及び報告第3号「水道事業会計繰越計算書について」は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ令和8年6月8日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査の結果報告7件であります。

これより、質疑に入ります。12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二） 早速、質疑に入らせていただきます。

まず、専決について、お聞きをしたいと思います。

専決第3号ですが、集合住宅外階段の損傷事故による和解及び損害賠償額の決定についてであります。

これは、まず、事故の概要を簡単にお聞きをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

こちらの事故に関しましては、令和7年12月16日火曜日、午後2時25分頃、独り親世帯に係りますお米の配布事業、こちらに関して、職員2人が公用車に同乗しながら、未受領者宅を訪問いたしました。

現地に到着して、駐車場の枠線内に後退にて駐車しようとしたところ、タイヤが車止めに接する前に、アパートの外階段、こちらの鉄骨部に車両のリアゲート上部が接触して、外階段の鉄骨部の塗料が剥がれる損傷を与えてしまった内容でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

これは、バックをして、そして、その後ろにあった階段ですか。階段に接触したということですが、この際に職員は1人で行かれたのか、それとも2人、あるいは3人で行かれたのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらの訪問した際に関しまして、職員2人で訪問してございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 今までこういったバックによる事故、再三といいますか、何度も質疑をさせていただいているんですが、その際には、職員2人で行って、1人は、バックする場合は安全確認をすべきだということを再三述べてきました。この際は、もちろん2人で行ったので、1人はバックを確認していたものと思いますが、その辺の経緯は、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらの事故の際に関しては、2人で訪問させてもらったものの、駐車の際に後方確認、こちらの誘導につかないで、そのまま駐車をしたものでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） この階段は、やはり下にあったものではなくて、斜め上というか、そんな感じだったんだろうと思います。やはり1人は必ず安全確認をすべきだということで、今回

も申し上げたいし、今後も徹底をお願いしたいと思います。

それから、専決第18号、これについても車両の損傷事故による和解ですけれども、こういった事故が考えられる場合、もう一つあるんですが、これは、石が飛んだという内容だったと思います。まず、現状を簡単に内容を報告をお願いします。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 事故の概要について、お答え申し上げます。

こちらでございますけれども、除草作業を行っておりまして、当日は、監視員1名、機械操作員1名及び防護ネットの保持員として2名、計4名体制で実施をさせていただいたところでございます。

こうしたときに、監視員が、車両に気づかずに、結果として、そのまま作業を進めたことによりまして、飛び石の事故が発生した状況でございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

これは、公園内の草刈りだったと思いますが、私が問題視したいのは、監督としてきちんとした監督がいたのか。監督として作業にも携わったのでは監督の意味がないので、監督として1人はちゃんとそういう立場でいたのかどうかをまず確認をしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） お答え申し上げます。

あくまでも監視員として作業に、作業といいますか、当日の作業の監督をさせていた者が1名ということで配置しております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

監督として全体を見渡す人がいたわけですが、不運にも防護しているところから石が飛んで、車両損傷をしたという内容だったと思います。

これは、こういった作業のときは、草刈りをして、飛ぶ範囲で問題になりそうなところに防護ネットや板を立てて、そういった飛び石をそこで阻止するという体制でやってきたと思います。不運にも、網を逃れてというか、そういう状況に捉えてよろしいですか。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり、監督につきましては、車両及び歩行者の安全確保が必要なために配置しているものであり、本来であれば、通行人及び車両が近づいた段階で作業を一時中断するなど、指示をすべきところでした。

また、さらに防護ネットにつきましては、当時1ミリ穴のメッシュタイプを使用させていただいておりましたが、残念ながら、その網をくぐってしまった状況でございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 分かりました。

ある程度、そういった安全対策を取られていたが、その隙間を縫ってというか、そういう事故だったんだなと理解をしました。今後とも気をつけていただいて、お願いしたいと思います。

次は、定期監査報告について、これもいいんですよね。質疑をさせていただきます。

この定期監査報告、監第6号から監第9号について、質疑をしたいんですけども、第十何号までありますね。あと3つぐらいあったと思いますが、これも再三、これについても私、質疑に立たせていただいているんですが、今回の内容としては、ここが気にかかったので、前回も、前定例会もそういった話をさせてもらったかと思いますが、この監第6号の監査等の結果について、質疑をしたいと思います。

監第6号から監第9号まで、それぞれ大体ほぼ出勤簿の集計誤りや時間外勤務手当の支給の割合の誤り、それから、年次有給休暇の繰越しや日数の間違い等があるということで記載されているんです。

先ほど述べましたけれども、前回も監査報告で何度もこういったことを見ているわけですが、ほかの残りの監査報告には、こういったことが一切書かれていないんです。この監第6号から監第9号だけが、こういった記載があるということなんです。これは、どういうことなのか。

それから、監査の人が見つけるのであれば、作った人やその上司は、すぐ見つけるものではないのかなと思います。そういった類いのものかなと思いますが、この監第6号から監第9号のこの職場については、なかなか難しいことなのかなと。ほかについては、そういった記

載がないということは、これは、監査としてどう見ているのか。これをなくすためには、これは、そんなに難しいことなのか。今回、初めて出てきたことではないので、なぜこの職場はというか、続けて出るんだろうという、これについて監査としてもどういう見方をしているのか、解釈をしているのか、考えといいますか、意見をお聞きしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 菅原監査委員。

○監査委員（菅原靖彦） それでは、監査から出しております定期監査の結果報告書についてのご質疑について、お答えいたします。

まず、サービス関係の間違いについては、確かに指摘が続いている状況でございます。会計年度任用職員のサービス関係の事務というのは、システム管理ではなくて紙ベースでの管理を行っておりますので、人数が多い課などについては、その中で取りまとめの中で間違いが散見されるという状況でございます。人数の少ない課などにつきましては、相対的に数も少なくなるという関係でございます。今回についてもそういうところは、現れているのかなと思います。

次に、そのような状況につきまして、監査としては、どのように考えているのかについても併せてお話をさせていただきますと、このような間違いを発見した場合には、該当課にはミスの発生を防ぐ対応を取ることを促しております。該当課からは、担当者以外の者によるダブルチェックも行いますと回答もいただいております。

また、あわせて、サービスに関する総合的な所管課であります総務人事課がございますので、総務人事課には、間違いの具体例をお伝えしております。そのようなことで機会を捉えた各部への指導をお願いしたわけでございます。

総務部におきましては、本年の5月に、会計年度任用職員に関する事務のガイドラインというものを作成いただきました。この中で、全庁的に事務的なものも周知していただいておりますので、このような取組を通じまして、今後、ミスの縮減というものに期待しているところでございます。

また、監査といたしましても監査の作業を通じまして、このようなミスを防ぐよい事例なども把握できる場合がありますので、そういったものがございましたらば、他部署への紹介などを行ってまいりたいと、このような考えで臨んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

これで質疑を終わります。

○議長（浅野敏江） 以上で、鎌田議員の質疑は終了いたしました。

次に、13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） それでは、私から、6月定例会に提出されました専決第5号について、お尋ねします。

議案資料No.3ということになります。塩竈市の令和7年度の一般会計補正予算の専決ということで提出されております。歳入歳出2,034万円を減額して、歳入歳出総額で301億8,587万円と、こういうことにしております。

そこで、今回の専決処分の関係で何点か確認をしたいと思います。主には、資料No.3を使つての関係です。

これをよくよく読みますと、市税では、全体として市税そのものについては、1,569万4,000円の補正をしている。つまりは増額ということなんだろうと思いますが、ところが一方で、固定資産税が653万5,000円の減ということになっております。

そこで、全般として、市民税が増えた様々な理由があるかと思います。あるいは、固定資産税で減になった理由について、最初にお尋ねしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 星市民生活部長。

○市民生活部長（星 和彦） 13番伊勢議員にお答えいたします。

歳入におけます市税の増減について、ご質疑をいただきました。

まず、市民税のうち、法人市民税につきましては、当初見込みよりも課税対象となります申告法人数が増加したことや金融保険業など一部業種におきまして業績を回復させた法人が増えたことに伴い、税収が増えましたので、増額補正を行ったところでございます。

一方、固定資産税につきましては、市内事業者の倒産などにより、税の徴収が困難になったことに伴い、税収が減少したことによりまして、減額補正を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。様々、法人市民税の関係で増えたと、こういう話のようですね。

それで、市内のそういった法人市民税の関係でいうと、最終的には2月の最終補正の中で増えたということでの増の見込みのようですが、2,052万円ぐらいかな、法人市民税が増えたと、

こういう結果になっているようです。

そこで、そういうところを踏まえつつ、どのぐらいの法人があつて、どのぐらいの法人の方々の関係でいうと、こういった2,000万円の増額の補正の反映になったのか、その辺の子細なところをお聞きしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 阿部税務課長。

○市民生活部税務課長（阿部公一） 対象となる法人数というところのご質疑かと思います。

今回、課税対象となる申告法人数は、当初予算としては1,340件という形で見込んでおりました。今回、専決処分を行うに当たって申告法人が1,404法人ということで、64法人ほど増えたというところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） ごめんなさいね。ちょっと聞き漏らしました。1,400幾らあつたんですか。

○議長（浅野敏江） 阿部税務課長。

○市民生活部税務課長（阿部公一） 1,404法人でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。結果として64の法人が増えたと、こういう話のようです。

それで、今の景気、何というんですかね。物価高騰等、国全般の中でのこういった厳しい状況の中で、64の法人が増えた理由といえますか、様々な諸事情があるかと思います。塩竈市に会社を建てて、そして、様々な事業を行おうと、こういうことのようにですが、塩竈市に法人ということで来て、様々な事業を行っている理由は何か、分かる範囲で教えていただければ。

○議長（浅野敏江） 阿部税務課長。

○市民生活部税務課長（阿部公一） 今回、申告していただいている法人数、64法人増えたということになりますが、そこは、決算に伴う部分での増というところが、一つの大きい理由なのかなと思っております。ですので、そのために増えたからというところではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

いずれにしても次年度の、新年度の様々な予算の中に反映できる案件かなとは思っていますので、

様々こういった事業を、せっかく塩竈市に根を下ろして事業を行うという方々が64法人増えたというのは、やっぱり喜ばしいことではないかと思しますので、様々なご支援をお願いをしたいと思います。

それから、固定資産税の件について、確認をしたいと思いますが、固定資産税も大事な税ということになります。一方で、この三角でいうと653万円等々について、減になったということですが、その辺の理由について、お尋ね、再度確認したい。

○議長（浅野敏江） 目々澤収納課長。

○市民生活部収納課長（目々澤恵一） お答えいたします。

まず、固定資産税の減額の部分なんですけれども、まず1つは、現年度分の固定資産税の減額になりますが、こちらは、市内の業者さんが倒産されたことによりまして、税の回収が困難になったことからの減額になります。現在、そちらは、破産手続が開始されておりまして、裁判所により、破産管財人が選任されてございます。我々の税の対応も債権者となっておりますので、現在、債権額を交付要求しておりまして、今後清算される見込みとなっております。

また、滞納繰越し分につきましては、令和7年度は、公売等による滞納処分、競売による債権回収が例年に比べて少なかったことが、要因でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。倒産等々を反映しての金額かなと思います。

そこで、例えば、こういった手続としては、倒産ですので、破産申立てをして、事業の最終的な整理をしなければいけない。これは、最終的には、裁判所に申立てをして、最終的な整理をしていくということに相なるんですか。

○議長（浅野敏江） 目々澤収納課長。

○市民生活部収納課長（目々澤恵一） お答えいたします。

今現在、裁判所に破産管財人が選任されましたので、もう清算処理に入っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） どのぐらいの業者さんの破産件数か、分かりますか。

○議長（浅野敏江） 目々澤収納課長。

○市民生活部収納課長（目々澤恵一） そちらにつきましては、我々でも把握してございません。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。今回の様々金額としての反映のみということで捉えていき
たいと思います。

次に、様々な交付金が、それなりに増えているんです。これを見ますと、利子割交付金が
643万円、配当割交付金が1,119万円、株式譲渡所得割交付金が2,833万円と増えておりますが、
こういった交付金の関係で増えた様々な諸事情なりは、分かるのでしょうか。

○議長（浅野敏江） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 今回、増額補正をさせていただきました各種交付金については、
まずは、一義的には宮城県、県税の収入が増えたということで、本市への交付額、配分も今
回、増えたと、そういう整理をさせていただいたものになっております。

その理由はとなりますと、ちょっと詳細の理由までは、こちらには下りてこないんですけれ
ども、ただ、昨今の株式投資など、金融資産、各自の金融資産運用の活性化ですとか、ある
いは、株や銀行利子の増加基調を受けたものと捉まえています。

以上になります。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 株の様々な投資の関係での増ということのようですね。分かりました。

こういった配当が増えた、利子割交付金が増えた、あるいは、株式譲渡所得割交付金が増え
たということは、そういった最終的な、2月の補正の最終的な決算ということですので、今
の株を通じての様々な利益が増えていく中での塩竈市への交付と捉えましたので、確認をさ
せてもらいます。

最後に、この予算の関係でいうと、地方交付税が増えております。資料No.3のページ数でい
うと8、9ページのところで、2億円余りが、当初の見込みよりも増えました。

それで特別交付税も入っての金額だと思いますし、それから、震災復興特別交付税と内訳が
書いてあるわけですが、一応念のために、こういった2億円余り増えたということについて
の理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 地方交付税の増額についてです。

今、おっしゃっていただきましたように、内訳として今回、特別交付税と震災復興特別交付税が増額となっております。

まず、特別交付税につきましては、内訳といたしまして、地方バスに係る経費ですとか、あるいは、市営汽船離島航路に係る経費を今回、国からその経費を認められた部分が大きかったということで8,433万2,000円の増になったものとなります。

震災復興特別交付税、こちらは、東日本大震災に係る各市町村の需用ということになりますけれども、今回、災害公営住宅の家賃低廉化事業、特別家賃低減対策費補助の地方負担分ですとか、あるいは、例年あります復興特区における減収分、こちらの補填分としての金額が、今回、増ということで交付されたものが、今回の増額補正の要因となっております。

以上になります。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

そうすると、要するに使い道は、大体定まっていて、例えば、特別交付税においては、要するにバスに対する交付、それから、その市営汽船に対する交付と、こういうことですね。様々な事業の内訳を見ると、なるほどと思います。

そこで、もう一つは、震災復興特別交付税、これは、震災の期間が終わって10年かな。10年を超えておりますが、15年間か。15年だね。失礼しました。それで、震災復興特別交付税、災害公営住宅の家賃の低廉化というところの使い方ですよ。たしか2つぐらいあるんですよね。低廉ともう一つね。要するに、入居している方々の家賃の軽減策ということで使うわけですが、今現在、たしか基金化して、市営住宅の基金ということに積み立てておるかと思いますが、どのぐらい積み立てておられるのか、確認させてください。

○議長（浅野敏江） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 議員がおっしゃっていただきましたように、家賃低廉化、特別低減化の、まず、国庫の国からの交付金として市に配分される部分は、市営住宅基金に積みかせていただいています。その額は、今、四十数億円まで積み上がっている状態になります。

今回、交付税として頂く部分、家賃低廉も特別低減も国費分の割合として87.5%、もう片方は75%ということで、12.5%、25%部分が地方負担分ということで交付税で頂けるということになっておりまして、こちらは、基金としては、今、ミナト塩竈まちづくり基金にその交付税分は積みかせていただいている格好になっております。

以上になります。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

そうすると、住宅の関係もありますが、地方に配分するのは、ミナト塩竈まちづくり基金ですか、等々に積み立てますよと、こういう意味合いですよ。

そうすると、ミナト塩竈まちづくり基金というのは、最終的に、例えば、いろんな事業に自由に使える基金として捉えてよろしいのかどうか、その辺だけ確認させてください。

○議長（浅野敏江） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） こちら、ミナト塩竈まちづくり基金に先ほど積ませていただいているといった交付税分なんですけれども、すみません。額としては、大体今、9億円ほどミナト塩竈まちづくり基金に積まれている状態です。もともと統合前にふるさと基金に積ませていただいていたんですけれども、昨年度、ミナト塩竈まちづくり基金とふるさと基金を統合させていただいていましたので、今、名目上は、ミナト塩竈まちづくり基金の中にある。

では、その使い道ということで、一応、今の理解といたしましては、これは、国から交付税ということで頂いている部分になりますので、もちろん、もともとは家賃低廉に絡む部分ではあるんですけれども、あくまで交付税、一般財源として頂いたものと財政は認識しております。

以上になります。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、家賃もあるけれども、一般会計の取扱いと。そうすると、ある程度自由度が利くんですか。

○議長（浅野敏江） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） そうですね。まだ取崩しは行っていないんですけれども、やはり交付税の趣旨にのっとれば、ある程度自由、といったらなんですけれども、何かしらの施設管理ですとか、そういった場合に生じる地方負担に使わせていただくということを考えさせていただいております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

大分この間、何かの会議で、施設の大分老朽化が、公共施設の云々と、こういう話があって、やっぱりそういうものにも使えるのかなと思いますので、いろいろ今後そういったところも含めた目配りをしていただいて、そういう使い方について、市民の安心安全ということでの関係で、ぜひ進めていただければなと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、専決第13号についてです。条例としては、条例第11号というくくりになるわけですが、その辺の関係で少しお尋ねをしたいと思います。

これは、過般開かれた、5月の半ばに開かれた民生常任委員協議会で国民健康保険の様々な改正についての対応について、あったようです。

それで、読んでみますと、66万円を67万円にと、そして、子ども・子育て支援納付金課税額ですか。課税金は3万円とするということのようです。

それで、さらに第9条の6項では、国民健康保険を18歳以上に改め云々かんぬんということで、第23条の1項では66万円を67万円にということで、いろいろ改正がされたようです。

これも専決処分に基づいた限度額の引上げというか、そういうものとの含みがあるんだろうと思いますが、それで、条例改正、専決処分ですから決裁はもうしたわけですね。改めて民生常任委員協議会に示されたそういった国民健康保険税の賦課限度額について、ご説明を願いたいし、あわせて、子ども・子育て支援金と、こういう新たな事業が展開されておりますが、その辺の全体の、ざっくりとした制度の概要等について、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 星市民生活部長。

○市民生活部長（星 和彦） それでは、私から、国民健康保険税の賦課限度額の引上げについて、ご質疑をいただきましたのでご答弁させていただきます。

まず、医療給付費分につきましては1万円、また、本年2月定例会でお認めいただきました令和8年度から新たに課税となります子ども・子育て支援納付金分につきましては、上限額が3万円でございます。

以下の部分については、担当課長から内容説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 武田保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（武田光由） 子ども・子育て支援金は、こういった内容かということですが、国が行います子育て支援に対する費用、こちらを賄うために、健康保険を通じて徴収する。それを子育てに納付する形態になってございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 本来は、国民健康保険税ですから、やっぱり税としてのそういう取扱いになるのではないのかなと思います。いずれにしても最終的な結論からいうと、子ども・子育て支援納付金の分の賦課限度額の引上げ、先ほど66万円かな。医療給付費分で令和7年度66万円が67万円、1万円の引上げと、そして、子ども・子育て支援納付金の分が、新たに新規として3万円と。だから結論からいうと国民健康保険税は、109万円から113万円、プラス4万円の増になったんですね。そういうふうに私たちは説明を受けております。

やはり本来ならば、本来ならばというか、子ども・子育て支援金の納付分というのは、また別立てで、国が本当は責任を持ってやっぱり処置をしなければならない案件ではないのかなと思いますので、その辺は指摘だけしておきたいと思います。

そこで、後期高齢者医療制度との関係で、そこも含めて改正されたのかどうか確認させてください。

○議長（浅野敏江） 武田保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（武田光由） 後期高齢者医療につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合、こちらの条例で改正になります。

以上です。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かる範囲で、確かに広域連合でそういう取扱いになっておりますが、令和7年度の医療費分は幾らだったのか、あるいは、合計してどうなったのか、そこだけ最初確認させてください。分からないかな。

○議長（浅野敏江） 武田保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（武田光由） 令和8年度、令和9年度、2年間、2年に1度、後期高齢者医療の保険料が改定になりますけれども、均等割額が5万2,200円、それから、子ども・子育て支援金分が1,370円ということで新たになってございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

それで、最終的な、こういった国民健康保険の収支見通しも過般の民生常任委員協議会で示されたと思いますが、今ある基金が、最終的にどういう取扱いになるのか。令和7年度、あ

るいは、ここ数年間の中での推移だけ確認させてください。

○議長（浅野敏江） 答弁をお願いします。武田保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（武田光由） こちらにつきましては、専決処分の内容とは全く別の話ですけれども、お答えしてよろしいものでしょうか。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） それは、また別な機会にということにさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私からは、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅野敏江） 以上で、伊勢議員の質疑は終了いたしました。

7番桑原成典議員。

○7番（桑原成典） 塩竈維新の会、桑原成典です。

私は、専決第18号について、お伺いをいたします。

まず、この事案、令和4年11月4日に除草作業をしていた際に石が飛びはね、道路を走行していた車両に接触して損傷させたとありますけれども、まず、令和4年の事案が令和8年まで長引いた原因というのを教えていただければと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、時間を要した経過について、ご答弁申し上げます。

まず、事故発生した場合、損害賠償額、こちらを確定させなければなりませんけれども、車両の損傷箇所の確認であったり、修理費用の査定が必要となりますので、早急に修理工場にご入庫いただくよう対応を求めてきたところでございます。

相手方からは、当該車両の利用頻度が高いこと、また、修理に要する時間の確保が難しいということが主張され、さらには、我々市から、定期的に相手方に連絡を取らせていただいておりますが、応答確認が取れなかったために時間を経過したことになり、必要な手続が遅延し、今回に至った状況でございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。こちらからは、いろいろアクションを起こしていたけれども、なかなか応じてもらえないとか、連絡がつかないとかということになったというところですね。

正直こういった事案は、長引いただけ、やっぱり話が二転三転してしまうところもあったりするのかなと思っています。今回、市の過失が10割ということなので、まだ大丈夫だったのかなと思いますけれども、これが7対3とか、6対4とかになったときに、微妙なはざまで、またこれが言った、言わないとかとなっても、ちょっとそういうのは、なかなか厳しいのかなと思います。できるだけいろいろアクションを取っていただいたというところはあるとは思いますが、早急に解決、また、収束していつてもらうような形でお願いできればなと思います。

先ほど鎌田議員も安全対策という部分で、いろいろご質疑をされていたんですけれども、1点だけ確認させていただきたいのが、除草作業していたときの機械というのは、肩かけ式の草刈り機だと思います。その草刈り機の中の防護カバーというのもしっかり、これはされていたのか、その辺もお伺いいたします。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 刈払機の設備についての問合せかと存じます。

今回、専決処分させていただいたときに使用しておりました刈払機に、そういった防御といえますか、そういう装置といえますか、設備みたいなものはついていなかったということでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。

とはいえ、安全のところは、防護ネットとか、しっかりやっていたというところで、日本全国、結構こういう事故というのは、多発しているのが事実なのかなと思っています。草刈りをやる会社もありますけれども、作業手順書などをしっかり作って、先ほど監督さんという話もありましたが、そういった人たち、人員がプラス1名になってしまうかもしれないんですけれども、そういった安全対策はしっかり今後も引き続きやっていただいて、足りないようであれば、1名でも追加するというところで、本当に事故がないような形でお願いできればなと思います。

以上で、私の質疑は終わります。

○議長（浅野敏江） 以上で、桑原議員の質疑は終了しました。

17番土見大介議員。

○17番（土見大介） それでは、私からも大きく1点だけ質疑をさせていただきたいと思います。

質疑の内容は、報告第1号の一般会計繰越計算書のところなんですけれども、資料No.4の5ページです。デジタル推進費の繰越しについて、伺いたいと思っております。

こちらの理由を拝見させていただくと、受注者理由のという話が書いてあります。リソースの逼迫等ということで理由が述べられているわけです。まず、気になるところなんですけれども、もちろん遅延が発生すると、市役所側の業務もそれだけ後ろに延びてしまうということが懸念されるわけです。この契約の中で、作業に遅延が、遅れた場合は、どう対処するのかとか、ペナルティーがあるのかとか、その契約上の対応というのは、どうなっているのかをまず伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） デジタル推進費の事故繰越についてのご質疑でございました。

本市では、自治体標準化システムの導入に向けまして、令和7年度末の稼働を目指して作業を進めてきておりましたが、受注者からは、一部、年度内完了が困難だと申出がありました。

契約上は、その申出に基づきまして、期間の延長については、特段ペナルティー等のことについて、記載されていませんでしたので、そういった形で、まず、履行期限を3月31日まで1年間延長することで、契約変更したということになります。

以上になります。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

そうすると、行政側としてもスケジュールにはある程度余裕がという話だったと思います。

とはいえ塩竈市のデジタル推進の計画とかを見ていくと、それこそちゃんと1年刻みでしっかりと計画が立てられていると思いますけれども、実際この遅延が発生したことによって、本市のDXの推進とか、もしくは、最終的な新たな市民サービスのスタートの部分ですか、そういうところに対しては、どのような遅れが生じるのか伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） 今回の遅延につきましては、確かにシステムは遅れているんですけれども、市民サービスの部分につきましては、既存のこれまで使っていたシステムを併用する形になっていますので、まずは、そこについては、支障はないかと捉えております。

以上になります。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。支障がないということで安心いたしました。

実際、このシステムの、ある意味、納入というか、更新が遅れてしまうという、その後に関所側で様々な手続を急いでやらなければいけないかなとは思いますが、そうしたときに、例えば、新たな人員をそこに配置しなければいけないとか、残業しなければいけないとか、そういうことで余計な本来発生すべきではない出費が発生するようなケースも考えられるわけなんですけれども、その点は、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） 議員のご指摘のとおりで、今回、そういった形の掛かり増し経費と言われるようなところが発生するのかと捉えております。そちらの部分につきましては、今年度各課から情報をいただいております、数字を積み上げております、今後業者と協議をしていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

ここは、もちろん先方の理由による事故ということになっていますので、契約上どうなっているか詳しいところまでは分かりませんが、先方をお願いするところが筋なんじゃないかなとは考えております。

そこで、もう一点気になるところで聞きたいわけなんですけど、先方のリソースの逼迫等ということが理由として書かれているわけなんですけれども、もちろん役所としても工程管理というのはしてきていると思います。なので、この土壇場になって事故繰越という前に、ある程度、もう間に合わないということが見越せるんだったら、繰越明許にするとかという対応が取れるのではないかと思いますけれども、その点、何で、特にリソースの逼迫、急にいなくなったとかなら別ですよ、その担当者が。じゃなければ、リソースの逼迫というのはある程度予測、予見ができていたものだと感じるのですけれども、なぜこれが、事故繰越になったのか伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） 今回の件につきましては、3月18日、23日、そのあたりで難しいという申出があったというのが、まず、1点ございました。今回につきましては、あくま

でも契約をしているので、受注者側の履行を確認していかなければいけないのは、大前提なんですけれども、進捗管理の部分につきましては、我々も業者と積極的に関わりながら進捗管理していかなければいけないと捉えているところでございます。

以上になります。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） まず、ご指摘のとおり、我々できちんとした履行管理のところの工程管理を行ってこなかったということが、まず、今回の繰越明許費が取れずに事故繰越を招いてしまったというところについて、我々として反省をしなければいけないと考えております。

業者から3月云々というお話がございましたが、それまでの工程管理をしっかりとしながら、我々でしかるべき対応をやってこなかったというところは、今回、十分に反省をいたしまして、次回、こういうことのないようにつなげていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

最後に、今後のことについて、確認なんですけれども、IT業界も御多分に漏れず人手不足だったりとか、AIの台頭もあって、大分再編も大きくなってくるかと思います。その中で、このようなケースというのは、今後も考え得るものだと思うわけです。先ほど工程管理ができていなかった、不十分だったという話もありますけれども、役所側としても相手の先方のリソースとかをちゃんと把握したりとか、工程をしっかり把握できるそれなりの知識とか、相手と話ができる人材というのをちゃんと育成した上で、相手の市場の動向なども考えながらやっていく必要というのはあると思います。そういうところ、市として今後どういう対策を取っていこうと考えているのか伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 実は、デジタルリソースは、我々行政の非常に逼迫している部門と考えてございます。やはり全国的な人手不足というのは、業者だけではなくて、我々行政もとを考えておりますが、まず、我々にできますのは、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、まずはしっかりと相手からの工程管理、工程を出していただいて、それがしっかりと履行できているのかというところを十分確認しながら対応していくことなのかなとは、考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

こういうシステム改修という国の号令とかで一気に需要が発生したりして、どうしてもこの業界も人手の波が激しかったりもするので、そういうところをしっかりと管理をしていただいて、あとは、余裕があるものであれば、オフピークに合わせて発注をかけるとかもありだとは思っていますので、しっかりと今後こういうことのないようによろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（浅野敏江） 以上で、土見議員の質疑は終了しました。

11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 市民クラブの志子田吉晃です。

私からも何点か専決処分を聞きたいと思います。

最初に、専決第4号「車両損傷事故による和解及び損害賠償の額の決定について」ということで、カーブミラー劣化に伴う車両損傷事故のことです。

それで、ここで聞きたいのは、この事故の原因と状況、それから、その後の対策として市内全域のカーブミラーの点検を行うのかというこの2点、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、2点お答えさせていただきます。

初めに、原因と状況でございます。こちらにつきましては、令和7年12月9日正午頃、宇庚塚地内に設置いたしておりました、カーブミラーが倒れ、隣接する敷地内に駐車していた車両に接触し、車両前方バンパーに擦過痕が生じた事故となっております。事故の発生後、現地確認したところ、カーブミラーの支柱の根元部分に腐食があり、当日は強風であったことから支柱が折れ、倒壊したことが、事故の原因であると推測しております。

また、その後の対応というところでございますが、今、申し上げましたとおり、発生後、直ちに同じ時期に設置されたと思われます当該団地内のカーブミラーを点検させていただきました。さらに、今年2月までに、市内全域のカーブミラー延べ688基の点検を完了したところでございます。この点検結果からは、倒壊の危険度は低いものの、支柱の腐食等により不具合があるカーブミラーが、3基確認が取れましたので、今後、計画的に修繕を進めていくた

いと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。早速、その後点検されて、688基、そして、3基も修理を行う。迅速な対応、ありがとうございます。

それでは、そもそものこの1回目のこの事故ですが、12月の強風とはいえ、下が、根本が腐っていたといっても、強風で倒れるくらいまで腐食が進んでいたということは、相当、ちょっと言葉がいいかどうか分かりませんが、ぶん投げっ放しになっていた。全然さっぱり見もしないし、誰も危機管理しない。じゃないと風で倒れるとは、ちょっと考えにくいです。私は、最初カーブミラーに車両がぶつかったので、そのはずみで倒れて、その車両を破損したんじゃないかと考えたんですが、強風と言われたので、強風で倒れるくらいのところまで腐食が進んだものをそのままだったということに対しては、どのようなご意見をお持ちですか。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） ご答弁申し上げます。

まず、我々産業建設部土木課におきましては、日々定期的に巡回パトロールを行いながら、こうした設置物等について、点検確認をさせていただいておりますが、主には、視認による確認というところが多いかと存じます。

そうした中で、今、ご指摘のとおり、やはり腐食が一定程度進みまして、危険度の高いという部分の確認という部分において、まだ不足があるであろうという捉え方をしておりますので、今後の巡回パトロールにおきましては、視認のみならず、それ以外の手法も検討していきたい。さらには、我々職員のみならず、地域にお住まいの町内会の方々にもお声がけをさせていただきながら、気づいたときには、ぜひご一報を頂戴できれば迅速に対応していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 分かりました。そういうふうに市の職員だけで点検するといってもやっぱり限度があると思います。今、産業建設部長が言われたように、やっぱり市民の協力を得て、いろいろ今後はこういう現場になっているから危ないんじゃないかというのが、そういう情報がすぐ産業建設部長に届くようになれば、事故が起きる前に対処できると思います。

そういう方法として、具体的に今、何か災害なんか起きたときには、市に、現場にメール写

真を送れるような体制になっていると思います。その辺のところが徹底すると、各市民から、もう携帯電話で写真を撮ったらすぐ産業建設部長のところに行って、すぐ今日中に直るといように、対処の早い活動ができると思いますが、その辺のところのこれからのやり方みたいなのを具体的に計画でしたら披露ください。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） ご提案といえますか、ありがとうございます。

やはり既存の仕組みですとか、ツールというものを最大限活用すべきだろうと考えておりますが、いずれにしても、やはり運用という部分が、大切になってくると思います。当産業建設部のみならず、全庁的に、そして、我々が勤務をしていない時間帯、例えば、休日ですとか、夜間、こういった部分の連絡体制という部分も改めて確認点検をしながら、スムーズに情報を入手できるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） すみません。これは、宣伝でもなくて、やっているもので、やっていることをちゃんとご報告させていただければ。

防災ポストというのを、もう三、四年前からやらせていただいていますし、庁舎のところにもポスターをしっかりと掲載をさせていただいて、市民の方から、道路に穴が空いているよとか、災害時に水が漏ったとか、そういうのを多分、今の時点で130件ぐらいいただきながら、その都度対処できるようなポスターも貼らせていただいております。そういったことを年次ごとにしっかりと市民の方々にも周知徹底をして、やっぱり住んでいる皆さんの地域は、皆さんが一番よく熟知されているわけですのでございますから、それを教えてくださいという形で周知徹底をしてやらせていただきたいと思います。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

前から何かあったなと思ったんですけれども、今、市長が代わりに答弁されたようでございましたので、そういうものを活用されて対応を早くお願いしたいと思います。

次の質疑に行きます。

専決第11号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」で、軽自動車税の環境性能割廃止の条例が出たので、この経緯をお聞かせください。

○議長（浅野敏江） 星市民生活部長。

○市民生活部長（星 和彦） それでは、お答えさせていただきます。

軽自動車税の環境性能割廃止の経緯でございますが、令和8年度税制改正の大綱が、令和7年12月に閣議決定されました。その中では、国内自動車市場の活性化を図るとともに、軽自動車を含む自動車ユーザーの自動車取得時の負担軽減、簡素化を図るため、令和7年度末をもって自動車税及び軽自動車税環境性能割の廃止が示されてございます。その後、国会におきまして、令和8年3月31日に環境性能割廃止を含めた改正地方税法が、可決、成立、即日公布してございます。これに伴いまして、本市市税条例につきましても関連する条項の改正を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

経緯から分かって、とにかく中古車が古くなると余計に税金が高くなるという、ちょっと考えられないような税制でしたので、これを直していただいたのは、一般市民にとっては、私も新車じゃないから、古い車に乗っていると引っかかる場所がございますので、いいことだなと思って聞いたところです。

詳しいことは、あとは各常任委員会で審査されるでしょうから、今日は、それ以上のことは聞きません。これはこれで以上とします。

それから、専決第13号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、これも子ども・子育て支援金等は、結局は増税だったんじゃないかという質疑を私、していたんですけども、私の担当常任委員会でございますので、先ほど伊勢議員も聞かれたようなので、これは、割愛させていただきます。

その次の報告第1号のことを聞きます。報告第1号「一般会計繰越計算書について」です。

これについて、繰越計算書の、この考え方なんですけれども、限度額から減額となった事業と減額の理由、その辺のところの理由をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（浅野敏江） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） では、一般会計繰越計算書につきまして、今回、2月定例会で設定させていただきましたその限度額19億1,348万6,000円が、今回、実際の繰越しとしては、17億4,715万2,437円と、大体1億6,000万円ほど減となった主な理由をまず申し上げさせてい

ただきますと、事業といたしましては、道路橋りょう災害復旧費で5,300万円、市道整備事業費で3,000万円、LED整備、防災対策事業でも1,600万円、各道路維持補修工事費で1,500万円ほど限度額よりも実際の繰越額が減少している。これは、こういった理由かといいますと、2月定例会の段階では、繰越しする可能性がこれぐらいあったと。繰越しするかもしれないと申し上げていた金額が、実際その後、工事を進めたですとか、あるいは、支払いが、前払いで実は終わる予定だったのが、完成払いまで行けたとか、そういう支払いですとか、工事進捗がある程度順調に進められたという部分が、実際の繰越額の縮減につながったと申し上げられる一面があります。

ですから、今回、1億6,000万円ほど、限度額から繰越額が下がっておりますけれども、そういった要因が一つあると申し上げさせていただければと思います。

以上です。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。説明にいろいろ何項目も具体的に言っていただきました。

だから、1億6,000万円の分が、実際に事業がなされたので、その分を減らしたんですよということは、市の職員の方も一生懸命その分仕事をしてくれたというものの裏返しじゃないかなと思って聞いたんですけれども、私の理解は、間違っているんでしょうかね。お願いします。

○議長（浅野敏江） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） まさに今、おっしゃってくださいましたように、今回、限度額が実際下がって繰越しが少し少なくなったというのは、一面まずは、計画どおりに進んだ部分があるということで、そうなりますと当然、今回、令和7年度から令和8年度に繰り越す分につきましても、もしそれを繰り越していたら令和8年度の仕事としてそれが当然残ってしまっていた部分が、減ることによって、今度令和8年度の事業に集中できるという状況も生じますし、予算の柔軟性ということにもつながりますので、それだけではないんですけれども、ただ、今回、下がったことによって、そういういい一面があるというのは、間違いございません。

以上です。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。そういうことですから順調に進んできた。

それで、どのくらい順調にこういう繰越しが少なくなったかというのを、今年のことだけで考えてもなかなか比較できないものですから、事故繰越の前年度の比較、そういうことを考えると、大分私は、この表を見て、改善してきたのではないかな、仕事の進み具合がよくなったんじゃないかなと考えているんですが、比較で説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 事故繰越の前年度比較ということをお尋ねだったと思います。

今回、令和7年度の事故繰越は、件数で2件、翌年度繰越が、総額で3,591万4,250円ということで、事故繰越ですので、あまり望ましくないということがある前提ではあるんですが、去年と比較しますと、令和6年度の事故繰越件数は1件だけだったんですが、翌年度の繰越額は4,874万2,100円でしたので、件数は今回、1件増えましたが、金額そのものは、昨年よりも1,282万円ほど小さくなっている状況になっております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） いろいろ改善していただいているということが分かりましたので、私の質疑はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（浅野敏江） 以上で、志子田議員の質疑は終了しました。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野敏江） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第2号ないし第4号

○議長（浅野敏江） 日程第4、承認第2号ないし第4号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました承認第2号から第4号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、承認第2号及び承認第3号について、ご説明申し上げます。

この案件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、災害援護資金貸付金請求事件に係る訴えの提起について、令和8年4月6日付、令和8年4月27日付でそれぞれ専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、本市が貸し付けた災害援護資金貸付金の返済を行わず、督促及び催告に対しましても連絡がなかった相手方に対し、仙台簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、被告が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したものでございます。

市が、その当事者である訴えの提起におきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をいただく必要がありますが、裁判所への訴訟手続を進めるに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分を行ったものであります。

次に、承認第4号について、ご説明申し上げます。

この案件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、宮城海上保安部巡視船「ざおう」重油流出事故に関連する令和8年度塩竈市一般会計補正予算について、令和8年6月1日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

令和8年3月25日に発生いたしました重油流出事故に関しては、市内の浅海漁業者が大きな被害を受けていることから、生産者の負担軽減と早期再建を図るため、本市として、民間のつなぎ資金制度による貸付けに係る利子補給を行うものであります。

専決処分の内容でございますが、利子補給に要する経費について、歳入歳出予算にそれぞれ470万円を追加して、総額を254億9,470万円としたものであります。

また、債務負担行為につきましては、貸付期間が令和9年度までとなることを見込まれることから、1件を追加するものであります。

本来であれば定例会または臨時会でお諮りをし、議決をいただくところでございますが、被害を受けた浅海漁業者のためにも早急な対応が必要であり、臨時会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分を行ったものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（浅野敏江） これより、承認第2号ないし第4号の質疑に入ります。11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 市民クラブの志子田吉晃です。

承認第2号「災害援護資金貸付金の滞納額支払いを求める訴えの提起」について、お尋ねします。

先ほど市長から、提案理由説明で、これは、地方自治法第96条第1項第12号の規定で、議会の議決が必要であるが、議会招集の時間的余裕がなかったので専決処分を行ったとのことであり、という説明を聞きました。議会の議決が必要だということでございます。

そこで、そもそもなんですが、この災害援護資金、そもそも論をお聞きます。

まず、第1点目、貸付金と給付の違い、第2点目に、貸付金になった経緯、この2点をお聞きます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） それでは、お答えさせていただきます。

貸付金と給付の違い、また、貸付金となった経緯についてでございますが、まず、貸付金と給付の違いでございますが、貸付金に関しましては、被災者の一時的な金銭的支援、こちらを理由といたしまして提供され、原則として返済が必要となるものでございます。

給付は、返済の必要のない支援となっております。この給付についてございましたが、災害義援金や弔慰金、こちらに関しましては、被災状況に合わせて、被災された方それぞれに支給されているものですが、災害援護資金につきましては、世帯主の負傷や住居家財に著しい損害を受けた方に対して、災害義援金などでは足りない、生活再建が困難な方を対象に貸付けという形で支援する内容となっております。

なお、一律に貸付けを行うわけではなくて、被災された方の申請により、貸付けを行うとなったこと、以上でございます。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。貸付金だから返済が必要ですよ。それから、これが災害義援金であれば、頂いたものだから返すことはないんだけどという説明でした。

それで、そもそもなんですが、今、こういうふうに承認第2号と第3号で裁判で争っているという事態は、結局はこのお金を返してしろということで来ているんですが、これが義援金、結局、給付金だとすればそういう事件は、これは起きなかったと私は思います。

それで、何でその当時、震災でみんなが困っているから、生活が大変だから貸し付けますとそもそもなったのかというところを聞きたいんです。本来であれば、この大きな震災ですか

ら、そして、被害に遭った方も後から払うといったって、若い人は働いて返せるかもしれませんが、例えば、80歳で被害に遭って、あと何年生きるか分からない人が、10年後に、まだ残っているから返してくださいよ、これは、ちょっと不可能だと思います。だから、これは、結局は政治判断で決まったことだと思いますが、その辺のところの経緯もお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいま、貸付金ではなくて給付で行えばというお話でございました。

ただ、こちらに関しましては、当時、東日本大震災発災以降の状況で、かなり多くの方、今、この給付は、災害の義援金という格好でお出ししているもの、そのほかに国の制度に基づいた格好で弔慰金として支出させていただいているものがございます。ほとんどの場合、こちらで大体足りているのかなという状況でございましたが、それだけでは生活再建がなかなか難しいという方が、中にはいらっしゃいます。そういった方々に対して、600件ほど、600件強貸付けを行ってございましたが、こちらの方々に対して、こちらも国の制度に基づく格好でございましたが、災害援護資金という格好で貸付けを行ったということで、こちらは、全国一律の制度の中で行っているものでございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

そうはいっても返せない人は、なかなかどこまでいっても返せない。あとは、死亡してしまえば、もう返さなくてもいいという法律手続になるんだと思います。もう返せないことが分かっているこの600件ぐらいの残られた方に対して徳政令的な、もうここまでいっぱいやってもらったんだから、もうこれ以上苦しむのをやめましょうという、そういう徳政令的な何か、これは、国策でやっているから国で決めてもらわなければいけないかもしれませんが、そういうことをやっぱり塩竈市の市民もこれで苦しんでいる人がいるから、国でも「もうチャラにしてけろ」という要望運動みたいなのを、そういうことを進めないと、こういう問題は、これからも起き続けると思いますので、これは、私の考えで、要望だけでございますので、そういうことを進めていただきたいと思います。要望だけで終わります。

以上です。

○議長（浅野敏江） 以上で、志子田議員の質疑は終了しました。

1 番志賀 勝議員。

○1 番（志賀 勝） かいしんの志賀でございます。

私からも専決処分の承認を求めることについてということで、災害援護資金貸付金の滞納額支払いを求める訴えの提起について、承認第2号について、ご質疑をいたします。

訴えの提起が発生した理由の詳細について、まず、お聞きしたいと思います。

以後の質疑は、質問席にて行います。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちら、承認第2号、第3号の、専決処分の承認を求めることにつきまして、訴えの提起が発生した理由ということでのご質疑でございます。

本市が、平成23年度に貸付けを実施いたしました災害援護資金貸付金の返済が行われず、これまで数回、督促や自宅訪問に対しても返済がなかった債務者、こちらに対しまして、致し方なく裁判所への支払い督促、こちらを申立てを行ってございます。

その後、債務者が支払い督促に対して異議申立てを行ったために、こちらの、先ほど市長からも提案の説明がございましたが、民事訴訟法の第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したものであるという中身でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 志賀議員。

○1 番（志賀 勝） ありがとうございます。

返してくださいというお話をしたんだけど、応じていただけなかったのが、当然、その法的な手続をしないと、その処理ができないというところで提起をしたところ、相手方から不満があるということで裁判に今、なっているという認識で間違いないでしょうか。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 志賀議員のご質疑、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 志賀議員。

○1 番（志賀 勝） ありがとうございます。

そうしますと、それまでどのような督促を行っていたかとか、その返済能力があるか、なかったというところについての評価という部分については、今回の裁判とは関係があるのか、

ないのかお聞かせください。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

こちらの裁判の提起、裁判の提起というか、裁判所への支払い督促を行うところの前段で、まずは通知でもっての督促、催告を行いながら、あわせて自宅訪問などを度々行っております。こうした中で、あるいは、その方々の支払いの能力だとか、こういったところがあるかどうか、先ほど志子田議員からもお話がありましたように、ある程度高齢になっている方、今、15年経過している状況でございましたので、支払いの能力等々を勘案しながら、支払いの督促の手続を行わせてもらっている状況です。こちらに関しましては、本当に1度2度ではなくて、度々行って、様々な調査を行いながら支払いの能力、こちらの確認をさせていただきながら対応させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

そうしますと、言葉がちょっと適切かどうか分からないんですけども、やや悪質であったりだとか、無責任であったりだとか、当然、今、同じようにお金を借りていて返して下さっている方もいらっしゃるというところとの公平性という観点からも、やはり一度は裁判という手段を、違いますね。裁判所に訴えを起こすという手続を踏まないとその先に進めないという解釈の下に、やむを得ず提起をしたということによろしいでしょうか。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 志賀議員がおっしゃるとおりでございます。

こちらに対しては、悪質なケースだけではなくて、やはり市長からお話もありましたように、なかなか連絡が取れない方、結局、その事前の相談に至らない方などに関しましても、私どもでは、その後の対応に苦慮してしまうものですから、裁判所に対する支払督促、こちらを行うような判断に至っております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。経過については、分かりました。

それで、一応この承認第2号なんですけれども、議会で承認されなかった場合に、手続は今

後どのように進むのかというのを教えていただくことは可能でしょうか。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

なかなかこちらに関しましては、お答えしづらい部分もあるんですが、基本的に議会の専決処分の承認が得られなかった場合であっても、第三者に対する不利益を与えないために、専決処分自体が無効になることはないと理解、解釈をさせていただきます。

しかし、地方自治法第179条第1項第4号の規定では、条例の制定もしくは改廃または予算に関する処置について、承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとされていることから、今後に向けた適正な対応を行いながら議会に報告することになるかと捉えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

そうすると、こちらの議会承認という話になりますと、我々が承認する場合というのは、恐らくどういった督促とか、今までの状況以上に個人情報のことまできちっとお伺いしないと判断ができないという事例も発生してくるということにはなるかと思えますけれども、そのことを心に留めながら議案を承認するかどうかを考えたいと思いますので、取りあえず私の質疑は、これで終わります。

以上です。

○議長（浅野敏江） 以上で、志賀議員の質疑は終了しました。

13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 日本共産党塩釜市議団の伊勢由典でございます。

令和8年6月定例会の承認第2号、第3号について、お尋ねをしたいと思います。

今回の災害援護資金の滞納額の支払いを求める訴えの提起ということで、専決第17号ですか。承認第2号ということで、内容としては、滞納額が153万8,293円と、それから、専決第18号、承認第3号の滞納額が示された額は、159万1,338円ということです。

提案理由にもありますが、改めてお聞きしたいのは、1つは、それぞれ支払いの督促は行った、塩竈市が仙台簡易裁判所への支払いの督促を行ったということとの関係で、相手方が、

異議申立てを行ったと、こういう話です。

そこで、改めて、塩竈市が仙台簡易裁判所への支払いの督促を申し立てた日付が明確ではないので、その点について、もう一つは、相手方の異議申立てというのは、いつ頃行われたのか、そういうことについて、お聞きをします。

さらに、今回の地方自治法の関係で、第179条ですか。承認をすることについて、至った理由について、改めてお聞きしたいし、地方自治法第180条では専決処分を認めておりますが、第179条に至った経過、この間の経過について、再度確認をさせていただきます。

次に、令和8年度の一般会計補正予算、承認第4号について、お尋ねをします。

海上保安部巡視船「ざおう」の重油流出事故と漁業者に対する利子補給ということで、470万円ということで提案がされております。先ほどの提案にあるとおり、債務負担行為だと、こういうことです。

事故の経過は、詳しくは、これまでの経過は大体皆さんご承知だと思いますが、いずれにしても3月25日の重油流出事故、15キロリットル、そして、ワカメ、昆布等の1,000トンの被災、被害と、こういうことでありました。

日本共産党塩釜市議団も国会議員の岩渕 友さんと共に現地を訪れて現地調査をして、その後、海上保安庁と、それから、海上保安部ですか。いろんな原因について、要請状を提出をしてきたくだりがございます。それを受けて、国会での参議院の農林水産委員会での事故の究明について、岩渕 友参議院議員から質疑をして、その後、農林水産大臣が、塩竈市にも訪れて現地視察をしたという経過であります。

お聞きしたいのは、要するに結論から言うと、いろんな新聞報道がありますから、470万円の利子補給の関係は、東日本信用漁業協同組合連合会のつなぎ資金5,000万円の借入れに対する利子補給だと思います。利子補給としては、2.5%とたしか言われておりましたが、改めてこの利子補給の活用の見込みは、どのぐらいなのかお尋ねをしたいと思います。

次に、被災した事業者は、全体としてどのぐらいの件数が被災しているのか、その辺について、改めて確認をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

承認第2号及び第3号に係る支払い督促日及び異議申立て日に係る日にちの関係の確認でございました。

承認第2号につきましては、令和8年2月17日付で、本市から仙台簡易裁判所に支払い督促申立てを行い、3月5日に債務者から裁判所に対して異議申立てが行われ、本市では、これを3月17日に督促異議申立書を受領している状況でございます。

また、承認第3号につきましては、令和7年12月10日付で本市から裁判所に支払い督促の申立てを行い、令和8年4月2日に債務者から裁判所に異議申立てが行われてございます。本市では、これを4月9日に督促異議申立書を受領したため、民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなし、訴訟に移行したものでございます。

先ほどの専決処分になった経過についてでございましたが、今、ただいまお話ししたように、訴訟を進める手続に当たりまして、通常訴訟移行に伴う手続において議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条による専決処分に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、承認第4号、令和8年度一般会計補正予算に係る部分について、2点ご質疑を頂戴しましたので、答弁申し上げます。

まず初めに、今回、被災した漁業者の経営体数でございますけれども、延べ27経営体に及びます。内訳といたしまして、漁協別では、宮城県漁業協同組合塩釜地区支所で17経営体、塩竈市漁業協同組合で10経営体、漁業種別では、ワカメ・昆布で25経営体、ノリ2経営体となっております。

2点目でございます。今回、東日本信用漁業協同組合のつなぎ資金を活用させていただくんですけれども、今後の申請見込みというところでございますが、まずは、県のサポート融資につきましては、短期融資でございますけれども、4件の相談申請があったと我々、伺っております。残念ながら制度上、希望する金額を借りられなかった方もいらっしゃるということをお聞きしておりますので、こういった方を含め、今後、ご申請いただくのではなかろうかと捉えてはおりますが、一方で、新聞報道にもありますとおり、国におきましては今月19日に、そういった一部の水族被害の賠償金をお支払いするといったようなところも出てきております。

そうしたことから、先週の金曜、関係者とも確認をさせていただいたんですけれども、なかなかそうすると借りない方も出てくるかなということではあるんですが、一方で、まだこの賠償については、これからです。まだ入り口の段階で、今後、先の部分については、まだ一

切国からお示しいただけていないという状況がございますので、今回は債務負担を取らせていただいています。期間は、1年間でございます。今現在、その一部の4月分についての賠償が確定してお支払いいただけるということではありますが、それ以外の部分については、まだ未定という状況にありますことから、やはり我々、地元の生産者の方々に寄り添うべきだろう。さらには今後いかなるときがあっても我々、何か市ができなければいけないだろうというところからも今回、改めてこういった専決処分の手続を取らせていただいて、債務負担を取らせていただいたという状況でございますので、何とぞご理解願います。

以上です。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。今の答弁を聞きますと、かなり厳しいなということは察しがつきます。

いずれにしても今回の利子補給という点で、様々必要な借入れをしなければならないということでの対応、かなり賠償もどういう形になるのか。私たちも新聞報道でしか知る由はないので、この辺も含めて、ひとつ対応等をよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、専決処分の承認の関係で、先ほど承認第2号と承認第3号ですか。それぞれ申し立てた、あるいは、裁判での関係、異議申立て等々の話がありました。

それで、全体として600件ぐらいの件数があるんだということで、志子田議員にお答えになりました。そうしますと、聞くところによると今後こういった裁判の関係で、50件ぐらいあるみたいな話は、ちらっと聞いたんですけれども、そういうものも含めて、こういう係争というか、訴えの関係が今後出てくるのかどうか、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

こちらの災害融資の貸付けに関しましては、平成23年の発災以後に関しまして、数年間にわたって貸付けを行っている状況でございます。当然貸付け、発災直後から1年、2年から、二、三年ぐらいに関しましては、非常に多い件数で貸付けを行っている状況。先ほどお話しさせてもらいました災害義援金、こちらをある程度使ってから貸付けになるのかなと思われまので、若干のタイムラグが出てくるということでございます。

その状況でございますが、その後に7年据置き、その後に6年、13年かけてお支払いをしていくわけでしたが、こちらの支払いの期限が、その後にそれぞれ貸付けの出した年

度に応じた格好で支払いの期限が来るということで、これからだんだん増えてくることが予想されるということです。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。案件が増えてくるところは、確認をさせてもらいました。

そこで、もう一つ、仮にその貸付けをした方々の据置きの期間が終わった。返済の段階に移るということ。もう一つ、考えていくと、これは、国からの貸付け、県の貸付けということですので、返済をしなければならないという、そういうものですよね。そういうものだとすると、仮にこれが、単純に言えば、返済が滞ってしまったという場合には、塩竈市がお金を支払わなければならない、こういうことになるんですか。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらに関しましては、伊勢議員がおっしゃるとおりで、例えば、自己破産だとか、ご本人が亡くなった後に相続放棄をなされていたり、あるいは、資力がないと判断された方、こういった方に関しましては、ある程度免除というところでの措置はございますが、そういった正当な理由がない方の貸付けが滞ってしまった場合に関しましては、市がその分を負担しなければならない制度になっています。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

こういった案件も、今後議会の中でも出てくるのかなと思いますので、その都度いろんな議論があるかと思いますが、いずれにしても今回の対応については、私からその点、質疑、確認して終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 以上で、伊勢議員の質疑は終了しました。

暫時休憩します。

北側委員会室において議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員及びオブザーバーの議員の出席をお願いいたします。

午後2時42分 休憩

午後２時４７分 再開

○議長（浅野敏江） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野敏江） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の承認第２号ないし第４号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野敏江） 異議なしと認め、承認第２号ないし第４号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第２号ないし第４号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅野敏江） 起立全員であります。よって、承認第２号ないし第４号については、原案のとおり可決されました。



日程第５ 請願第４号ないし第６号

○議長（浅野敏江） 日程第５、請願第４号ないし第６号を議題といたします。

今定例会において、所定の期日まで受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。



日程第６ 議案第２７号ないし第３１号

○議長（浅野敏江） 日程第６、議案第27号ないし第31号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました議案第27号から議案第31号までにつきまして、提

案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第27号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」であります。地方税法等の一部改正により、一定の条件を満たす対象者の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限の見直しや固定資産税の免税点の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第28号「塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」であります。東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第29号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」であります。東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等により、本市に転入された被災者の国民健康保険税について、令和8年度分の税額についても減免の対象とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」であります。国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰の影響を受ける町内会や介護サービス事業所、医療機関や中小企業者等の負担軽減のための事業費、学校や社会教育施設的环境向上のための施設整備費、最高裁判決を受けての生活保護費の追加給付費などを計上し、歳入歳出予算にそれぞれ3億350万8,000円を追加いたしまして、総額を257億9,820万8,000円とするものであります。

主な歳出予算であります。物価高騰対策事業では、

物価高騰の影響を受ける町内会などの活動に対して、費用負担を軽減するための助成金を交付する事業費として
1,681万2,000円

介護サービス等の安定した提供体制の維持を図るため、市内介護サービス事業所等に対して補助金を交付するための事業費として
634万5,000円

同じく、医療サービス等の安定した提供体制の維持を図るため、市内医療機関等に対して補助金を交付するための事業費として
825万9,000円

市内経済において消費を喚起するための割増商品券事業として
1億3,627万5,000円

中小企業者が行う新たな販路拡大など、事業継続を支援するために交付する物価高騰対応中小企業者チャレンジ支援補助金として
2,050万円

次に、学校や社会教育施設などの環境向上のための事業では、

公共施設の空きスペースを活用し、子どもの遊び場を整備するための予算として

150万円

学校教育環境の向上のため、洋式化率の低い学校のトイレ改修工事やホワイトボードやスポットエアコンの購入等を行うための予算として

450万円

公民館の環境向上のため、中会議室の壁や床等を整備するための予算として

400万円

次に、生活保護費等の追加給付のための事業では、

令和7年6月の最高裁判決により、平成25年の生活扶助基準改定における国の判断過程や手続に過誤が認定されたことに伴う保護費の追加給付を行うための予算として

7,974万円

次に、各種サービスや事業実施などのために必要となる事業では、

市税条例の改正や所得税の基礎控除額見直し等に伴う電算システム改修のための予算として

220万円

障害福祉サービス等の報酬改定に伴う障害者自立支援給付審査支払等システムの改修のための予算として

363万円

地域おこし協力隊員の任期が、特例により延長可能となったことから、事業費を増額するための予算として

626万7,000円

本年1月22日に発生した火事により、使用不可となっている市営伊保石住宅の現状復旧を行うための予算として

1,348万円

などを計上してございます。

これらの財源につきましては、

物価高騰対策事業や生活保護扶助費に係る国庫支出金として

2億3,216万7,000円

子どもの遊び場整備事業や小中学校管理費に係る寄附金として

1,000万円

物価高騰対策事業に係るミナト塩竈まちづくり基金繰入金や市営住宅維持管理費に係る市営住宅基金繰入金、財政調整基金繰入金として

4,869万1,000円

市営住宅維持管理費に係る諸収入として

1,265万円

などを計上してございます。

次に、議案第31号「令和8年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります。国庫補助事業を活用した水道料金等調定収納システムの更新に伴う費用を計上し、資本的収入に1,650万円、資本的支出に5,445万円を追加し、資本的収入を4億4,895万7,000円、資本的支出を10億

2,342万4,000円とするものであります。

また、債務負担行為につきましては、当初予算で予定していた水道料金等調定収納システム賃貸借を廃止し、新たに水道料金等調定収納システム利用料など2か件を追加するものであります。

以上、各号議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（浅野敏江） 暫時休憩いたします。再開は3時5分といたします。

午後2時57分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（浅野敏江） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第27号ないし第31号の総括質疑に入ります。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 日本共産党塩釜市議団の伊勢由典でございます。

6月定例会の議案についての総括質疑を行います。

1つは、議案第27号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」と議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」について、お尋ねをいたします。

議案第27号では、住宅ローン控除延長について、提案をされております。所得税の住宅借入金等特別控除、住宅ローン控除の適用期限が延長されたことに伴い、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限を期限延長するという提案でございます。適用時期は令和9年度、つまり来年度から適用するとしております。また、公益信託制度に関する寄附金税額控除も令和9年度から適用するとしております。

そこで、お聞きをいたします。

1つは、住宅ローンの控除の延長に伴う、そういった対象想定件数といいますか、そういうものについて、分かる範囲でお尋ねをいたします。

質疑の2点目は、公益信託制度とは一体どういう制度なのか、私も初めて聞いた名称ですので、改めて公益信託制度とはどういった制度なのかお尋ねをします。

質疑の3点目は公益信託制度の開始に伴い、個人住民税の寄附金税額控除は、令和10年度から適用と提案されております。そこで、質疑は、個人住民税控除のおよその対象件数というのは、どのぐらいを見込んでいるのかお尋ねをいたします。

議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」について、お尋ねをいたします。

その中で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した推奨メニュー、先ほど提案理由にもありましたので、5つの様々な事業が推奨メニューとして提案され、1億8,819万1,000円が予算化されております。物価高騰対応の重点の支援地方創生臨時交付金の残高は、議案資料によりますと5,487万4,000円と、こう示されました。国では、既に3兆1,000億円余りの補正予算が可決、成立、3日間の審議ですか、ということで可決、成立されたということが報じられました。したがって、その塩竈市の交付残高の関係であります、5,748万4,000円と、こういうことですが、今般の国の補正予算3兆円の中で、地方で使える交付税重点の支援地方交付金が1,000億円予算化されたと報道されております。

お聞きしたいのは、国ないし県からの通知、交付通知等が来ているかどうか、どのぐらいの交付金なのかお尋ねをしたいと思います。

質疑の2点目は、企業版ふるさと納税を活用した事業について、お尋ねをいたします。

事業内容としては、先ほど提案理由にありましたとおり、玉川中学校トイレの洋式化、学校の備品購入、施設改善、塩竈市公民館会議室等の壁紙の修繕、子どもの遊び場整備等ということであります。

お尋ねしたいのは、特に公共施設の空きスペースに子どもの遊び場を整備するという提案ですが、公共施設を何か所ぐらい想定しているのかお尋ねをします。

質疑の3点目は、コミュニティ支援強化事業について、お尋ねをします。

令和6年度に当たって、150万円の予算で、この12の用品を町内会に当時配布しました。よくよく決算の資料を見ますと、167の自治会町内会がありますが、実際に集会所を有している団体は、決算で見ますと52団体で、令和6年度において40団体にこうした用品を配布したようであります。

そこで、今回の関係で、いろいろな様々な関係でお聞きしたいのは、特に集会所がない町内会に対してどのように対応していくのか。集会所の備品がないと、やっぱりなかなか運用ができないんじゃないかなと思うところなんです、こういったことも含めて、どのように対応していくのか、その辺だけ最初にお聞きをしたいと思います。ご回答のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員に申し上げます。通告内容を超えた質疑がございましたので、その部分は削除していただきます。（「了解しました」の声あり）お願いいたします。

佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 13番伊勢由典議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

私からは、議案第27号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」のうち、住宅ローン控除対象件数について、お答えを申し上げます。

令和8年度個人住民税における住宅ローン控除に該当する件数は、1,601件でございます。今回の条例改正によりまして、住宅ローン控除の適用要件等に変更がないことから、延長後の増減は少ないものと考えてございます。

以降の質疑については、担当からご答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 星市民生活部長。

○市民生活部長（星 和彦） 私からは、公益信託制度の内容等について、ご答弁させていただきます。

公益信託制度とは、個人や企業などが社会貢献のために財産を管理運用するもので、資金を活用し、奨学金支給、研究助成、自然環境保護などの公益活動を行う制度でございます。令和8年4月に新たに公益信託法が施行され、制度がより使いやすく、透明性の高いものへ見直しがなされました。その中に、税制面の優遇措置も含まれており、認可された公益信託に対して寄附をした場合の税控除が新たに加わるなど、寄附環境が整ったところでございます。

また、信託制度に係る寄附金控除に該当する想定対象者について、お答えいたします。

今回の改正で令和9年所得分から新たな寄附金控除が対象となるものであり、令和10年度の住民税申告後から受付が始まります。このため、現時点では対象の把握はできませんので、よろしくお願い申し上げます。

私からは、以上です。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） それでは、令和8年度の国の補正の関係で、臨時交付金が市に幾ら通知されたかということについて、お答えいたします。

令和8年6月5日に国から通知がございました。補正予算成立したことを踏まえまして、塩竈市の交付限度額につきましては2,592万1,000円の通知がございましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、企業版ふるさと納税の絡みになります。

子どもの遊び場整備に係る想定される場所につきましては、今回の予算につきましては、壱

番館の1階の部分で、まず、子どもの遊び場を整理しようと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

壺番館ね。私も壺番館に行くと、残念ながらスペースが空いていてちょっと残念だなという気はするんですが、本来の再開発事業としての、やっぱりもともとの関係でしたが、いずれにしても子どもの遊び場として活用する考えのようですので、あとは係るところは、付託されたところの常任委員会で審査していただければと思います。

私からは、以上で終わらせていただきます。

○議長（浅野敏江） 以上で、伊勢議員の総括質疑は終了しました。

7番桑原成典議員。

○7番（桑原成典） 塩竈維新の会、桑原成典です。

私は、議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」の中から割増商品券事業について、総括質疑をさせていただきます。

今回、本事業は第10弾となりますが、第9弾は8月末の期限で現在進行形で進められております。

そこで、お伺いいたします。現在進行形で進んでいる中、新たに11月から12月に割増商品券事業を行うことに至った経緯をお伺いいたします。

また、第9弾の状況やアンケートなど、確認や分析もしなくて問題がないのか、見解をお伺いいたします。

以降の質疑は、質問席からお伺いいたします。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 7番桑原成典議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

私からは、議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、割増商品券事業について、お答えを申し上げます。

第9弾の総括を行わずに第10弾を実施することとなった経緯についてでございますが、第9弾の割増商品券事業は、近年の急速な円安を起因とした物価高騰等により、市民経済が厳しい状況に置かれていることに鑑み、市民の皆様の生活支援と市内での消費循環を目的として実施しているものでございます。

本年２月末のイラン攻撃に端を発した中東情勢の緊迫化を背景に、我が国は、原油高やナフサ由来製品の調達困難などに見舞われるとともに、消費者物価指数も高い伸び率を示しております。また、７月からは、食品の値上げが約2,300品目にも及ぶと言われておりまして、地域経済や市民経済に落とす影が日増しに色濃くなっていると厳しく受け止めているところでございます。

また、第９弾商品券の換金率につきましては、８月末までの使用期限のものでございますが、５月末時点で既に62％に達しておりまして、多くを使用していただいた消費者も多いとのお声を町なかでも声をかけていただいたりすることで実際に聞いてございます。

このような状況を踏まえながら検討させていただきました結果、割増商品券事業を切れ目なく追加実施することが、市民の皆様の生活を支え、ひいては地域経済の回復の一助となるものと判断をさせていただきました、冬の資金需要に向けまして、今から準備するため、今回、第10弾を提案させていただくものでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○７番（桑原成典） ありがとうございます。

考え方だとは思いますが、実際今、第９弾も物価高というところで、今回の割増商品券も物価高騰でいろいろな情勢があつて、今回、やろうという形でご提案を、ご提案というか、議案が上がってきているものと感じているところです。あくまでいろいろな途中経過の中で、いろんなお声を聞いたというところもあるとは思いますが、結果どうだったかというのが、一番大事なエビデンスになるのかなと思っております。そのエビデンスなしに、次の第10弾をやるというのは、なかなかちょっと事業としてどうなのかなというところを思いまして、アンケートだったりその分析というところをやったりやっていかなくてはいけないと感じているところです。

なので、その辺をもう一度、すみません、見解をお伺いしたいんですが、人の声を聞くというのももちろん大切だと思いますけれども、第９弾をやった結果というのが、非常に大切だと私は思っています。その辺のもう一度認識をお伺いできたらなと思っています。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大切な視点でございますので、私からまたお答えをさせていただければと思っております。

今、桑原議員もご承知のとおり、ホルムズ海峡で合意に達したという報道が流れてございますが、私どもが国政関係者とか、いろんな方々からお話を伺うのは、例えば、今、ホルムズ海峡が開放されたとしても最低限半年以上、元に戻るまでかかるだろうということは、多くの官僚の方々からも国政関係者の方々からも伺ってございます。それがどういうエビデンスかと言われると、それはまた、私自身が調べたわけじゃないので正確なことは申し上げられませんが、それと同時に、大体年間通してこれまでやってきた経験の中では、やはりお金がかかる時期というのは大体決まっております、特にかかる時期と言ったほうがいいと思いますが、新年度だったりお盆時期だったり、年末だったり、こういう時期の選定というのは、ほぼ1年通して変わらずにお金がいよいよ余計かかるということについては、もう私どもとしては、そういう理解がございまして。そうなったときに、年末の資金需要にどのように対処していくか。それと、6月に、たしかちょっと間違っているかもしれませんが、千数百の商品が値上げをした。それで、今回、7月1日には、お答え申し上げた2,300品目のものが上がる。今の時点でこれだけのことがはっきりしている状態の中で、どうやって年末、資金需要に少しでも、少しでも、何というんですか、お手伝いできるのかなと考えさせていただくなどの判断ということになります。

ですから、第9弾を今、やっている最中ですから、これが8月までの中にあって、そこから分析をし、そして、それでまた次の年末に間に合うかといったら、これはもう間に合わない、そういう判断が大きく作用したということは、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

物価高というところで、今回、割増商品券に関しては、経済促進というところが強いと思います。ホルムズ海峡の話もありました。時間がかかるということのも理解はしております。

しかしながら、物価高でやったのが第9弾だと思います。それをなしに第10弾をやるというのは、なかなかやはりその事業として、物価高の事情は分かるんですけども、事業としては、正直成り立たないんじゃないかなと感じております。年2回というところですから、なかなか私としては、難しいものではないかなと思っております。

中身は、常任委員会で議論していただければいいと思いますけれども、やはりマンネリ化もしていると思いますし、使う人が限定的であったりするのかなとか、小規模店舗専用の券と共通券というこのバランスが、実際どうなのかというそういう再検討も改めて本当はしてい

かなければいけないんだらうというところではあるんですけども、そうですね。2月定例会とかでも資料請求としてこの割増商品券の利用者アンケートとかというので、年代別ではありますけれども、その回答の資料も取り寄せていますので、ぜひ所管の常任委員会の皆さんには、そういったところの議論と、また、審査をしていただきたいなと思っているところでもあります。総括質疑なので、ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅野敏江） 以上で、桑原議員の総括質疑が終了しました。

ほかにございませんか。1番志賀 勝議員。

○1番（志賀 勝） 会派かいしんの志賀でございます。

私は、議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」のうちの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、メニューの中に3番目、町内会等コミュニティ強化支援（安心・安全な地域の構築）事業について、お伺いしたいと思います。

こちらの申請の限度額が、1町内会当たり10万円を限度とした理由について、お伺いしたいと思います。

以後の質疑は、質問席で行います。よろしくお願いします。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 1番志賀 勝議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、町内会等コミュニティ強化支援事業について、お答えを申し上げます。

一律10万円の支給とした理由についてでございますが、町内会が主体となって企画される交流事業や防犯防災活動等の事業効果を発揮するためには、小規模な団体も含めて一定水準の活動資金の確保が必要であると考えてございます。

また、本事業につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものであり、予算に限りがありますことから、全ての町内会自治会が持続可能な地域活動を行うための支援として、制度を複雑化させずに、迅速かつ確実に助成するために一律10万円の交付とさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） ありがとうございます。

そうしますと、まず、一つ気になるのが、各町内会といっても人数のばらつきも当然ござい

ますし、大きい町内会、小さい町内会があるかとは思いますが、今の市長のご答弁ですと、町内会の一つの単位として、その町内会が物価高騰で大変だろうということで、その活動については、人数が多くても少なくても一定かかるものについて、補助をしていくという考え方で捉えたんですが、それで間違いないでしょうか。

○議長（浅野敏江） 小倉市民課長。

○市民生活部次長兼市民課長（小倉知美） おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 志賀議員。

○1番（志賀 勝） 私の質疑は、以上であります。

○議長（浅野敏江） 以上で、志賀議員の総括質疑は終了しました。

ほかに。17番土見大介議員。

○17番（土見大介） 塩釜を元気にする会の土見大介です。

私からも大きく1点だけ質疑させていただきたいと思います。

質疑の内容は、議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」の、先ほどの志賀議員と同じ、町内会等コミュニティ強化支援事業、こちらについて、伺いたいと考えております。

この事業は、過去、令和4年度、令和5年度と2回実績があろうかと思います。その中で、令和4年度は、全体の75%の町内会等が利用された。令和5年度は、全体の54%の町内会等が利用されたという実績が残っております。

要するに、非常に10万円という、ある程度額もありながら、そんなに大きくもなく、使いやすい事業なのかなと思いつつも、なかなかこれが、利用するまでに至っていない町内会等も半数があると受け取れるわけです。

そんなことで、前回、私、定例会の中で、これを利用しない人たちというのは、なぜ利用しないのかという話も少しさせていただいたかと思います。アンケートも取ったらいんじゃないかという話をさせていただいたんですが、今回、この事業を今年度も実施するに当たって、過去の実績というのを踏まえながら、どのように改善して今回、提案するに至ったか伺いたいと思います。

以降の質疑は、質問席から行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 17番土見大介議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、町内会等コミュニティ強化支援事業について、お答えを申し上げます。

過去の事業における助成金の未申請団体に対する申請勧奨の取組についてでございますが、昨年度は、申請開始から1か月後の11月中旬に、その時点で申請書を提出していない町内会など、93団体に対して電話で申請を働きかけてございます。また、連絡が取れない団体に対しましては、12月初めに勧奨の通知を送付してございます。その結果、最終的には129団体からの申請があり、未申請は37団体ということになりました。

以降の質疑につきましては、担当からご答弁申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅野敏江） 星市民生活部長。

○市民生活部長（星 和彦） 町内会が求める支援につきまして、お答え申し上げます。

昨年度は77.7%の町内会等に助成金の交付実績がございました。多くの町内会のニーズに合致した事業であり、物価高騰の影響を受けた町内会等の事業活動の継続支援や費用負担の軽減を図ることができたものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

市長をはじめ、昨年度の実績をご紹介していただいたわけなんですけれども、昨年度は、令和4年度、令和5年度とはちょっと毛の色が違って、実際の物という形での多分支援だったと思います。なので、応募する側も申請しやすかったというのもあると思いますけれども、それ以前、令和4年度、令和5年度というのは、非常に申請数もどうしても少なくなっていたということで、今回、令和4年度、令和5年度と同じような形態での事業ということになっております。なので、昨年度から比べると、普通に考えると、申請数というのも結構伸び悩んでしまうのかなという懸念もある中で、今回、どうしてまた10万円という形に戻したのかというの伺いたいなと思っています。

また、その検討として、この事業を今回、10万円という形にするに至った検討の過程で、令和4年度、令和5年度で使わなかった町内会等の方々というのは、何で使わなかったのかというところも調査されたいのかなと思って、前定例会でアンケートも取ったらいんじゃないですかというお話をさせていただいたわけなんですけれども、そのあたりも含めて、

今回、10万円に至った背景をもう一度ご説明をお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 小倉市民課長。

○市民生活部次長兼市民課長（小倉知美） 昨年度、一律10万円で町内会に助成金を交付するコミュニティ強化支援事業を行いました。同じように、令和4年度、令和5年度に10万円の助成金を給付する事業を行っております。そちらは、新型コロナの関係で活動を休止しているそういった団体が、もっとコミュニティ活性化するようにということで助成金を使って、いろいろな事業を行ってほしいという趣旨での事業となっております。そして、令和4年度については、交付団体が126団体、それから、令和5年度が89団体となっております。そして、両方とも補正で予算計上しておりまして、令和4年度が9月補正、それから、令和5年度が12月補正という補正の時期でした。ですので、令和5年度12月補正ですと、なかなか申請をしていただく期間だとか、事業を実施していただく期間というのが短かった。そういう事情もございまして、申請していただく団体が少なかったとこちらでは捉えております。

それで、昨年度令和7年度については、129団体と令和5年度よりも随分申請団体が増えたと思っております。こちらにつきましても昨年度9月補正をしておりまして、以前のそういった申請が少なかったことを反省いたしまして、なるべく長い期間で申請を受け付けられるように、なおかつ4月に遡って、令和7年の4月からの事業を対象ということで配慮をしながら、申請を受付したところ129団体という団体数になったものと考えております。

それで、それ以外で166団体のうちの129団体、残り、申請されなかった団体について、電話などでお問合せをさせていただいて、なかなか申請が難しいとか、申請をされなかった団体の傾向といたしましては、集合住宅だとか、マンションだとか、市営住宅、そういったところの自治会のような組織、そういったところの組織団体さんが多かったというところで、なかなかそういったところでは、何か活動ということもないのかなということを感じております。

今後とも今回の事業について、申請をなるべくしていただきたいと思っておりますので、ほかの団体、町内会で行っている事業などを周知させていただきまして、申請をしていただくことを図っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（浅野敏江） 当局に申し上げます。質疑の時間が限られておりますので、答弁は要領よく簡潔にされますよう、ご協力願います。

土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

決算資料を中心に引っ張ってきたので、1年度分、僕の頭の中でずれておりました。大変失礼いたしました。

せっかくの事業ですので、より多くの、できれば全ての町内会等の皆さんに利用していただけるように、丁寧な聞き取りとか、対応をしていただければと思います。詳しいところは、常任委員会で審査していただければと思います。ありがとうございました。

○議長（浅野敏江） 以上で、土見議員の総括質疑が終了しました。

11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 市民クラブの志子田吉晃です。

議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」について、総括質疑を行います。

6月補正予算では、補正額3億350万円が計上され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した予算の合計は、1億8,819万円です。割増商品券事業1億3,627万円、物価高騰対応中小企業者チャレンジ支援事業2,050万円、町内会等コミュニティ強化支援事業1,681万円、医療機関等物価高騰対策支援補助金事業825万円、介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金事業634万円の5事業です。物価高の原因であるエネルギー高騰支援事業と考えております。5事業に集中して財政投資された基本的理由をお聞かせください。

現在、世界情勢は金融システム激変のさなかにあります。6月17日までG7会合が行われています。7月4日の米国250周年イベントがありますが、トランプ大統領の肖像画が入った新250ドル紙幣が具体化されています。

塩竈市内の事業所、個人事業主の景気動向は、私が2月定例会一般質問で取り上げた消費税制度の影響をもろに受けて塩釜税務署管内で500社に及ぶ消費税の滞納が出ています。事業継続が困難な事業所が、それだけ多い。みんなが苦しんでいる、助けてくださいという悲鳴の数です。

3日前、山形市の介護事業者が倒産しました。負債総額は1億5,500万円、元国会議員の方が経営されているファンド事業を活用した事業所ですら倒産です。

まず、地方創生交付金事業の基本的な考え方、制度の仕組みをお聞かせください。

2点目の質疑は、寄附金を活用した施設整備のための予算1,000万円について、なぜ企業版ふるさと納税が財源でなければならないのかをご説明いただきます。

以上２点の予算振りつけの基本的な説明を求めます。当局担当者の意識改革に期待をして、総括質疑を終わります。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 11番志子田吉晃議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

議案第30号「令和８年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、物価高騰対応地方創生臨時交付金活用事業について、お答えをいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、エネルギーや食料品価格の高騰により、影響を受けている生活者、事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう支援するための交付金でございます。

国では、食料品の物価高騰に対する支援や低所得者、高齢者世帯への支援など10分野の推奨事業メニューを示しておりまして、今回、計上した事業もこれらの内容に沿って選定してございます。限られた交付金をより多くの市民や事業者に行き渡らせるため、これまでの取組を踏まえつつ、事業対象を検討し、提案したものでございます。

事業の内訳といたしましては、年末の消費需要に合わせた第10弾の割増商品券事業や事業者の販路拡大や生産性向上を図るための助成、これまで支援対象としてこなかった介護医療関連団体への支援など５つの事業を計上してございます。

以降の質疑につきましては、担当から答弁申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅野敏江） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） では、今回、補正予算で上げさせていただいた施設整備の財源として、なぜ企業版ふるさと納税の財源でなければならなかったのかというお尋ねです。

今回の企業版ふるさと納税ですけれども、国の認定を受けた本市の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に税制上の優遇措置を受けられる制度となっております。こちらが、個人のふるさと納税とは異なりまして、返礼品の送付は禁止されている一方で、企業側の自らの寄附金が、どのプロジェクトや事業に活用されるかを指定できる仕組みとなっております。

現在、本市では、第６次長期総合計画で掲げる４つのプロジェクトの事業などに対して寄附を募集していきまして、企業が賛同するプロジェクトや事業などに対して寄附を頂いております。

今回の補正予算につきましては、寄附を頂いた企業の教育施設などの修繕に活用してほしい

というご希望、社会貢献の思いを受けまして、それに速やかにお答えするために、学校教育環境の向上や社会教育施設の環境整備などの事業の財源として計上させていただいたものとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 説明ありがとうございました。

市長から詳しくお聞きしました。それから、財政課長からは、ふるさと納税企業版の説明ね。一般の人のふるさと納税だとプレゼントがあるからね。企業版はそれがないから、その代わり、これこれこれに使ってくれという仕組みになっているんだということで、個人とふるさと納税企業版の違いは、理解できました。

それでは、最初の質疑ですが、大枠のことで1億8,000万円のそのことの考え方なんですけれども、結局市長が言われましたけれども、国からの指示メニューが15あった。だから、そこを選んで申請すれば国は全部認めてくれるんじゃないかということでやられたような、そのように私は説明を受けました。そして、その中で5事業を主にやる理由、その考え方です。

それで、金額的なことを聞きますが、地方創生臨時交付金のこの制度の仕組みと、今回の令和8年度のこの予算額をまずお聞かせください。

○議長（浅野敏江） 答弁をお願いします。鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） まず、全体額でございますが、交付金の全体で6億2,638万8,000円、そのうち、令和8年度でございますが、今現在、今回、ご提案させていただいたものを含めまして、1億9,849万2,000円を計上しているという、1億9,849万2,000円、こちらを令和8年度の分ということで、当初、今回の分を含めて計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

今、6億円と聞こえたから、あれ、そんなに来ていたのかなと思って、私も一回頭の中で整理しなければならないなと思いました。

資料No.11で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の総務部政策課の資料の27ページを見ると、総額で2億5,327万6,000円。ここから今回の5つの事業で1億8,819万1,000円を引くと残額は5,478万円だという表が出ているんだけど、この説明と今の総務部長の数字の違い

いは何ですか。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 今、議案書に書いてありますとおり、令和8年度の使える予算というのが2億5千300万何がしということで、今回、当初と6月で組んだのが、今、ご説明申し上げました1億9千800万何がしということで、残りが5,400万円ほどあるという議案書の中身になってございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

最初に、もう既に2月定例会で予算を認めた令和8年度のそもそもの予算があるよと。そして、今、今日の定例会では6月補正、それで足りないだろうからという、補正で積み上げる分が、私が言った2億5,000万円という考えですね。

そうすると、お聞きしますけれども、いろいろ商品券事業を使ったり医療介護施設にやったり、それから、そのほかでは中小企業チャレンジ支援金、1事業所300万円とか、そういうことで経済対策を打っていただいているんですが、それでも行き渡らない事業や、該当しないところが多々あると思います。交通事業とか、それから、飲食店事業でも引っかけられないとか、あるいは、私、いつも、消費税絡みで聞いているんですけれども、芸術文化活動をされているような事業のところは、全然引っかけられませんから。

そういうことで、総額と残りの金額もこれは出ていますので、残りの5,478万円がありますが、第2弾とか、そういうことで考えているということよろしいでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 今、志子田議員がおっしゃるとおり、これまで我々、いろんなところに対する支援を行ってまいりましたが、この残りにつきましては、まだ不足する部分、そういったところは、庁内でしっかりと検討させていただきまして、使い道を考えさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

私、最初に壇上で言いましたけれども、医療機関とか、介護施設とかは、大変苦しいから、

そういうところを出してもらっているのは分かるんです。

それから、一般の事業主ね。2月の定例会で言いましたけれども、塩竈市でも消費税をもう納税できないといたら、もう最後お手上げね。もうそのまま行ったら事業を承継できないよという段階で500社くらいあるんですよ。そのぐらい厳しいところですから、このメニューを使って、塩竈市の独自、先ほどの企業版ふるさと納税だと、やっぱり塩竈市の財政調整基金の中に入るやつから使うわけですから、そうではなくて国から入るものについては、いっぱい大いにいろいろ考えて、もっと余計に国からこの物価高騰対応でもらえるという仕組みがないかどうか、その辺。もうこれ以上は、今年分はもうないのかどうか、その辺、お願いします。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） 物価高騰の重点交付金の部分につきましては、先ほども答弁しましたが、国の補正で予算化されていまして、本市には、2,592万1,000円の交付が決定されています。それを合わせた形で、また事業構築していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅野敏江） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

いろいろメニューを申請しないと来ないということもあるし、国の予算がこれだけだからこの中だけでやるということだけでは、塩竈市の事業所を助けることができませんので、いっぱいいろいろ申請して。例えば、全部の事業に対してこの支援金を使うというような。八王子市は東京で、塩竈市の何十倍も大きな大都市ですけれども、そういうところではやられています。小さいところでも日本全国でいろいろ工夫して国から引き出して、独自の事業を出しているところが、自治体がいっぱいありますので、塩竈市でも政策研究して、塩竈市の企業を助けていただきたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

○議長（浅野敏江） 以上で、志子田議員の総括質疑が終了しました。

これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野敏江） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のと

おり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、16日から21日までを常任委員会開催のため休会とし、22日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野敏江） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、16日から21日までを常任委員会開催のため休会とし、22日定刻再開することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年6月15日

塩竈市議会議長 浅野 敏 江

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

塩竈市議会議員 鎌 田 礼 二

令和 8 年 6 月 22 日（月曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

令和8年6月22日（月曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員（17名）

1 番	志 賀 勝 議員	2 番	佐 藤 公 男 議員
3 番	鈴 木 新 一 議員	4 番	小 野 幸 男 議員
5 番	菅 原 善 幸 議員	6 番	浅 野 敏 江 議員
7 番	桑 原 成 典 議員	8 番	柏 恵美子 議員
9 番	西 村 勝 男 議員	11 番	志子田 吉 晃 議員
12 番	鎌 田 礼 二 議員	13 番	伊 勢 由 典 議員
14 番	鈴 木 悦 代 議員	15 番	辻 畑 めぐみ 議員
16 番	小 高 洋 議員	17 番	土 見 大 介 議員
18 番	伊 藤 博 章 議員		

欠席議員（1名）

10 番 今 野 恭 一 議員

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 光 樹	副 市 長	千 葉 幸太郎
病院事業管理者	福 原 賢 治	総 務 部 長	鈴 木 康 弘
市民生活部長	星 和 彦	福祉子ども未来部長	長 峯 清 文
産業建設部長	鈴 木 陸奥男	上下水道部長	高 橋 数 馬

市立病院事務部長	鈴木良夫	総務部 危機管理監	佐藤孝文
総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施由貴子	総務部次長兼 総務人事課長	引地洋介
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星潤一	総務部 政策課長	菊池亮
総務部 財政課長	佐藤渉	総務部 危機管理課長	古谷勝弘
福祉子ども未来部 子ども未来課長	畑中淳	福祉子ども未来部 保育課長	鈴木和賀子
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	佐藤聡志	福祉子ども未来部 健康づくり課長	山本多佳子
産業建設部 商工観光課長	横田陽子	教育委員会 教育長	黒田賢一
教育委員会 教育部長	末永量太	教育委員会教育部 学校教育課長	岩渕克洋
教育委員会教育部 生涯学習課長	郷古勝浩	監査委員	菅原靖彦
総務部 総務人事課総務係長	佐々木勝		

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木忠一	事務局次長兼 議事調査係長	小野寺一洋
議事調査係専門主査	星井絵名	議事調査係主査	工藤聡美

午後 1 時 開議

○議長（浅野敏江） ただいまから 6 月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日欠席の議員は、10 番今野恭一議員の 1 名であります。

本日の会議では、感染症予防の観点から、マスクを着用している方は発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 2 号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影はあらかじめ許可をした報道機関を除いて禁止しております。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（浅野敏江） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、13 番伊勢由典議員、14 番鈴木悦代議員を指名いたします。



日程第 2 一般質問

○議長（浅野敏江） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

なお、本日の質問は、全で一問一答方式にて行います。当局におかれましては、一問一答方式の趣旨をご理解いただき、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

12 番鎌田礼二議員。

○12 番（鎌田礼二）（登壇） 市民クラブ、鎌田礼二でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。皆様に感謝申し上げます。

本日の私の質問は、大きく分けて塩竈市制施行 100 年に向けて。そして、教育についての 2 点であります。

塩竈市は、昭和 16 年 11 月 23 日に市制を施行しました。これは仙台市、石巻市に続き、県内で 3 番目の市制施行であります。当時の人口は、3 万 1,286 人、世帯数は、5,717 世帯でした。令和 3 年には、市制施行 80 年を迎え、それから 5 年が経過をいたしました。したがって、15

年後の11月23日が、市制施行100年になります。

現在の長期総合計画は、第6次塩竈市長期総合計画ですが、期間は令和4年度から令和13年度であり、次の長期総合計画を制定後の5年後が、塩竈市制施行100年となりますが、塩竈市制施行100年を迎えるに当たっての塩竈市の将来ビジョンを描くには、あまりにも期間が短いと思います。したがって、15年前であります本日、今年、今年が市制施行100年に向けての将来ビジョンを描くよいタイミングではないかと思い、一般質問に取り上げました。

塩竈市は、港町としての歴史を有し、鹽竈神社の門前町としての文化的基盤、そして塩釜港を中心とした水産都市としての産業基盤等を併せ持つ、他に類を見ない都市だと私は思います。

まず、市長として、市制施行100年に向けて将来ビジョンをどう描いているのかを、イメージで結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 12番鎌田礼二議員の一般質問にお答えを申し上げます。

塩竈市制施行100年に向けてのご質問のうち、市制施行100年に向けた将来ビジョンについてお答えを申し上げます。

本市は、海の豊かさや社に象徴される歴史と文化に支えられ、多くの魅力を育んでまいりました。その中でも、塩竈の港は、古くから人と文化をつなぎ、まちの発展を支えてきた大切な存在でもございます。今後もその役割を大切に、次の時代へと確実につないでまいりたいと考えてございます。

一方で、子供たちの未来を見据え、様々な種となる取組を進めている最中というところでもございます。15年後には、これらの種がしっかりと根を張り、芽を伸ばし、花開く塩竈の姿を思い描いてございます。市民の皆様が安心して楽しく暮らしていける環境を整え、塩竈の魅力と成長を実感していただけるよう、努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 回答ありがとうございます。

この将来をつくるビジョンとして、私は今後のまちづくりに本市の独自性をどのように位置づけるかで方向性が違ってくると考えています。塩竈市では、鹽竈神社、それから塩釜港、そしてJRの駅が4つもある鉄道網があります。これを持つコンパクトシティーであります。私は、門前町、港町、鉄道網を持つこのコンパクトシティーが、塩竈市の独自性ではないか

と考えておるんですが、塩竈市長の見解を、私はそう思うんですが、市長としてはどう思いますかということを質問したいと思います。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 鎌田議員がおっしゃるとおりだと思ってございます。これまでの歴史、塩竈市のこれまでの歴史と伝統を踏まえたときに、やはり港、海、あとは国府多賀城の物流拠点として栄えてきた歴史がございます。やはり私どもにとって海、港、こういった、また、海の恵みということを申し上げていいと思いますけれども、社と海というのは塩竈市にとっても、これからも絶対に残していかなければいけない大きな大きな核となる資源だと理解してございますので、そのことをどのように今後、市民の方々に、市長として、塩竈市として、お訴えをさせていただくことができるのか。これが今後のポイントになってくるだろうと理解してございますので、それらを踏まえた形でのまちづくりについて、大きく皆様方にお示しをすることが徐々にできるように、今、準備を進めておりますし、そのためになる種というものも少しずつ植えさせていただいていると、自分の中では理解してございますので、それが市民の方に理解していただけるように、しっかりと努力をし続けたいと考えてございます。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

今、市長がいろいろ挙げていただきましたが、僕も共通するところはもちろんあるわけですが、今後を考える上での軸として、私は3つ考えてはいるんですが、鹽竈神社を中心とする歴史と文化の軸と、それから塩釜港を中心とした海、産業、それから交流も含めればそういった軸と、それから先ほど言いましたけれど、JRの駅は4つもあるということもありますし、この仙台圏を生かした、住んでもらう、門前町に住んでもらう、港町でそういった文化も、すし文化もありますし、そういったことを味わえる、そういったものを基軸にすべきだと考えておりますけれど、これについても市長はいかがでしょうか。簡単にで結構です。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 簡単にといっても、しゃべり続けると止まらなくなるかもしれませんが、まさにおっしゃるとおりでございます。なぜJRの駅が塩竈市内、こんな小さいまちに4つもあるのか。そのことも実は塩竈市の歴史と伝統をつくってきた一つのポイントに

なる部分だろうと捉まえてございます。たった18平方キロ、その中に4つの駅があつて、金融機関も数多くあつて、このことが、ある意味では、これまでの塩竈を象徴する。ただ、その象徴をされるピークのときからどのように変化をしているのかということも、現実問題として我々は受け止めながら、じゃあ次にどのように、その現実を受け止めながら次に生かしていくのか、改善していくのか、改革をしていくのか。そういったことが今、問われているときだと理解をしてございますので、大変厳しい世相ではございますけれども、その世相の中にあつても次の時代にどのような塩竈を継承するのか。それは今を生きる我々大人に問われている大きな課題だと認識してございますので、しっかりと、これまでの歩みと、現実問題と、将来に向けてどういう地域をつくりたいかという大きな目標を示させていただくことが、塩竈市役所にとっても、市民の皆様方に対する最低限の責任だと市長としては思っております。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

先ほど、私が述べたそのJRの駅が4つもあるという、これはやっぱり、こういったことを最大限に利用して、やはり人口は将来の方向性として少なくはなるんでしょうけれども、何とか食い止める、ないしは、あわよくば増やすことができればと考えています。

今回、いろいろ調べてみたところ、都市ブランドという言葉は僕はあまり聞いたことなかったんですけど、市長はご存じでしょうか、ご存じだとは思いますが。地域に対して人が共通に抱くイメージのことだと簡単に説明がありました。それとあわせて、都市ブランド化という言葉がありました。その都市のイメージを意図的に高めることにより、都市そのものの総体的な価値を向上させることにありますと。これにより、訪れたい、それから買いたい、住みたい、働きたいなどの意識や行動が喚起され、個別事業への貢献にも結びつくという、そういうことが書いてありました。これはもう、私はもう既に塩竈市はブランド化されていると、都市ブランド化されていると思つてはいますけれども、もっと強化しないといけないのかなと思いますが、塩竈神社を中心とした門前町としての歴史や、港と港町としての文化資源は、これはどう生かしていくかがキーポイントというか、一番最初に市長も答えられて、こういった内容のことがありましたけれど、そこが一つのポイントかと思っております。それで、これを先ほども回答の中にありましたけれど、もうちょっと具体的にどういった形でこの資源を生かしていくのかを、今、答えられる範囲でよろしいんですけど、答えてい

ただければと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、どう生かしていくかというご質問でございます。

まず、門前町の部分からご答弁申し上げたいと思います。

本市といたしましては、やはりこの門前町、鹽竈神社をご参拝いただいた方々が、あわせて買物ですとか、飲食を楽しんでいただくということを想定しております。町なかを散策いただくことで回遊性を高めながら、観光動線にとどまらずエリア全体で、門前町エリア全体で受入態勢を整えていきたいという捉え方をしています。そうしたときに、今年度、国土交通省の官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業、こちらを採択いただいたという状況にございますので、この門前町エリアの基本構想を今年度策定させていただきながら進めていきたい。さらに、その中で宮町分庁舎の跡地、こういったところも集客力のある利便性の高い拠点として整備していければという捉え方をしています。さらには、国が定めます、ほこみち制度、こちらを活用しまして沿線の歩道の活用であったり、にぎわい、こういったものにも取り組んでいければと、そして魅力あるまちづくりに取り組んだ結果、その都市ブランド化につなげていければと捉えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 回答ありがとうございます。

具体的に今挙がりましたけれど、国からの補助という言葉がありましたが、私はもう補助だけに頼るのではなくて、一般支出もしてやっぱりもっと倍加させてやるべきだと思うんですよ。その辺、今後ともよろしく願いしたいなと思います。

もう一つは、社と海についての中の問題になるわけですが、やっぱり港湾関係がこの要素として大きいと思います。水産関係、関連の産業については、従来の漁業やら流通機能に加えて、食文化、観光や食文化、それから体験型の産業などの展開の可能性もあるのではないかと思います。先ほど述べた都市ブランドですが、やはり塩釜港の魅力を十分に発揮することが必要だと、繰り返しになりますけれど、そう考えています。そのためにも、ここで問題になるのは塩釜港の水深なんですけれど、大型船が入ったりなんかする場合のこの水深がちゃんと確保されているのかなということがちょっと心配になります。水深7.5メートルが、維持が必須の条件だと思うんですよ。市長はどうお考えなのか。この7.5メートルにつ

いて、水深、お願いします。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、塩釜港の水深のご質問を頂戴しましたので、ご答弁申し上げます。

まず、この港湾管理者が宮城県となっておりますが、宮城県におきましては、船舶の安全な航海、維持確保、これに対しましてマイナス7.5メートル、先ほど議員がおっしゃっていたマイナス7.5メートルの水深確保に向けて、航路、泊地のしゅんせつを実施していると伺っております。

また、今回の港湾計画の中では、計画水深というものがございます。こちらにつきましては、9メートルとなっております。具体的には、貞山1号埠頭付近、それから外港航路、こちらが計画航路では水深がマイナス9メートルとなっておりますので、こちらにつきましても、県に対しまして関係者の方々と共に、この計画水深の確保、これに対しての要望を行わせていただいているところでございます。

また、国に対しましても実情をお伝えさせていただきながら、今後ともその計画水深でありますマイナス9メートルの実現、これを要望していきたいと捉えておりますので、何とぞご理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 補足をさせていただきます。

もうそのとおりでございまして、どういうニュアンスかというのを知っていただくとありがたいと思います。基本的には、9メートルを目指すべきだと思っています。9メートルを目指しながらも、最低限マイナス7.5メートル、これを維持するということが非常に大事な、港湾の中での視点ということになります。それはなぜか。塩竈は1つの航路しかございません。特に問題になっているのが、馬放島周辺ということになってございまして、よく通行されるお船の方から、「擦るんだよ」という話はもう何十年も前からある。このことが少しずつ分かってきましたので、調べていただいている最中ですが、やはり島の形は簡単に言うと山の形ですから、海の中まで出っ張っているということになります。ですから、これをしっかり調査してもらって、出っ張っているところを切れるかどうか。これは今度、特別名勝松島の保護下にありますので、そう簡単に海の中だからといって削っていいのかどうか

という議論も実はある。これをしっかりと見極めた上で交渉しながら、160メートルしかないあの馬放島周辺の航路をどのような形で維持していくか、これが大きな問題になってございます。昔は船が小さかったので、天然の良港と言われた静穏、島に守られているので外洋からの波を島が抑えるんです。ですから、それが昔はよかったけれども、今は大型船は大体仙台新港に行ってしまうという。そういうような実情の中でも、あえて逆に、そういった状況だからこそ誘致をできる船の大きさというものは、塩竈ではこれから売りになっていくだろうとも考えてございますので、水深については9メートルをぜひやってほしいという強い意志の中で、最低マイナス7.5メートルを確保していただきたい。これが今、県に対しても国に対してもお願いしている実情ということになります。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 回答ありがとうございます。

イランとアメリカの戦争がありましたけれど、やっぱり石油も備蓄はしているものの、輸入先をいろいろ中東以外にも分けるということで、今、高市内閣でそういう形に進んできてはいるわけですが、そうすると石油にかかわらず、いろんな出入りが、アメリカに一番近いような位置にあるわけですね、宮城県がね。そんな意味では、石油としてはあれですけど、ほかの物資もそういった関連も考えられますし、やっぱりこの港湾に力を入れるということは、この塩竈市の発展に大きく寄与するものだと思います。

先ほど、市長がお話しした水深9メートルを目指すという。そのほかについては、7.5メートルを維持するという、そういう案はすばらしいなという、ぜひともそれはどんどん陳情を重ね、実現していただきたいなと思います。

そして、その水深の維持のためにはしゅんせつが必要になってくるわけですが、昨今、環境の問題で沖合に捨てることはまかりならんというところのようですが、このしゅんせつの場合は、そういったことが一番のネックになってくるのではないかと思います、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） しゅんせつ土砂の考え方について、答弁を申し上げます。

現在、しゅんせつ土砂につきましては、石巻港に運搬しているという実態を我々把握しております。このしゅんせつ土砂につきましては、海洋投棄できませんので、コスト面から考えますと近接した、塩竈市の場合ですと港奥部、埋立てに活用するというのが一番合理的で

はなかろうかという捉え方をさせていただいております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

しゅんせつして遠くまで運搬するというのは、もう大変な作業ですし、私も仙台港のところで仕事をしていた関係で、あれは掘込式なんです、そのときのしゅんせつはみんな周りに搬出というか上げて、そして自然な流水を待って整地をしてという形で、あの辺の仙台港の状況が今の状況にあるわけです。塩竈市についても、遠くまで捨てるのは大変なので、そういった港奥部に捨てるというか、有効利用でしょうね。ということができれば、すばらしいなと考えています。そうすると港奥部のそういった埋立てをしたとすると、将来的にどういった使い方をするかというところに行き着くわけですけど、その辺の考えについてはイメージされているのでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 埋立て後の利活用について、ご答弁を申し上げます。

我々といたしまして、この埋立て後に観光港としてにぎわい創出機能が向上していけるのではなかろうかという捉え方をしています。いわゆる広場のようなスペースです。こういったものをイメージさせていただいています。こうしたことから、付加価値が高まっていくと存じますので、次期の港湾計画に盛り込んでいただけるよう、今、民間の方々の力添えもいただきながら働きかけを行っているといったような状況がございます。

また、もう一つございます。この埋立てに伴いまして、今、隣接します国道45号がございますけれども、これがやはり混雑しているといったような話も伺っております。こういった部分におきまして、直進化の可能性というのも実は検討させていただいているところでございます。ただし、やはり埋立てというところが港湾計画に位置づけられて初めてそういった検討もできますので、まずはこの港湾計画の中に埋立ての部分の位置づけが最優先になるように、国、県に合意形成に向けて取り組んでいるといったような状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） そうすると、港に関してその7.5メートルをまず維持して、なおかつ9メートル航路もできるということになれば、そして港奥部の埋立てがなって、そうすると塩

竈市の今後の発展に大きく寄与することだと思います。

それからもう一つ、先ほどこちっと話が出ましたが、国道45号が内側を曲がってまた抜けるという、この混雑ぶりを見るとその港奥部を利用した、北浜に抜ける体制をつくるのが一番スムーズなのかなと思います。今後、そういったことが実現するよう、よろしくお願いします。

先ほど、軸を3つ挙げましたけれど、最後の鉄道にまた戻るんですけど、これを生かしたいいわゆる仙台圏にも入っていますし、仙台圏で通勤範囲にも入っているわけです。そんなこともあるし、JRの駅もある、それから生活環境も先ほど言ったような航路もいい状況になって、港関係の関連がにぎやかになれば、やっぱり塩竈市にも住んでみたいと、門前町に住んでみたいという意識が芽生えてくるのではないかという、将来的にですね。そのようになってほしいと思うわけですけど。塩竈市は、繰り返しになりますけれど、仙台市の通勤圏であると、JRの駅が4つもあると、それから歴史、それから港、生活圏が近接する極めて構成的な都市だなと思います。これを最大限に生かすことが今後重要かと思うんですが、これについては何か生かせそうなことがありますか。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今、おっしゃっていただいた駅4つ、金融機関も含めてそうですが、昔の塩竈市の発展していたときの名残だと言っていいのか分かりませんが、今、現状としては、そのJRの4つの駅自体も残念ながら駅員さんがいない、駅長さんがいないという現状は否めないと思ってございます。そういった現実にとどのように向き合っていくかということも考えなければいけませんし、その背後をどのように我々が理解しているかということ是非常重要的だと思ってございまして、住宅の数も、そんなに目減りしていないけれども核家族が増えていって、単身でお住まいの方々がどんどん残念ながら増えている現状がございまして。それと空き家が、この狭い中には相当数の空き家があると我々も認識してございますので、何か一つを特化させながら全体を引っ張っていくのか、全体のバランスを見ながら少しずつやっていきつつ、目標となるべきまちづくりに生かしていくのか、それぞれをやはり我々としては目線を多角的に見ていかないと駄目なんだろうと考えてございます。駅の数が4つある、金融機関もおかげさまでたくさんある、郵便局はどうなんだ、そういったことも総合的に判断しつつ、道路網の整備だったり、今後の道路網の予定だったり、今は何に不便していて、何が便利なんだということも踏まえて、やはり今後の長期構想の在り方について

というよりも、15年後の市制施行100年のときにどういう塩竈になっているんですかということをお示しさせていただくことが、市役所にとっても、またそれを基に議会の皆様方としっかりと、けんけんごうごうの議論をさせていただきながら、よりいいものを積み上げていく、こういう発想が絶対に必要だと思ってございまして、ですから、いい情報だけでなく、当然、悪い情報も含めて、皆様方といろんな形の中でよりよい15年後の市制施行100年に向けた塩竈市の在り方を議論させていただければありがたいと思ってございますので、財産はたくさんある、これは塩竈市を知っているいろんな方に言われます。素材はいっぱいいいのあるのにね、ただそれで止まってしまうのが塩竈市以外の多くの方々から言われる発想でございまして、それをどういう切替え方をするか、その辺が我々にも求められている、厳しく見られている方向性だと思ってございますので、しっかりと今言った素材を生かし切れるように努力し続けたいと現時点では考えてございます。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

塩竈市の施行100年ね。その頃は、私はもちろん多分、多分もないですね、議員はもうやっていないんだろうと思いますけれど。そこまで生きていて市制施行100年を見たいなという、そういう思いでいます。今後とも明るい塩竈を築くために、しっかりとやっていただきたいと思ひまして、この市制施行100年については終わります。

次に、教育について、入らせていただきます。

今、中学校の部活動関係なんですけれど、国においては教員の働き方改革の一環として、中学校の部活動の段階的な地域移行が進められております。学校単位での部活動から地域全体が支えるような、そういった部活動への転換が今、求められているわけです。スポーツ庁からも部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインとか、それから部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設・運営ガイドブックなどが出されています。僕もちょっとインターネットでダウンロードして読んでみました。私が知っている範囲では、香川県の高松市が今年の9月からこの地域移行をやるということを聞いております。そんなところで、塩竈市の現状はどうなのかなという。塩竈市内の中学校の部活動の実態はどうなっているのかをまず、今の現状どうなのかなということをまずお聞きをしたいと思ひます。よろしくお願いします。

○議長（浅野敏江） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） 私からお答えさせていただきます。

現在の塩竈市の中学校の部活動の状況でございます。

まず、人数から報告させて、数から報告させていただくと、昨年の10月現在ですが、市内の部活動、運動部が48部722名、文化部が11部259名です。これは全中学校、中学生は今1,160人ぐらいいるんですけれども、割合でいうと大体85%の生徒が何らかの部活動に入っている状況だということでございます。

今、議員からご質問のあった現状の意味合いですが、まず今、数をお答えしましたけれども、状況としてはやはり子供が塩竈市も非常に減少している状況。子供が減少、就学生が減少するということは、特に団体スポーツがなかなか難しい状況というのが今、発生している状況でございます。具体的に言うと、昔ですとどの学校にもあった野球部ですが、第一中学校では野球部はございません。あとは男子のバレーボールで言いますと、今、玉川中学校だけになります。このような形で、部活動の特に団体の種目に関しては、なかなか維持が難しくなっている状況というのが、まずは現状ということになります。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

現状としては、やっぱり生徒数が減りつつあって、減ってですね。従来の部活動が、活動に支障を来しているという状況なのかなと捉えました。

それで、これを移行するに当たって、急にじゃあ今年からやろうとか、来年、「ぼん」とやろうというのはなかなかできない話で、受皿の関連もあるだろうし。やっぱりスケジュールをまず組むことが必要なのかなと。あと、目標を出しておいて、それに関わる団体などと交渉していくとか、やっぱり道のりは長いのかなと思いますが、塩竈市として今後の部活動の移行についてのスケジュールですね。どのように考えていらっしゃるのか大体で結構なので教えていただきたいと思います。

○議長（浅野敏江） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答え申し上げます。

まず、スケジュールでございますけれども、国、県の考えからお話ししますと、国が前期、後期に期間として分けて、真ん中の令和10年度中に、まず一旦そのタイミングとして各全国の自治体がどういう状況かというのを調査するという話をしております。それを受けて、県

では令和10年度中に県内の市町村の部活動の休日、土、日の活動を地域移行化するというのを一つ目標として県で掲げているという状況でございます。

これ我々反省すべきところなんですが、塩竈市がスケジュールとしては本当に遅れております。それで、自治体によっては、例えば、今後どのようにしたらいいかというのを検討会、検討委員会のようなものを立ち上げて議論しているところも多々あるんですが、塩竈市はまだ残念ながらそこまで立ち上がっていないというところでございます。

我々としては、まずは県の令和10年度中に、特に地区中総体が終わった後に、土、日の部活動についての地域移行を一つの目標として、まずは全力でこれから取り戻す勢いで頑張っていきたいと考えております。まずは、今言った検討会等を立ち上げて有識者の方々等のご意見を伺うというところでございますけれども、あわせて、これはまだあくまで検討の段階ですが、塩竈市としてもぜひ特色を出した地域展開を進めてまいりたいと考えているところでございます。

まずは、以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

そうすると、今の話の大きなところでは、令和10年度を目指すという。そしてそれも土、日だけの活動なんですか。それはいわゆる私が捉えている感覚では、ウィークデーも全部入るものだと思ってはいたんですが、その辺、土、日だけというそういう取組でしょうか。

○議長（浅野敏江） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） これは国、県もですが、考え方としては、まずは土、日の今やっている部活動、今どちらかになっているんですけれども、その部活動を地域移行しましょう、まずは土、日から地域移行しましょうという形で方向として考えているところでございます。

平日に関しては、いずれもしかすると同じように、そういった恐らくメリット、デメリット等も恐らく土、日をやった上でいろいろ検討すると思うんですけれども、まずは現段階では、平日についてはスケジュールには入っていないというのが現状でございます。本市もそれに合わせて、まずは土、日ということで考えています。

以上です。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 分かりました。

話はちょっと戻りますけれど、現在の部活動の参加生徒といいますか、携わっている、加入している生徒が85%という話が出ました。そうすると、15%は何もやっていない帰宅部なのかなと思うのですが、私の認識が違っているのかもしれないんですけど、学校ではもう部活動が、いわゆるどこかに入ることが強制的なものではなかったんですか。そのように私は捉えていたんですけど、それは違うんですかね。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） では、学校の実態をお話しします。

何年度からというのは私も分からないんですけども、私が就任したときからもう既に部活動は任意加入になっておりまして、そのような活動になっております。なお、もう少し話しますと、部活動ガイドラインというのが数年前にできまして、平日ですと1日は休みを入れる、あと土、日の休みも必ず1日は休みを入れる、活動は平日は2時間以内。土曜日、日曜日は3時間以内と国で示したガイドラインが、多分5年ぐらい前からできていて、そういう意味では縮小傾向にあります。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 知らない間に大分緩やかになったんですね。分かりました。

それで、先ほどにもちょっと回答にのぞかせてはいるんですけど、問題点、今後のこの問題点は何なのかという、何を問題点としているのか。実施に当たっての障壁になるようなものとか、考えられるものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（浅野敏江） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答え申し上げます。

大きく、まず我々3点を捉えておりまして、1つはやはり地域で受入れができるかどうか、地域の団体がどこまで受け入れるかどうかという課題が1つあるかと思います。

あわせて、各団体の指導者も高齢化が進んでいるというところでございますが、そういった課題としてはもう1つ捉えております。

2つ目が、活動場所をあえて部活動という言い方はしないんですが、地域移行による活動の場所がやはり移動しなければいけないということになるかと思います。それぞれ市内各学区にいる子供たちが1か所に、例えば、集まって指導を受けることもあるかと思います、それに関して移動についてどのようなことになるかということも課題があるかと考えており

ます。

3つ目が、経済的負担ということで、今までの部活動ですと基本的には無料だと認識しておりますが、例えば、月謝ですとか、もしくは保険料ですとか、そういった意味で実費負担部分がこれまでにないものが出てくるだろうというところが課題と捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

そうすると、令和10年度に向けてそういった諸課題をいろいろ煮詰めていくというか、解決していくのかなと思います。

それで、これについて私の意見をちょっと言わせてもらおうと、この移動の先ほど心配などもありましたけれど、やはり民間にみんな任せて丸投げではなんですけれど、意見を聞くとか、諸問題があれば学校も入るということで、どちらかというと民間主体でみんなでやってもらったらどうかなと私は思うんですよ。というのは、やっぱりこういったものに子供たちも加わって、いろんな諸活動が活発になれば、塩竈市のそういった活動も活発になるし、それに合わせて経済的な面も大きな影響はないにしろ、やっぱりこの地域の活性化にかなり貢献するのではないかなと私は考えているんですよ。そんな意味で、あまりきつくはない、緩やか過ぎても困るんですけど、その辺加減を考えてよろしく願いしたいなと思っています。

次は、デジタル教科書について。このデジタル教科書の制度化について、質問をさせていただきます。

4月8日に、たまたま私が見つけた新聞の記事に、デジタル教科書を正式に教科書にする学校教育法改正案などの関連法案が7日、これ4月7日です。閣議決定されたとの掲載がありました。それでいろんな問題も掲載もされていましたが、その後、6月12日告示日の前の日だったか、その辺ぐらいだったと思うんですけど、この法案が参議院で可決されたというラジオで放送がありました。「ああ、あれがちゃんともう通って、そこまで行っているんだ」と認識したわけですけど。4月8日の新聞の内容としては、教育がみんな変わるよとか、浅読みになっちゃうよとか、それから思考力の低下につながるよとか、あとは年齢が低いとなかなかねというそういう内容のこともいろいろ問題点が新聞に書かれておりまし

た。

それで、まず塩竈市としては、GIGAスクール構想でタブレット1台ずつ児童生徒みんな持っているわけですが、この実態が、今の実態がどういう使われ方をしているのか、どういう状況なのか、まずその下地としてそのタブレットについて、現在使われている状況について、お聞きをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答え申し上げます。

昨年、県で調査した内容について、まずお答えさせていただきますと、小学校5年生と中学校2年生を対象として実施した調査ですが、本市におきましてですが、これまでに受けた授業でタブレットなどICT機器をどの程度使用しているかという質問項目で、週1回以上活用しているという割合でございます。小学校が66.8%、中学校は91%という内容となっております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございます。

週1回以上ですか、毎日使うのと違うかなと思ったりもしたんですけど。いや、そういうイメージで私は捉えていたんですけど、そんな程度なんですか。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） お答えいたします。

ただいま教育部長が答弁した中身につきましては、昨年5月に実施したアンケートとなっております。使用率についての直接的な調査はしておりませんが、昨年2月の時点で、家に持ち帰っての使用率を調べたところ、小学校、中学校とも70%を超えている状況で、現在はかなりの使用率になっているものと思われます。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 徐々にというか、上がってきているということですね。そして、なおかつ持ち帰っての使用が70%もあるというところなんですね。分かりました。

このタブレットを使ってからの影響について、学力への影響について知りたいんですけど、このタブレット導入以前と現在の学力の結果とどのように違うのか、上がっているのか、下がっているのかお聞きしたいと思います。私は何かで読んだのですが、かなりみんな

下がって、全国的にも下がっているんだということを何かに書いてあったのを読んだような気がするんですが。その辺の学力へのタブレットによる弊害というか、どういった状況になっているのか、上がっているのか、下がっているのか、その辺お聞きをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） お答えいたします。

本市におきましては、小学校、中学校で算数、数学について、年に2回学力調査を実施しております。昨年度につきましては、2回目に行ったときには、多くの学年で1回目よりも数値は上がってはいるところではございますが、これがタブレット、ICT機器の活用によって上がったものかどうか、そこまでの検証はまだできていない状況となっております。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 分かりました。

ちょっとよく分からないというところなんですね、多分ね。そんなわけで、2030年度よりデジタル教科書の使用が開始されるようです。もうそういう法案です。そしてデジタル教科書の制度化について、これ塩竈市としては今から始まる話ですけど、概略どんなイメージでどのように捉えていて、いいのか悪いのか、仕方なくやるのか。仕方なくということはないですけどね。どのように考えていらっしゃるのかを、お聞きをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） 先ほど議員がおっしゃったように、6月10日にデジタル教科書に関わる学校教育法の一部改正が国会で通ったところでございます。ガイドラインについては、今後示される予定なので、まだ詳細について教育委員会のほうでも十分把握はしていないんですが、現時点では、従来どおりの紙ベースにした教科書、それから、本当にデジタルのみの教科書、それから紙ベースに二次元コード等が入ってそこから動画を読み取ったりできるハイブリッドの3つが今、考えられているというところですので、本市におきましても、その概要が示された上で、ハイブリッドを中心に効果的な活用ができる選択を考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（浅野敏江） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） ありがとうございました。

新聞にもそういった内容の3タイプがあるということで書いてありました。私も、私というか、この議会もタブレット化して予算特別委員会や決算特別委員会では苦勞しているわけ

ですけど、やはりリアル感がないのと、何というのかな、書き込みもできることはできるんですけど面倒だし、やっぱり自分で書いたのは忘れないしね。そんな意味では、やはり先ほどのハイブリッド型の併用型が私はいいんじゃないかと。そして、実験などの様子を見られるように、先ほど言った二次元コードから入って動画を見たりしながらも併せ持って使うという、そういう使い方が賢い使い方なのかなと思っていました。

そんなわけで、国からのそういったのが出ないと、はっきり進めないところがあるわけですけど、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

今日は、大分早く終わりました。テーマが2題だけだったので、皆さんの回答をいただいて助かりました。今後とも元気な塩竈市のために、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（浅野敏江） 以上で、鎌田礼二議員の一般質問は終了いたしました。

17番土見大介議員。

○17番（土見大介）（登壇） 塩釜を元気にする会の土見です。

私からも、まずはこの機会を与えてくださいました同僚議員、先輩議員の皆様どうもありがとうございます。

今回、私からは大きく3点について、質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、婚活フォローアップ事業の導入による成婚率の向上について。2点目は、腸内フローラ検査を活用したゼロ次予防による健康増進と医療費の削減について。3点目は、商店街活性化についてでございます。

では早速、1点目から伺っていききたいと思います。

1点目は、婚活フォローアップ事業の導入による成婚率の向上について、というものでございます。

この婚活ですけども、身近にも市ないし、県の婚活事業に取り組まれている方もいらっしゃるしまして、非常に身近なテーマともなっております。そういうこともあつて関心を持ってこの婚活事業というものを見させていただいていたんですけども、どうしてもマッチングというところには様々な事業が展開されているんですけど、その後のフォローというのがどうしても少ないのかなというところを疑問として持ってしまったものですから、今回このような質問をさせていただいているわけでございます。

塩竈市としまして、みやぎ結婚支援センターみやマリ！の登録費の補助であつたりとか、

住宅費用の補助であったり、また、新婚さんいらっしゃい事業のバージョンアップということで、新婚さんの応援事業も予算化されていることは存じ上げております。

一方、一般的にいろんな自治体の事例を見ますと、マッチングまで、交際にまでは至るケースというのはある程度数があるものの、そこから様々な2人のこの生活を経て、成婚、結婚に至るというのは非常に数としては少ないという印象を受けております。

今年の5月時点での、宮城県のみやマリ！の実績数というのも拝見させていただきましたけれども、お見合いの成婚という、お見合いのというのは9,492組、これは2021年からの話ですが、その中で、実際にそこから結婚に至ったのが250組という、年間大体50組程度にとどまってしまっているということがあります。

そこで、どこにネックがあるのかというところを今回の質問の中で深めていきたいと考えております。

そこで早速ですが、まず第1問目の質問をさせていただきます。

まず、塩竈市としても、このみやマリ！の登録費の件も含めて様々な婚活事業を展開されていると思いますけれども、現状、市としてのこの婚活事業を総括して、その成果や今後のための課題というものをどのように認識しているか伺いたいと思います。

今後の質問は、質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 17番土見大介議員の一般質問にお答えを申し上げます。

婚活フォローアップ事業の導入による成婚率の向上についてのご質問のうち、現状施策に対する評価についてでございますが、令和6年度は市独自のイベントを開催し、定員20名に対して男性7名、女性10名が参加をし、4組がマッチングしたところでございます。

令和7年度は、海と日本プロジェクトとの共催イベントと市独自イベントを実施し、共催イベントでは定員40名に対して男性10名、女性14名が参加をし、4組がマッチングとなったところでございます。市独自イベントでは、定員30名に対しまして男性11名、女性13名が参加をし、6組がマッチングをいたしてございます。いずれのイベントにおいても高いマッチング率が得られ、参加者には塩竈市の魅力を感じていただけたものと評価はしてございます。一方で、男性の申込みが定員に満たないケースも多いため、周知方法の見直しや、より参加しやすい環境づくりが必要であると認識してございます。

また、土見議員よりご指摘をいただいたように、いろんな業者の方々のお話を聞かせてい

ただくと、まずはやっぱりマッチング率を上げるということに、その場では主眼が置かれていると。その後のマッチングした後の成婚率とかになると思いますけれども、そちらの伴走とか応援とかということはご指摘のとおり必要ではないのかなと私自身も感じましたし、宮城県のマッチングアプリもそうなんですけれど、昔、申し込もうと思ったら年齢制限で引っかかってしまいました。ですから、その辺も一つの課題というか、今後の検討事項として非常に重要な感覚だと思ってございますので、その辺も含めて我々としてもイベントだけでなく、その後の状況については真剣に考えるべきだと認識してございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ご答弁ありがとうございます。

市長にも認識を同じくしていただきまして、非常に幸いではあります。市長におっしゃっていただいたように、まずはどうしても成婚率というのを上げる、入り口がやっぱり広くないことには、そこから、すみません、成婚率じゃない、マッチング率か。も上げていただいて、そこから入り口広くなければ、そこから成婚に至る人の数も減ってしまいますから、もちろんそのところは大事なのかなと僕も認識しております。

一方、マッチングのイベントというのは様々な民間であったり、あとは県レベル、都道府県レベルの事業としても行いやすいものの、その後の、実際に成婚、それからどこに居を構えようとか、子供どうしようとか、そういうその後のライフプランというのを立てるというのは、非常に基礎自治体の力の見せどころという感じもします。こういう実際、結婚を視野に入れて生活を営んでいるカップルに、ぜひ塩竈市ってこういうところあるんでいいんだよというところをPRしていくと、そのほうが、塩竈市で住みましょうという話になりやすいような気はするんです。もちろんマッチングも大事なんですけれども、マッチングよりもその後のところに手を入れてあげたほうがいいような気はします。

あともう一つ、もう少し先に話を進めるための基礎データとして伺いたいんですけれども、先ほど市長からも、塩竈市もしくは共催で行ったマッチング事業の成果というのをご報告いただきました。結構数としては多いなという印象があって、素晴らしいことだと思っております。一方、その後です、マッチングした後、その方々が今、どのような状態にあるのかというのは、把握されているのでしょうか。そこを伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 今、マッチングについては、我々で把握はしているんですが、その

後成婚したかというところについては、現在我々では把握できていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

そうすると、この塩竈市の事業もしくは、みやマリ！というものを通してカップルになった人が塩竈市で結婚した、塩竈市に居を構えたという、まだ実績としては確認はできていないということよろしいでしょうか。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） 塩竈市で開催しているマッチングイベントでの成婚については、把握ができていないという状況でございます。

以上になります。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

なかなか個人的な情報、個人情報というかプライベートな話ですので難しいところもあるかとは思いますが、実はそれってすごいもったいないことなのかなと思っています。

塩竈市も定住促進や特に若い方々にどんどん住んでほしいという思いの中で、様々な政策を取っていくわけなんですけれども、塩竈市に住んでいただいた方に話を聞くよりも、塩竈市を選ばなかった方々に話を聞けるという機会を持つということが非常に学びとしては大きいものがあるんじゃないかなと思っています。一番は塩竈市に住んでいただきたいんですけども、このマッチングした後のカップルというのをフォローアップで支援していくことによって、塩竈市を選ばなかった理由というのもし少し分かってくるんじゃないかなと。そうすることで、どこの分野に手を加えたらもう少し若い人たちに魅力的な塩竈市になるのかなということも推測しやすくなってくると考えるわけなんですけれども、そのあたり、庁内では、実はこういうことをやろうと考えていますとか、そのような取組に対してお話というのはあるのかなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 実は、ある県のこの婚活事業の調査の中で、婚活イベントをやった自治体の約半数が成婚率を把握していない、追跡できていないというアンケート調査が出て

おりました。中身につきましては、やはりその後きちんとした、専任の、多分コンシェルジュを入れまして、コンシェルジュに基づいてマッチングの後の成婚までの支援というのを行いながら、その辺をしっかりと自治体で取り組まないと、最終的に成婚率というところまで把握できないというのは、どこの自治体の悩みでもあるとは私のほうで見ておりました。

今、議員のご指摘のとおり、きちんとその辺を、我々先進事例を含めながら、どのような形でマッチングの後のフォローをさせていただいて、それを成婚までつなげていけるのかというところを、まずしっかりと検討させていただきまして、その後、今、議員よりご指摘のとおり、我々も最終的に本市に住んでいただきたいと思いますっておりますが、その中で塩竈市をもし選ばなかったというところがあれば、そこでまたアンケートを取らせていただきたいと思いますと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

マッチングされた方々としては、その後も市がくっついてきたりすると、なかなか、もしかしたらちょっと嫌だな、みたいなふうに思うこともあるのかもしれないですけど、実際マッチングした後、成婚に至るまでも、やはり知らないこと、不安なことっていっぱいあると思うんです。そういうところに寄り添いますよという、ちょうどいい距離感というのを本市がしっかり持っていつてあげるといことは、すごいマッチングしたカップルにも大切なありがたいことなんじゃないかなと思っています。あわよくば、その中で塩竈市のPRということをしていただくことで成婚率、塩竈市での成婚率が上がるのではないかなと思っています。

ちなみに、先ほど自治体の半数が成婚率を把握していないというお話がありました。裏を返せば、半分の自治体はそこを一生懸命追っているというところがあるわけです。他の都道府県、もしくは、市町の事例というのを見ていきますと、県で調べると秋田県とか、愛媛県辺りの事例というのが多く出てきておまして、宮城県でもやっておりますようなAIマッチングというもので、まずはマッチング率をアップさせるという。その後、この愛結びサポーターという、言ってしまうと、昔で言うところのおせっかい焼きさんですね、そういう方々がその後の2人に寄り添うことによって成婚率を劇的に向上させていますという自治体もあつたりします。あとは基礎自治体でいうと、奈良県の天理市さんのハロパトメンターと

いう名前で伴走支援を行っていたり、あとは長崎県の雲仙市さんでは、世話やし隊という名前で人々が活動もしていたりもします。このような先進事例も幾つかあるんですけども、そういうところを市としては検討したり、市への導入に向けて検討していることがあるのかないのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 今、土見議員がおっしゃったのは、こども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金の採択事例のほうを、私ども拝見させていただいておりました。その中で今、天理市等の事例なども私もしっかりと勉強させていただいておりましたので、この先進事例の中で、本市としてどれが取り組めるのかというところについては、改めて担当部として検討していきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

検討していただけるということで、なかなかそれ以上の話が突っ込みづらいところもあるんですけども、もう少しだけ先に進めていきたいと思います。

この婚活フォローアップ事業の話を考えていく中で、この事業って、もちろん婚活として定住促進の一つ、一策としては重要だなと思うのと同時に、実は今、町内会が抱えている問題の解決策にもなるんだなというところをすごく感じております。僕も結婚して8年目に入りました。子供もできて、今、忙しい日々を送っているわけなんですけれども、実際、自分がどういうこと困ったかなというのを振り返ってみると、幸い知人は多くいたので、いろんな話は伺えるんですけども、ありがたかったなと本当に思ったのは、近所のちょっと年上の先輩ですとか、あとは近所のおじちゃんおばちゃんというところが本当に助かったなと今、考えております。どうしても子供のことを含めて、全てが自分の中で初めてのことで、それを誰に聞いたらいいかわからない。それこそ学校の制度もころころ変わっていく中で、本当に1学年、2学年上の先輩の子供を持つような親御さんだったりとか、あとは何かあったときに急に預けることができるような隣のおばちゃんだったりとか、そういう方の存在というのが非常に大きかったりもします。ですので、ぜひ少し先の発展形の話にはなってしまうんですけども、市として伴走型の支援を行っていくということを考えるときに、その人たちが住むであろう町内、塩竈市はこれだけ小さなまちですから、コンパクトなまちなので、

あまり制約がないのかもしれないんですけれども、やはりすぐ会えるような場所にいる人たちが支援の担当になってくれるという、あわよくばそういう方々が町内にいれば、町内会としてのコミュニケーションも取りやすくなっていくというのもありますので、そのあたり、頭の片隅に入れていただきながら、今後の伴走支援の事業構築をしていただきたいなと思うんですけれども、その点についてもしご意見あれば伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 土見議員がおっしゃるとおり、婚活事業だけではなくて、やっぱり結婚あるいは、出産、子育てというところまで含めて自治体として取り組んでいるということもありますので、ライフデザインも含めてなんですが、その中で地域で子供を育てていくとか、そういったところまでの伴走フォローとしてやっていけるのであれば、町内会の活性の取組と含めて、市でもそれも併せて検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

ちょうど今、ライフプランという話が出て思い出したところがあったんですけれども、市の新しい婚活支援、婚活というか、結婚支援事業は要件として既にもうライフプランなどの講座を受けた人という話になっているんですけれども、そのあたり多分受けるというか、その講座を市でやるのが多分一番重要なのかな、そこが市としてはおいしい部分なのかなと思うので、ぜひそのあたりは伴走していただけたらなと思っています。

この婚活事業も全国的に行われていて、やはりお金のあるところだったりとか、どうしても余裕のあるところが目立ってしまうところもあります。そういうのはどうしても補助金とか、設備という部分で表面に出てくるわけなんですけれども、塩竈市としてはやはりお金もなかなかかけられないというのもあるかもしれません。その中でソフト面ですね、伴走支援、いや実は塩竈市に来るとこういう不安が解消されるんです。そういうところもしっかり売り文句というか、パッケージ化できるように政策を組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2問目に移りたいと思います。2問目です。2問目は、腸内フローラ検査を活用したゼロ次予防による健康増進と医療費削減について、というテーマで伺っていききたいと思います。

この予防事業というものは、これまでも何回かお話はさせていただいていたんですけども、一般的に行われる健診などの一次予防と言われるものは、どうしても健康に関心が薄かったり、あとは忙しい何かしらの理由があったりしてしまうと、どうしても受けないという選択肢を取られがちであります。僕自身も前、特定健診で引っかかりまして、それでプログラムに挑んだわけなんですけれども、何だかんだやっているうちに、項目は全部は残念ながらクリアできずに、行くの嫌だなと思いながら行った記憶もありますが。どうしても人の意識、意思に頼ってしまうものというのは限界が生じてしまいます。かつ、本当に取り組んでほしい人には、なかなかこの事業が届かないというのが正直現状だと思っています。そこで、このゼロ次予防というものを今回取り上げさせていただきました。

国でもこのゼロ次予防、別に新しい言葉ではなくて、国でも健康日本21の2013年度版か、第二次のときからこの言葉というか、この考え方が出てきておりまして、2024年につくられました第三次では、もう考えの中核に位置されるようなものになっております。そのときの言い方としては、何だったかな、考えの中心に至っている状況であります。

そこで、まず伺いたいのですが、市として今後の医療費の高騰だったりとか、生活習慣病というのがこれからも増えていくでしょう。その状況を踏まえて、このゼロ次予防というものに対して、まずはどのように考えているのか。そして、もし取組があればご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

ただいま土見議員から本市におけるゼロ次予防、健康増進に関する考え方ということでございます。

国民健康保険特定健康診査、こちらの結果としても血管系の重大な病気となるリスクが高い、例えば、メタボリックシンドロームの割合だとか、あるいは、血圧の血糖値の要所見者の割合、こちらに関しましては、宮城県内どこでも本市、全国的に比べても高い状況にはございます。あるいは、がんであるとか心疾患、脳血管疾患に対する、死亡原因に対する割合、こちらに対しても特に男性の脳血管疾患に対する死亡割合が非常に高い状況、あるいは、生活習慣病に対する主なものである糖尿病を原因とするような人工透析患者、こちらに関しましても、県内でも高い状況にあるというところを踏まえて、先ほど来お話がありました、例えば、一次予防、個人の認識、意識で、何でしょう、頑張っ健康になろう、例えば、食事、

健康のために運動しましょう、食事で減塩しましょうだとかということではなくて、無意識のうちでそういった健康になるための環境づくり、例えば、自然と歩きたくなるような、あるいは、健康的な食べ物、食品、食生活に関するバランスを持った食生活をしましょうというところでの無意識のこういった活動に対する関心、興味関心に関しては非常に高くなっているのかなと、重要なものであると認識してございます。

ただ、こちらのゼロ次予防でございましたが、なかなか個人的な活動の限界もあり、市としても具体的な取組、こちらに関しましてはまだまだこれから具体的なところを検討しながら進めていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

そうなんですよ。どうしても個人の生活、以前「ナッジ理論」といって、自然とその方向に行動が向くような、無意識の中に向くような方法をとという話も少しさせていただきましたが、このゼロ次予防というのはまさにそれで、人々がより健康な生活を維持する、健康な生活に向かうように、環境や仕組みを整えてあげることが重要だったりもします。それがゼロ次予防というものなんですけれども、先ほど福祉子ども未来部長がおっしゃったように、どうしても個人的な話に入り込んでいかなきゃいけないというところがあります。なので、またその人にとってどういう方法が最適なのかもやはり難しい。人それぞれというところもあります。

その中で、ゼロ次予防に入るきっかけとして、腸内フローラの検査というものがあるんじゃないかなと、あるんじゃないかなというか、実際に行っているところが結構あるので、こういうものを取り入れたらどうかなと考えているんですけれども、まず、この腸内フローラ検査に対する認識も含めて、現状のお考えを伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） この腸内フローラに対する検査でございましたが、こちらに関しましては今現在、医療機関などで行うもの、あるいは、そういった検査機関に、例えば、採便をして、その物を郵送して検査を行っていただくという方法があるのかと考えてございます。例えば、大阪府の枚方市や、京都などの西日本に多いかと思うんですが、こういったところでの取組が進んできているという認識でございます。なかなかこちらのほうも

取組の自治体、こちらの状況がまだ少ないので、そういったところに関してはそういったぐ
らいの状況把握をしている状況です。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

腸内フローラ自体が、何でしょうねという話にもなりかねないんですけれども、皆さんよく
言われる話として、例えば、ヨーグルトはお腹にいいですよとか、納豆みたいな発酵食品
は体にいいですよというお話があるかと思います。それがなぜいいのかというと、お腹の中、
言ってしまうえば、腸内には、話によると100兆個もの細菌が、様々な種類の細菌、一説によ
れば1,000種類以上いますという話もあるんですけれども、そういう様々な細菌がそれぞれの
役割を担いながら住んでいますと。それがよく細菌叢という、細菌の草むらという漢字を書
くんなんですけれども、そういうふうに言われる中、一つその言い換えとして腸内フローラ、腸内
のお花畑のようであるということからそういう呼ばれ方もしております。

この細菌の研究の中で、その細菌というのがよい働きをするもの、悪い働きをするもの、
または、日和見と言われるんですけれども、あまり機能がまだ明確になってなかったり、あと
は場合によって変わってくるものというものがある中で、こういう細菌の構成をうまく制御
していつてあげたりとか、制御してあげるような取組をしたりですとか、あとはその細菌の
構成を知ることによって、じゃあこの人にとってはヨーグルトよりも納豆のほうがお通じに
は効きますよとか、そういうようなことがだんだんと研究で分かってくるようになりました。

そのことがこの腸内フローラ検査というものの意味というのをだんだんと強くしていつて
いるわけなんですけれども、ただ、今、福祉子ども未来部長がおっしゃったように、まだま
だやはり東北のほうでは事例も少なく、かつ、それなりにやっぱり費用もかかるものですか
ら、なかなか広がりづらいというところもあるのは理解しております。

そこで伺いたいんですけれども、先ほど枚方市のお話もありました、この腸内フローラ検
査というものを、さすがに行政として費用負担するのはちょっと大変だということもあつ
て、ふるさと納税の制度を活用して、この腸内フローラ検査を実施している自治体もあるわ
けなんですけれども、そのような事例も調べられているのかな。その上で、そのようなもの
に対してどのような所感をお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

ふるさと納税の活用による腸内フローラの検査を行ってはということでございましたが、ふるさと納税の活用については、健康増進管理のための有効な選択肢の一つとして認識している状況でございます。この腸内フローラ検査を活用した予防医学の取組についてはまだ、先ほど来、議員からもご説明があったように、なかなか取組の事例、まだまだ少ない状況でございます。まずはどのような先行事例、踏まえたその成果、結果があるのかというところを勉強、確認をしながら、今後も研究していければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

少ないとは言いつつ、研究としては、もうかれこれ50年以上前から進んでいるもので、まだ事例として、行政としての事例がそんなに多くないという状況であり、ある程度、研究というのも進んでいるものでもあります。ぜひ、僕の思いとしては、全国の自治体に先んじて、先んじてってもうある程度の件数が出ているわけなんですけれども、この東北の地域ではまだ珍しい、まだ数件しかなかったと思うので、そういうところを先行して実施していてもいいのかなと考えております。

先ほど、枚方市のご紹介をさせていただいたんですけれども、例えば、泉佐野市の事例を拝見すると、この腸内細菌を検査して、この人たちがどういう細菌叢を持っていますということをやった上で、その人たちに適切なプログラムであったり、商品を提供して、どういう行動変容があったかというモニタリングのテストを行ったりします。そうすると、実はある程度関心がある方が多かったというのもあると思うんですけれども、参加した市民の96%が食生活や生活習慣を実際に変えたという回答が得られたということで非常に、最初自分の体の組成が分かるということが多分大きなモチベーションになっていたりということもあります。なので、ぜひ、先ほどふるさと納税、これは税金として入った分の活用方法だと思うんですけれども、少し見方を変えまして、今、見守りサービスをふるさと納税の返礼品にするケースもあろうかと思います。そのような中、遠くに住む子供たちが地元のおじいちゃん、おばあちゃんであったりとか、そういう知り合いのところにふるさと納税として、これを返礼品としてこのプロジェクトを送る、検査をしてもらうというのも構わないので、そういうことをやってみると、また一ついい効果が生まれるんじゃないかなと考えるわけなんですけれども

も、いかがなものでしょうか。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 市民向けの話と、市外の、例えば、そのご家族、遠くに住んでいらっしゃる方向けということで、それぞれの取組かと思います。こちらに関しましては、福祉部門のほうだけで検討するということもなかなか難しい状況もございますので、ぜひ庁内の市役所全体の中での取組の中として、検討させていただければと考えてございます。以上でございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） よろしくをお願いします。

普通、返礼品というと市外の方、納税された方が受け取るものですが、この見守り事業も含め、市内の方にその恩恵というか、サービスを提供するということも可能だと思いますので、ご検討いただけるといいかなと。そういうものを通して、遠くにいる家族とのコミュニケーションというのも取れることにもなりますので、ぜひご検討いただきたいなと思います。

この質問のところの最後、もうこんなに時間がなくなってしまったんですけれども、最後のところで1点聞きたいんですけれども、腸内細菌叢に対してポジティブなよい効果を与えるものの一つとして、海藻系の食物繊維というのがあります。御多分に漏れず塩竈市も海藻が特産品の一つでもあるわけなんですけれども、先ほど、部課をまたいでという話があったんですけれども、産業のほうと連携して、海藻の付加価値を一つまたつけることに、この取組が活用できるんじゃないかと思いますので、ぜひ活用していただけたらなと思っています。その点も所感があれば伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちら健康づくり、腸内細菌を活用した格好でのということでの地場産品である海藻類の活用というところだと思うんですが、当然地域の活性化、あるいは、経済効果につながる可能性のあるような重要な取組であるのかなとは考えてございます。ただ、実際に本市の特産品である海藻類であったり、水産加工品に活用するためには、生産者の方であったり、あるいは、販売事業者の方、他業種の方との調整、様々なものが出てくることになるかと思います。また、先ほど来、議員からもお話があったように、個人個人でも大分その体質的なものも違ってきたりということで、例えば、その人に関しては

納豆が必要な方であったり、ヨーグルトが必要な方であったりというところの個人特性みたいなものがあるのかなと思っておりますので、こちらの取組に関しましては、その効果も踏まえた格好で、今後、ぜひ検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、産業面からご答弁申し上げます。

先ほど、議員からもご提案を頂戴しておりますけれども、市内の小学校、保育所では、もう数十年来、地場の商品、先ほど海藻とおっしゃっていただきましたけれども、水産加工品を活用した給食を提供いただいています。例えば、海藻類ですと、「しおがまサラダ」と称しまして、海藻以外のものも使って、児童生徒に長年その食育を通じて提供させていただき、召し上がっていただいているといったような状況がございます。今後も我々の産業部門では、地元の子供たちに対しまして、地場のおいしいものを提案、紹介させていただきながら、地元愛につなげていくよう続けていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

子供たち経由というのも、もちろんあるかと思いますが、あとは今、生産者の皆様、この前も重油の問題もありましたけれど、大変な苦勞をされているところも多いかと思いますが。ぜひ彼らの商品というのが少しでも日の目を見るようにというか、脚光を浴びるように、市としても可能な範囲で応援していただけたらなと思っています。

では、最後の質問に移りたいと思います。

最後に、商店街活性化について、ということで伺いたいと思います。

先ほど、鎌田議員のお話とそれに対する市長のご答弁の中にも、今後の市制施行100年に向けたビジョンというお話もありましたので、私から聞く話も半分ぐらいになるのかなとはちょっと思っているんですけれども、塩竈市、この前の国勢調査の速報値で見ると、何となく予想はついていても5万人を切るという衝撃的なお話がありました。今後、どのようにこのまちをつくり直していくのかというところが喫緊の課題ではあると考えております。その中で、一つ重要なところとして、商店街の活性化というのが僕はあるんじゃないかなと考えております。

そこで伺いたいんですけれども、塩竈市、先ほどもお話があったように、年間二百数十万人の観光客が入る、さらには、ふるさと納税でももう10億円以上も集まっておりまして、外から人、物、お金を集める素地というのは有していると僕も思っております。あとはそれをどうまちづくりに生かしていくかというところなんですけれども、その一つとして、この商店街というところに今回お話をさせていただきたいわけなんですけれども、まず1問目として伺いたいのは、この商店街のエリア、こういうところに対して、先日、4月に出了た第2期の塩竈市観光振興ビジョンの中では、この商店街にどのような機能を持たせて観光振興というのを実現していきたいのか伺いたいと思います。

ちなみに、ここでいう商店街って特定の組合とかではなくて、あくまでそのエリアのことを指してお話しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 商店街の活性化について、どう捉えているのかというご質問かと存じます。

今回ご質問いただいたところにおきましては、特定のではないということではあるんですけれども、市街地中心部のという捉え方で答弁させていただいてよろしいでしょうか。恐れ入ります。

そもそも、まず市街中心部の商店街におきましては、これまでは住民の方々に日常生活品を提供する場であったと我々捉えております。それが今日に至っては、今、議員がおっしゃっていただきましたように、観光客をはじめといたします市外からの来訪者、こういった方々に対しまして飲食など多様なサービス、または、体験を提供する場に移り変わっているという捉え方をさせていただいております。

こうした中で我々としても、こうしたロケーションを用いながら、今、商工サイドのほうでも企業を創業なさる方々に対する支援事業、長年行っておりますけれども、こうした方々に活躍いただくフィールドと位置づけながら、継続的なそういった支援を図りつつ、出店を後押ししていきたい、それがひいては地域経済の活性化につながっていけるよう取り組んでいきたいという捉え方をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

今回、観光振興ビジョンというものを例に、例というか挙げさせていただいたわけなんで

すけれども、塩竈市、今後、観光でもう少し経済を盛り上げていきたいと考えたときに、先ほど産業建設部長がおっしゃったように、日用品の購入の場から様々な体験も含めて、様々な価値を提供する場になってきたという話は伺いました。そこで伺いたいんですけれども、今回2月の当初予算の中で、門前町の調査費用が計上されていたと思います。その調査をする前提として、この地域というのをどのように今後活用していきたいのか。言ってしまうと、この塩竈市の観光の取組の中でその位置、例えば、本町でもいいですし、西町でも構いませんけれども、そういう地域にどのような機能を持ってもらいたいのかというところを明確にしていく必要というのは多分あるんだろうと思います。でないと調査も結局、回答の絞り込みというのが全然できなくて、もらったはいいいけれど、これを実際の実務に落とし込むときにどうしたらいいのという話にもなってしまったり、前提条件としてそれは無理だよねというものも出てきてしまう、回答として出てきてしまう可能性もあります。

そこで伺いたいんですけれども、これまで塩竈市も様々な政策を取られてきたと思います。その塩竈市のこれまでの政策を総括して、まず調査の前段階として、塩竈市として、これまでの政策はどうだったのか、そして今後やるとしたらどのようなところが見直しとして必要なのかというところを伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、活性化に向けた今後の取組に向けての総括というご質問かと存じます。

我々といましては、これまでも市民を対象にしたまちづくりミーティングでありましたり、地域資源を活用したイベントなどを開催させていただいております。こうしたときに我々といましては、こうした取組を通じまして地元の事業者の方々が主体となって事業に取り組むような機会を創出させていただきつつ、商店街の活性化の機運醸成に向けていきたい。具体的には、4月の末ですけれども、酒蔵さんが市内近隣の飲食店、お店などと連携しながら2,000人規模のイベントを主催していただいた。さらには、我々情報としましては7月に地元鎮座します鹽竈神社の末社御釜神社がございますが、この藻塩焼神事に合わせまして、7年ぶりに地元事業主の方々と地域の方々が連携しまして、釜社宵まつりを再開したいといったようなご相談もいただいたところでございます。そうした中では、ちびっこ縁日などを開催したいというお話もいただいておりますので、まず我々の総括としては、そういった地元の方々が自発的に活性化に向けた取組をする機運を高めてきたといったようなところ

ろが総括でございます。

今後の部分ですけれども、先ほど来、説明させていただいておりますが、今回外注させていただく事業の中で、エリアゾーニングの中でこういった整備があるべきか、とりわけ公共用地でございますので、こういった部分の具体化についても取りまとめさせていただければと考えておりますので、何とぞご理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。さらに少し伺ってきたいと思います。

調査で今後ゾーニングを進めていくという話がありました。それから実際の取組もご紹介いただきまして、まず第1段階としては、地元の方々が自分たちで何かをしようというところは非常に素晴らしいことだと思っております。一方、塩竈市、僕も長年見させていただいておりますけれど、イベントをやったときだけ盛り上がり、その後がどうしても日常が盛り上がりがないというのが一つあるのかなと。ただ、イベントを乱発するのも事業者さんたちの体力というのが奪われてしまう。イベント疲れという話も出ています。その中で、いかにまちが稼げる仕組みをつくっていくかということだと思えます。イベントは起爆剤でしかないので、この稼ぐまちをどうやってつくっていくのかというのが大切なかなと思っています。

そこで伺いたいと思います。今回、調査費用を計上されています。その中でゾーニングが出てきましたと、じゃあここをこのように使ったらいいんじゃないですかと、出てくると思いますけれども、それは一体誰が実施するのか。その部分伺いたいと思います。というのは、一生懸命行政が力を加えているのは分かるんです。ただ、地元の方々がもっと自分事として取り組んでいかないと、行政だけではもちろん、商店街とかエリアの開発というのはできないわけなんです。なので、市民の方々が日常の活動として回る仕組みをつくっていく、そのための今回調査になるんだとは思いますが、その部分を行政としてはどう考えて、あとは後押しの仕方というのものもあるかと思います。その部分もどうやっていくのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 今後の取組を誰が担うのかといったご質問かと存じます。

先ほどご紹介頂戴いたしました、第2期の観光振興ビジョンの中でも持続可能な観光振興

を考える組織体制の構築というものを施策の一つとして掲げさせていただいております。

我々は具体的に、DMOなどの観光まちづくり組織、こういったものに進めていただくとイメージを持っております。持っておりますが、いずれにしてもこういった組織を立ち上げて維持していくために、やはり財源確保、これが非常に大きな課題であろうという捉え方をさせていただいておりますので、そうしたときに民間、もしくは地域のアイデア、こういったものを取り入れながら、まずは、そのスモールスタートから始めることができないかといった部分を関係者の方々にご相談させていただければと捉えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

お金もかかるという話もあるんですけど。どういう規模のことを、どのようにやっていきたいかということが明確になっていかないと、お金の話ってちょっと先の話だと思うんです。例えば、本町とかあそこら辺の町を言っても、じゃあどの店舗に今、お店が入れられるのか、入れられないのか、今後何十年か10年先を見据えた上でどういう利用ができてくるのかということをしつかり、まず考える場所というのが必要だと思います。それが新しくDMOなりの組織がやってくれることになる、担う部分なんだと思うんですけども、そこに多くの町の方々が入って煮詰めていくことで、お金はどこにかけていく、幾らかけるのかというのが分かってくると思います。

市長も市制施行100年に向けたお話というのはされていたと思います。ですので、ぜひそのビジョンというのをしっかりと市民の方々にもお伝えしながら、より、そのDMOの形、役割というのが見えてくるような今後の活動というのをやっていただけたらと思うんですけども。何か最後に一言いただけたらと思います。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 物すごく大事な視点だと認識してございます。ただ、これは議員の皆様方にもぜひ存じ上げていただきたいのは、こういったまちづくりを進める上では、市民だけが、行政だけが、例えば、議員だけが、それではバランスの取れたいい、よりいい施策というのはやっぱり生まれてこないというか、それを育てる意味でも、どれかが突出していてもうまく進まないという現実があって、実は市長にならせていただいて8年目にそろそろ入る頃なんですけれど、それが一番悩みの種であることも事実で、先ほどの成婚のもそうなんで

すけれど、やったとしてもその先に次何やるんですかというのを実は市役所の中で今、問い続けてございます。単年主義ですから予算は、ある意味では。やってしまったらその行事それで終わっちゃうんですよね。ですから、その後に続けられる、育てるという概念をどのような形で、まずは市役所の中にも育てていくことができるのかということが実は一番難しく、それを今度、市民の方々に急に今までそのように、やってこなかったのにもかかわらず、これやってといったところで動けるわけないし、その政策をつくったとしても金がなければ今度できないでしょう。それで多分会合だけは随分やってきたけれども、その次の始めの一步が踏み出せてこなかったのが塩竈市なんだろうと。素材がよくて、その第一歩を踏み上げるための苦労を今、味わっていると理解をしていて、そのための大きな目標としては、15年後の市制施行100年のときにどういう塩竈市だったら、どういう塩竈市につくり上げておくかということを明確な目標として打ち上げさせていただいたところ。ですから、そこに向かって一つ一つのツールをどう育てていくか。大きな目標に向かって一つ一つの個の素材をどう磨き上げながら、全体として15年後の塩竈市の在り方、それをやっぱりお示しすることが市長としては一番重要な任務なんだろうと受け止めてございますので、今は生み出すための峠を登っているような感じかもしれませんが、一つずつ、海だったり、社だったり、お子様方のこれからの今後だったり、そういったものを積み上げていきながら、私どももブラッシュアップして皆様方にいろんなご提案、ご提言をできるように、けんけんごうごうの議論を踏まえさせていただきながら学び続けて、そういったものに理想的な形ができるように努力し続けるしかないのかなと今、認識しておりますので、しっかりと皆様方のご意見を頂きながら、私どもブラッシュアップし続けていきたいと考えてございます。

○議長（浅野敏江） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

今、市長から非常に力強いというか、僕も本当にそのように思っております。塩竈市としては、もちろん環境もですけど、やり方もがらっと変えなきゃいけない。市と民間の皆さんとの関わり方も変えていかなければいけない。非常に大きく変化をしなければいけないという、非常に苦労されていると思います。でも市長としては、もうどんどん行っていくということが非常に大切なのかなと。そういうことで僕ら、僕は議員ですけども、民間の方々も、ああ、なるほどねとだんだんと感覚がなじんでくると思いますので、ぜひビジョンというのをしっかり強く打ち出させていただきながら、15年ですか、かけて達成できる目標という

のを少しずつ時間かかっても練り上げていきたいなと思っております。

私からの質問は、以上となります。ありがとうございました。

○議長（浅野敏江） 以上で、土見大介議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は2時55分といたします。

午後2時37分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（浅野敏江） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番鈴木悦代議員。

○14番（鈴木悦代）（登壇） 日本共産党塩釜市議団、鈴木悦代です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

初めに、本市における高齢者の見守り事業について、伺います。

高齢化の進展に伴い、独り暮らしや高齢者のみの世帯は、今後も増加が見込まれています。誰もが安心して地域で暮らし続けるための地域社会づくりが大事になっております。

そこで、本市で取り組まれている事業に、また、位置づけについてお伺いいたします。以降の質問は、質問席にて伺います。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 14番鈴木悦代議員の一般質問にお答えを申し上げます。

高齢者の見守り、相談等のご質問のうち、見守りの考え方と体制について、お答え申し上げます。

本市では、単身高齢者が年々増加しておりまして、高齢者が地域で孤立せず、安心して暮らし続けていただくためには、高齢者の見守りは大切な取組であると考えており、その体制の充実に努めているところでございます。

地域の見守りとしては、地域包括支援センターや民生児童委員などとの連携による、高齢者の把握、住民の見守り意識の啓発、集いの場を通じた社会参画によるつながり、民間事業者との協定に基づく見守り等により、充実に努めているところでございます。

また、市独自の取組としては、見守り機器の設置費等の助成や配食サービス事業などの高

高齢者見守り事業パッケージを引き続き推進していくほか、民生委員不在地区に居住する75歳以上の独り暮らしの方などを定期的に訪問する事業に取り組んでおるところでございます。

これらの見守り体制の充実に当たっては、行政、地域、関係機関等々の協力、連携の下に、多層的に取り組むことが重要であると認識しております。引き続き、関係機関との連携を深めながら、高齢者の見守りに重点的に取り組み、高齢者の皆様が地域で安心して暮らしていただけるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） ご答弁ありがとうございます。

高齢者は往々にして体調を崩しやすいという状況があります。ただいま答弁いただきましたように、孤立をさせない、そういう取組が大事ということで様々な事業、地域での多層的な取組が大事であるとお答えいただきました。

以前に私、お伺いしたことでもありましたけれども、認知症が急に進んでお金の管理はじめ、日常生活が立ち行かなくなった事例に遭遇した経験から、大ごとになる前に状況の把握や対策が求められているという点を取り上げました。今年度も新しい体制で高齢者の見守り事業は継続して取り組まれていきますけれども、その対象者や訪問の頻度はどのように進められるか改めてお伺いいたします。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 地域でお住まいされている高齢者の方々の状況でございましたが、65歳以上の高齢者の方々に関しましては、ピークを超えておりまして、だんだんこれから減少に向かうかなというところで見込んでございます。

ただ、75歳以上の単身の方、あるいは、介護要支援の方、要介護の方などに関しましては、これからまだまだ増えていく状況かなと捉えてございます。

今年度に関しましては、新たな事業として、75歳以上の高齢者、あるいは、民生委員不在地区の方に対する訪問、こちらを強化していくということで、これまでの活動に関してさらに追加した格好で実施をする予定となっております。

今後に関しましても、そういった高齢者、議員もおっしゃってございましたように、地域、社会で孤立する高齢者がいないような格好での対応支援を行っていきたいと考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） ありがとうございます。

今後は75歳以上の単身者も増えていくということが見込まれているということで、民生委員の不在地区、不在のところを対象にというお話がありました。やはり様々な地域社会でのネットワークということが大事になると思います。また、一方では庁内においても横断的な対処が必要になっているということを過去にも申し上げました。庁内の横断的対処というのは、例えば、国保税であるとか、水道料金などの未納が続いたときに、何かのサインと捉えて横断的に共有して支援につなげるという点です。地域で気になる人に声をかけても、大丈夫の一言で返されたり、生活に立ち入ることにもなるので限度があると思います。そういった意味で、未納が続いているとか、そういう情報を共有して、公的なアプローチということは大切なのではないかと、そういう情報から支援につなげていくような、横断的な共有とアプローチが大事だと思うのですが、その後の検討はいかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらは高齢者に関するその地域とのつながり、あるいは、社会的な関わりというのは非常に重要であるということは、先ほどもお話をさせていただきましたとおりでございます。

今現在、塩竈市としても連携協定を結んでおります郵便局などから、配達途中に気になるようなお宅があればご連絡をいただいたり、あるいは、地元での、例えば、近所の方からの通報、郵便物であったり新聞がたまっていたりする場合に、本市の担当の部署、地域包括支援センターであったり、高齢福祉課にご連絡をいただいて、そこでそういった高齢者の方の異変を発見するということなどもありますので、そういった働きかけに関しましては庁内、市役所内部でも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 私が強調したかったのは、郵便局であるとか、地域での連携をしながらということは理解しましたが、水道料金が未納であったり、税が未納であるという、そういう情報をキャッチしたときに、庁内で横断的に何かあるかなというところにつなげていく、そういうことを申し上げたんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） すみません。ご説明、ご答弁が足りなくて申し訳ございませんでした。

当然のことで、先ほど郵便局だとかそういった新聞だけにとどまらず庁内での、例えば、水道料金の検針のときに、訪問したときに異変がある場合に連絡をいただいたりだとか、各窓口などでも、高齢者だけにとどまらないんですが、例えば、自殺予防といったところの取組などに関しまして、各市役所全体の窓口で何か異変があった場合に関しましては、それぞれの担当部門に連絡が行くようなところでの取組を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） よろしくお願ひしたいと思います。

ある調査なんですけれども、独居高齢者の心配事としては、身寄りのない場合、自分が亡くなった後の対処ということが最も多くなっています。独り暮らしだと亡くなった後の手続や葬儀などをどうすればいいのか悩み、不安が多いことが予想されます。本市の終活支援では、どのような制度で取り組まれているのでしょうか、お伺いします。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちら高齢者の終活に対するサポートの取組、あるいは、相談の内容かということでお答えさせていただきたいと思います。

まずは、相談に関しましては、当然、市役所でもお受けはするんですが、主には地域包括支援センターが中心となりながら、こうした相談を行ってございます。福祉の専門家である支援センターの職員、こちらにご相談いただければ、その本人の家庭環境だとか個別の状況を判断しながら丁寧に対応を行っているというところでございます。

そのほかに関しましては、生前にエンディングノート、こちらの周知、配付を行いながらエンディングノートの活用に対しても出前講座等々で周知を行っている状況でございましたが、今後もこういった高齢者の終活を支えるような支援、こちらも今後とも継続して続けていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 様々な不安、相談事は地域包括支援センターで受皿になっているということですが、具体的にどういった内容といいますか、様々な独り暮らしであったり、高齢者

世帯で生活のこととか、自分が亡くなった後の相続とか、そういうことに関して何でも地域包括支援センターで相談できるのか、どういう制度になっているか中身含めてご紹介いただけますか。

○議長（浅野敏江） 佐藤高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（佐藤聡志） 地域包括支援センターですけれども、こちらについては、いわゆる介護とか要支援の認定とかに限らず、全ての高齢者の福祉サービスの総合相談窓口となっております。先ほどおっしゃったように、この後、終活をどうしたらいいのか、また、財産、また、成年後見人などの制度、あと、フォーマル、インフォーマルなサポートも含めて社会資源につなぎ、継続的にフォローしてまいる体制になっておりますので、そういった形で広くご相談いただければと考えております。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 介護に限らず総合的ということで、地域包括支援センターの役割というものを改めて理解できました。終活は亡くなった後の対処だけでなく、緊急時、入院時の対処といったことでも不安なことが多いわけで、そういった意味で地域包括支援センターの活用ということが広まっていけばいいかなと思います。

エンディングノートということが出ましたが、死後に発生する様々な手続だけでなく、様々な、かかりつけ医であるとか、処方内容など自身に関わる情報、認知症になったときの医療や介護などについても意思を伝えることができます。元気なうちに決めておけば、後の生活を安心して過ごすことができます。そのエンディングノートの普及活用が、さらに活用が広がればお互いに安心なのではないかと思います。しかし、普及活動といいましても、気にはなっても後回しになっているということが往々にしてあるわけですから、そういう取組が届いていない、認識されていないということもあるかと思います。今まで独り暮らしの高齢者を対象としたエンディングノートの周知度、あるいは、生活に関わるニーズ調査というのはされたことはあるでしょうか。

○議長（浅野敏江） 佐藤高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（佐藤聡志） 独り暮らしの高齢者を対象にしたニーズ調査というものは、把握してはいないところでございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） エンディングノートの活用であったり、終活支援に関する出前講座など

も取り組まれているかと思いますが、ニーズ調査、アンケートに答えることでエンディングノートに対する意識であるとか、書いてみるかなという行動の変化をもたらす効果もあると考えられます。また、訪問時に聞き取る形になれば、より具体的な情報が得られる。例えば、「何かお困りありませんか」、「ないです、ありません」という一言で帰るのではなく、例えば、「食料品のお買物はちゃんとされてますか」とか、そういう具体的な入り方というのはあるかと思っています。その訪問時に聞き取る、そういう形になれば、より具体的な情報が得られるツールにもなると思うんですが、そういう取組はいかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 佐藤高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（佐藤聡志） エンディングノートの活用に向けた取組ということで、様々ホームページ等で周知をしているところでございますが、なお、アウトリーチ的に民生委員さんに対して、こちらのパッケージをご紹介する中で、エンディングノートやそういった活動があることをお伝えするのとともに、今後、独り暮らしの民生委員不在地区の高齢者のところを回る事業等もございます。また、地域包括支援センターにエンディングノートを設置しておりまして、ご相談に応じてこのエンディングノートを受け取れる体制にしておりますので、こういった直接訪問や直接の面談などを通して、こちらの活用が促されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

続きまして、しおナビバス、NEWしおナビバスの利便性向上についてお伺いします。

令和6年度からバス運賃が100円から150円に値上げとなりました。運賃の値上げの後の利用者数は想定を下回るものの、減少しています。令和7年度は、前年度にも比べて減少しております。今、バスは買物であったり、通院をはじめ、市民の足として多く利用されています。NEWしおナビバスの土日運行や増便などもっと利用しやすくなればという市民の要望もあります。この間、取り組まれてきた利便性向上や、また、収支均衡に関わる改善に取り組まれた点と、また、課題となっている点についてお伺いします。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） NEWしおナビバスにつきましては、令和6年度に料金改定をさせていただいたところでございます。大きな理由としては、運行経費の増加等に伴いまして収支率が低下してきていましたので、安定的にやはり運行できるようにというところをまず第

一に、料金を改定させていただいたところでございます。

この間、改善した取組ということで今、ご質問をいただきましたので、例えばなんですが、バス停の新設、あるいは、移設等を行っている。あるいは、NEWしおナビバスで回数券の導入、こういったところを運行経費の改善に向けて取り組んだというところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

利用者の声からなんですが、NEWしおナビバスで病院に行った帰りの足に困るという、逆回りはないんだけど30分以内でぐるぐる回りますので、もっと便数が増えれば帰りも利用できるという増便要望の声、または、ある方はバスの乗り方を覚えたので、ほかの町のバスに乗り継ぎをして友達と会うようになったと楽しそうに話している方もいらっしゃいました。このような要望に対して、また、近隣の市や町との広域の路線マップとかダイヤの情報があれば、さらに便利で利用者も増えるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 今の増便の要望どうなのかというお話であったかと思います。

確かに、我々にもそういう要望をいただいておりますが、今、ご説明をさせていただきましたとおり、近年のやはり物価高騰による運行経費の増、あるいは、どうしても運転士の不足というところがございまして、なかなかそういったところに対して対応できないというところが今、現状かと考えておりました。

一方で、塩竈市内、例えば、多賀城市、あるいは、利府町、大郷町ということで、近隣のバス、大分乗り入れをしていただいておりますので、七ヶ浜町もそうなんですが、乗り入れはしていただいておりますので、そういったところは近隣の町と、市町と少し連携を図りながら、今、お話しいただいたような、乗りやすいというかそういったところの、例えば、ルートマップとか、そういったところについては近隣の市町と協議をしながら検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） やはり広域での連携の情報というのがあればもっといいかなと思うので、ぜひ前に進めていただければと思います。

また、お金、運行経費とかは課題なわけですが、お金もかかる話だとは思いますが、こういった声もあります。しおナビバスのステップが高くて乗り降りが大変だという声です。NEWしおナビバスのほうは小型なのでさほどでないかもしれませんが、しおナビバスのステップが高いと、一気に上がれなくて、膝をまずついてから乗るとか、降りたときの弾みで足を痛めたという話をお聞きしました。ノンステップバスというものもありますけれども、そうすれば高齢者や障がい者にとっても外出しやすくなります。利用しやすいそういった環境があれば、市民や社会の活性化にもつながっていくものだと思います。

そういった点で、地域公共交通は移動を保障する福祉、経費は大事なことになりますけれども、福祉の側面、社会インフラとしての役割があります。先進事例、山形県の鶴岡市になりますけれども、バスを小型化したり、便数を増やして細やかに回って利用者が大幅に増えたという先進例もありました。そういった意味で、福祉の側面であったりそういう社会的なインフラとしての考え方がいかなうでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 今、お話しいただきましたとおり、公共交通は、やはり地域の生活を支える基礎的、基盤的な移動手段でありまして、特に高齢者の方に対しましては移動を支える、欠かせぬ役割を担っていると我々のほうも考えてございます。

一方で今、ご質問をいただきましたノンステップバスでございますが、こちら運行事業所であります株式会社ミヤコーバスの車両となりますので、ノンステップバスの導入につきましては、こちらのほうから株式会社ミヤコーバスに打診はさせていただきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） すぐには解決できるようなことではないと思うんですが、そういう関係機関事業所とも連携しながら、ぜひそういうことが進んでいけばいいなと思っております。

続きまして、学校規模適正化検討に関して、お伺いします。

令和6年7月に検討委員会が設置されて、検討が始まりました。令和7年1月には検討委員会から答申が出されて、その後パブリックコメント聴取や意見交換会が開催されております。この間、出された保護者並びに教職員の意見等ご紹介いただけますか。

○議長（浅野敏江） 岩淵学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩淵克洋） お答えいたします。

令和7年度は、答申案をもちまして様々な皆様と意見交換を実施させていただきました。
その中で出されたご意見といたしましては、まず、規模といたしまして「1学年に複数学級
があるとよい」という意見。あるいは、「通学距離が長くなるとすればそれについては心配
である」というお声。また、「進める過程で市民の皆様と丁寧な議論をぜひしてほしい」と
いう様々な視点でご意見をいただいているところでございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 私もこれまで意見交換会も何度か傍聴いたしましたけれども、再編とか
統合であるとかそういう具体的な案がないと考えづらいという声があります。具体的なそう
いう案、どんなふうに、どういう時期に出されるか、スケジュールですね。成案といえます
か、そのスケジュールを教えてください。

○議長（浅野敏江） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） 現在、教育委員会における検討案を庁内で協議して議論を
深めているところです。まず、庁内で取りまとめた後に、議会に報告させていただきたい
と思っております。報告後は、その案をもって今後また、前回やったような保護者、学校等
との意見交換をしていきます。去年から答弁でお話ししていますけれども、最終案の完成に
は3年間をかけるということで、去年がいろんな意見をいただいた、今年が今、案をつくっ
ているところ。ということで来年3年目ということで、来年度いっぱいかけてやりたいと、
今年は2年目ということですので、議論のたたき台である具体案を複数お示しして皆様のご
意見をいただくという年と考えておるところです。

よろしくをお願いします。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 教育委員会、庁内で取りまとめた後に議会にということがありますが、
その時期といえますか、予定、スケジュールはありますか。

○議長（浅野敏江） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） やっぱりなかなかこの学校再編というのは、とてもすごく
重要な問題でして、なるべく早くとしか今のところ言えないんですけれども、あまり遅くな
いうちに、この夏ぐらいとか、ちょっとはっきりしたことは今まだ言えないんですが、遅く
ならないうちに、それでお示した後に、今度市民の皆様からもご意見をいただかなくては

いけませんので、その時間もたっぷり取れるようにしたいと思っております。

すみません。今のところそこまでです。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） はっきりとはお示しはできないということでした。具体的な統合であるとかそういう案が出たときが、やはりいろいろ議論しやすいところになると思います。

以前に、本市の教育課題としてどんなことがということを伺った点がありましたが、4つ挙げられました。確かな学力の向上、不登校など子供を取り巻く環境の多様化・複雑化、学校施設の老朽化による安全性やその維持費、少子化といった4点でした。

具体的な案が示された後の議論の仕方なんですけれども、意見交換会の傍聴の中では、「ビジョンが見えない」ということをおっしゃった方がいたんですね。ビジョンというのは、当局だけでつくっていくものでもなく市民も一緒につくり上げていくものだと思うわけです。そこで進め方として、学校ごとに、今までのように形式を少し変えて、学校ごとに実施する。そして、分散形式にして出しやすいような形で、例えば、各自が紙に書いて、こういう学校だったらいいとか、子供をめぐるいろんな思いを出し合って、課題を整理していくというやり方ですね。そのように変えていくことをお願いしたいんですが、その辺はいかがですか。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） まず、ビジョンをお示しさせてもらうときには、「どのような子供たち、どのような学校をつくっていきたいか」ということを明確に出させていただきながら、慎重に議論を進めさせていただきたいと考えております。

その過程の中におきまして、市民の皆様との合意形成、これはやはり大事なところであると認識しておりますので、今後、進め方についてもどのような内容が効果的なのか、しっかりと考えながら進めさせていただきたいと考えております。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 市民の合意を大事にしていくということでお答えいただきました。子供をめぐる課題の多様化であるとか、人口減少時代が到来する中、どんな学校、どんなまちにしていきたいか、やはり市民の合意形成を第一に進めていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

最後になります。胃がん検診に関して、お伺いします。

今年度の新規事業として、胃がん検診に内視鏡検査が導入されました。そのことによって

検診の精度というのが高まっていくことが期待されます。内視鏡検査は集団のバリウム、エックス線検査と違って、医師が実施しますが、その医療機関の体制、その内視鏡検査の見込み数ですね、希望どおり受けられるか。または、申し込んでから受診するまでの流れを教えてください。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

まず、胃内視鏡検査の申込みの見込み数でございましたが、今年度の申込み件数に関しましては、対象者の約3.5%、253名ほどの対象者を見込んでいる状況でございます。

そのほかに、申込みした後の受診までの流れでございましたが、申し込まれた方に関しましては、6月下旬頃に受診票及び登録医療機関の名簿、こちらを送付させていただきます。名簿を確認していただいた上で、ご自身で希望される医療機関、こちらへお電話等でご予約をいただいて受診いただくことになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 希望どおりに受けられる見通しは、いかがでしょうか。受けられるかどうか。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちら各医療機関、今現在のところ18ほどの医療機関を想定している状況でございましたが、当然、受入先に限りはありますが、日程調整していただきながら、なるべく多くの方に受けていただきたいと考えてございます。

まず、期日までに申し込まれた方に関しましては、必ずいずれかの医療機関で受診できるように進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

このたびの内視鏡の対象者は、50歳から69歳の偶数年齢となっています。一方で、バリウムのエックス線検査は30歳から年齢に上限がされないという制度になっております。高齢者はバリウムの誤嚥によって、肺炎併発のリスクから医療機関では高齢者のバリウムエックス線検査は慎重に、あるいは、禁忌としています。協会けんぽでは、人間ドックでは35歳から

74歳まで対象にして胃がん検査、エックス線か内視鏡検査を選んで必須項目となっています。現在2人に1人はがんになるリスクがあると言われていた時代ですが、がん治療は進歩しています。胃がんの5年生存率は顕著に伸びています。早期発見によって、80代でも手術が可能な時代になっています。そうした点を踏まえて、胃がん検診をエックス線検査か内視鏡検査、選択制にする。今年は1年目ということですので、これからのやり方を検証しながらですけれども、偶数年というだけじゃなくて選択、内視鏡検査を選択制にする、または、内視鏡検査を協会けんぽのように70歳以上でも受けられると拡充していくことが、早期発見、早期治療につながる上で有効と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 山本健康づくり課長。

○福祉子ども未来部健康づくり課長（山本多佳子） 市が実施しますが検診につきましては、対策型検診ということで、国が定める指針に基づいて実施をしております。この指針では、胃がん検診の受診を特に推奨する年齢が50歳から69歳としておりますことから、まずは多くの推奨年齢の方に受診していただくように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 鈴木議員。

○14番（鈴木悦代） 分かりました。

推奨される年齢ということを基に設定されているということなんですけれども、先ほど申し上げたことで、高齢者でも70歳以上でもバリウムの誤嚥による肺炎というものが避けられるように、対象として広げていくのは一考かと思いますので、今後の1年目、今後取り組む中で考えていただければと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（浅野敏江） 以上で、鈴木悦代議員の一般質問は終了いたしました。

4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男）（登壇） 令和8年6月定例会におきまして、公明党を代表し質問させていただきます。小野幸男でございます。

私は、大綱2点について、お伺いをいたします。

佐藤市長はじめ、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、防災・減災対策といたしまして、防災・減災の取組について、お伺いをいたしま

す。

2011年の東日本大震災から15年が経過いたしました。未曾有の大災害が残した多くの教訓を踏まえ、全国各地で防災・減災対策は着実に進められております。一方で、近年も毎年のように大規模な自然災害が発生しており、その被害状況を見るたびに、災害を自分事として捉え、具体的な備えや行動につなげることの難しさを改めて感じております。

次なる災害から命を守るためには、市民の方々が防災を自分事として考え、行動に移すことが重要であると考えております。

その前提として、まず大切なのは、発生直後の僅かな時間の中で命を守るための備えを講じることです。家具の固定や感震ブレーカーの設置、住宅の耐震化など、命を守るための具体的な対策を一つ一つ進めていくことが必要であります。しかし、その必要性を理解していても実際の行動に結びつかない現状があります。

そこでお伺いをいたします。災害から命を守るため、防災・減災対策をさらに進めていくことが求められております。本市では、現在、市民の方の防災意識を高め、具体的な備えや行動につなげるためにどのような取組を行っているのかお聞きをいたします。

以降の質問は、質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 4番小野幸男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

防災・減災対策についてのご質問のうち、市民の防災意識向上のためどのような取組を行っているかでございますが、近年、いつどこで大規模災害が発生してもおかしくない現状でございます。本市では、自主防災組織の充実や小中学生の訓練参加による若者の活躍、防災指導員による地域防災リーダーの育成を中心に、意識向上に向けた取組を行っているところでございます。

先日、実施させていただきました総合防災訓練においては、各町内会や自主防災会をはじめ、多くの皆さんにご参加いただきました。また、各小中学校では、各年ごとに防災教育や避難所設営訓練、外国人避難所の対応訓練など、各学校で特色を生かした防災カリキュラムで訓練をさせていただきまして、年々防災力が向上していると認識しているところでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） ご答弁ありがとうございます。

今もありましたように、今回、防災・減災対策の取組として、やっぱり何事も自分事として捉えていかないとなかなか行動に、万が一のときに行動に移していけないということで、そういったところを主に中身として、いろんな取組を通じてお話をさせていただきたいなと思っておりました。

今、防災訓練、そして自主防災組織、そういったところの活動等についての意識の向上ということで答弁があったわけでございます。ハザードマップだったり、家族で話し合っって避難場所だったり、連絡方法だったり、決めておくとかそういった家族とのコミュニケーションというか、お話をしておくということや、家具固定とか、備蓄、あとはマイ・タイムラインとかの作成とか様々防災意識の向上にはあると思いますので、なかなか全てを行政がというのは難しいことであるということは理解をしておりますので、いろんなことを通じながら市民に対してこの防災意識の向上、自分事として、大丈夫ではなくて自分事としてしっかりといろんなところで捉えながら、防災意識の向上を目指していくということが大切だなと思っております。

防災意識の向上には、地域行政による地道な、先ほどあった啓発活動、あとは学校での防災教育ということも本当に重要でずっと考えておりますので、一人一人市民の方の置かれた状況は違いますので、そういったものにも応じながら、誰もが災害への備えを進められるように、今後進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、具体的な取組でこういった自分事として捉えて、そして行動に移していただけるような行動変容という、そういったところを目指していろんなものを通じて行政の防災担当の皆様にも力を借りながら、市民の安心安全のために、今後、取り組んでいただきたいと思いますので、お話をさせていただきたいと思います。

それで、あともう1点。「まるごとまちごとハザードマップ」というのもありますけれど、東日本大震災だと津波がまず来ますよとか、いろんな様なそういったところもありますけれど、そういったところも、私もいろいろ見てはいるのですが、なかなかちょっと小さいとか、何か工夫が必要だなという、肌で感じる部分ありますので、今後こういったところもいろんな先進地のものを見ながら考えていただきたいと思いますと思うところもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで次に、家屋の耐震化、家具の固定ということでありますけれど、命を守るためには

住宅の耐震化、そして家具の固定など被害を未然に軽減する事前防災の取組が重要であると思っております。しかし、こういったものには補助制度が用意されておりますけれども、利用は十分に進んでいないということ。また、あと家具固定についても全国的に実施率は高いとは言えない状況が公表をされております。こういったところで専門家の方は、防災対策を実践してもらうためには危険性を理解し自分事として捉え、実際の行動につながるよう、段階的にやっぱり後押ししていくことが必要であると、こういったところを指摘されているわけですが、本市で家屋の耐震化について、この住宅の耐震化の現状について、どのように見られているか、この点をお伺いいたします。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、住宅の耐震化の状況と今後の取組といったご質問かと存じます。

まず、市内におけます住宅の耐震化率でございますけれども、こちらの総務省統計局のほうで令和5年9月に実施されました住宅土地統計調査、これの結果に基づきまして算出したところ、市内のいわゆる空き家を除く居住ありの住宅総数と、それから耐震性がある住宅戸数から求められた耐震化率というものが96.55%となっております。今、議員がご指摘のとおり、その残りの部分をどうするんだといった部分でございますが、これにつきましては、耐震の改修促進計画、これに基づきまして今までも行っておりますが、引き続き個別訪問、さらにはリーフレットの配布、広報紙での耐震診断及び改修工事の助成、こういったものの周知を図りながら、この耐震化率のさらなる促進を図っていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

いつものごとく、全部答弁、聞く前にしているわけですが、とにかくこれ一問一答なので、打合せではきちんとやることになっているんですけど、質問すると全部全部、答弁されるという、そういったところがまだ直されていないという感覚でいるんですけど。

この耐震化率ですけど、この出し方ですね、この出し方に課題があるということで思っているわけです。昭和56年以前の建物、そして昭和56年以降の建物があって、そういったところで統計して、これは推計値というところを出していると思うんですけど、ですので、これが耐震診断、そして耐震改修に至ったところで耐震化率を出しているんだったら実態と

合うところもあるんですけれど。この推計値、統計学的なものだとなかなか実態と合わなくて、今、96%と耐震化率言いましたけれど、やっぱり10ポイント以上下がってくると思うんですけれど。この点については、どのように考えているのでしょうか。

○議長（浅野敏江） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 議員のご指摘のとおり、こちらの調査については全数調査ではなく、抽出調査に基づく統計でございまして、耐震化率については推計値となっております。

耐震性が不足する住宅を一戸一戸ずつ全て把握しているものではなく、この点についてはご指摘のとおりでございます。

その上で、こちらの手法によりますものを採用しているものについては、まず国、県、市で統一された算定方法であり、進捗状況の把握、あと県、国の目標との整合が図れること、また、現実的に2万戸を超える建物を全て調査をするというのは、現実的に困難であると考えております。ただ、これだけでは不十分でありますので、我々としましては、耐震診断の結果の実数を基に個別調査などを図りまして、推計値の限界を補うために実効性のある耐震化を進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

その96%というのは、診断、改修まで至っていないものも数多くあるということです。こういったところも耐震診断、または、改修をさらに進めるために、そういった対象となる建築物、建物に住んでおられる方のところには啓発をしっかりとしていかなきゃないと思うんですけれど、高知県では、その耐震改修が必要とされる約8割の改修が完了されているという、そういった取組をしているということで、こういったものだったら分かるんですけれど、なかなかそういったところでもないみたいですので、しっかり伴走支援として取り組んでほしいというのが私のお願いです。具体的に先ほどもあります、さらに具体的なところでお話をいただければと思います。

○議長（浅野敏江） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 推計値になりますが、約580戸のまだ耐震化されていない建物ということで推計されていますので、我々としましては、耐

震対策としての補助メニュー、診断メニュー、それに伴う改修メニューがございますので、それらを十分に活用していただくために啓発活動を強化してまいります。

具体的には、まずSNSでの情報発信を行っておりませんので、そちらの検討を行うことと、また、出前講座のメニューにもなっていますので、そういったものを活用していただけるような取組も考えていきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、家具の固定などの安全対策ですけれども、本市において、こういった家具の固定の現状についての認識について、お伺ひしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 家具の固定についてでございますが、今、市内全戸に配布しております防災ガイドブックの中で、家の中の安全対策といたしまして、例えば、家具の固定ですとか、照明器具の落下防止、テレビの転倒防止、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼るといったような日頃の備えを、まずはご紹介をさせていただいておるところであります。

今後、このガイドブックを活用いただきまして、もしもの備えに対して市民の方に参考にしていただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

ハンドブックを使ってやっていくということでお話がありましたけれど、やっぱり高齢者世帯とか様々、力を必要とする、そういったことがあると思いますけれど、高齢者の場合だと訪問したりするようなそういった施策があると思っていますけれど、そうしたときにしっかりそういった家具の固定だったり、そういったところを見ていただいて、アドバイスをするとか、あとは家具の設置について手を貸すというか、ちょっと支援をするという、そういったことの考えについて、お話を伺ひしたいなと思います。

○議長（浅野敏江） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） こちら家具の固定ですとか、そういった周知におきましては、自主防災組織や町内会の独自でやっている防災訓練のときにご説明をしまして、また、

高齢者ですとか、単身の方がおられれば町内会のほうでそういったケースがあればお話しいただいて、困難であれば危機管理課のほうにという話も、その場で行ってさせていただいております。なかなか難しい部分もありますが、イベントとかで100円ショップで買える防災グッズなども紹介した経過がございますので、そういったものも紹介しながら普及を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、感震ブレーカー、今、国でも普及をさせようと動きがございますけれど、阪神淡路大震災、また、東日本大震災、発生した火災の多くが電気を原因とするものであったと言われております。また、能登半島地震でも発生した大規模火災についても、電気火災の可能性が指摘されているということでございます。

こうした通電火災を防ぐためということで、避難する際にブレーカーを落とすということが有効とはされておりますけれど、しかし大規模地震発生時には対応が難しいとかそういった場合があるという。そもそも外出中は対応できないことがあります。

そこで、有効な対策として期待されているのがこの感震ブレーカーということでございます。これは強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断するため、通電火災の防止に大きな効果があるという。そういったことでされておりますけれど、内閣府の調査ですけれども、全国の設置率というのは低い状況だということでございますけれど、この感震ブレーカー、どこかで本市でも普及をさせていくという、そういった文字で見た記憶がございますけれど、この普及状況どのように認識しているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 今、議員がおっしゃったとおり、全国的な普及率について約2割程度とされておりますが、実際我々では市内の把握はできておりませんが、やはり普及率は低いのではないかと今、認識でいるところであります。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

それでは、この普及啓発と設置促進に向けた今後の取組ということで、どういったお考え

なにかお伺いをいたします。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 感震ブレーカーにつきましては、議員が先ほどからおっしゃっておりますとおり、地震発生時の通電火災を防止する有効な手段と認識をしております。東日本大震災の際にも、例えば、地震津波等で被害を免れた家屋が火災に遭ったというところを我々も見ておりますので、この普及啓発につきましては、しっかりとやっていきたいと考えております。

ちなみに、本市では昨年、宮城県が行いました感震ブレーカー普及啓発事業、こちらを活用しまして、無料で280個配布をさせていただいたというところでございますので、引き続き、市民の皆さんの防災意識の向上に向けまして住宅火災による被害、こちらの軽減にも向けて普及啓発活動はしっかりとやっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

今、総務部長の答弁にもありましたように、宮城県で無料で配布をしたという、そういった取組がございました。1月とかその以降だったと思いますけれど、そこで本市ではどういう反響というか、声だったんでしょうかね。そういったところをお聞きしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） こちらの事業を活用しまして感震ブレーカーの普及活動を行ったんですが、まず、夏に県からお話をいただきまして、令和7年の8月から自主防災組織を対象に、町内会と併せて募集したところ、あまり反応がよくないというのが現状でございました。それで、市内全域に公式LINEを使ったりして周知を行ったところ、県のほうからいただいた約300個でしたが、そのうち280個が無料で配布できたという状況でございました。感覚的には、ちょっと限定的な部分があったのかと。それとあともう一つ、ブレーカーの種類により設置できないものもございます。例えば、蓋がついているものであれば、蓋が閉められなくなってしまうなど、現実的に設置が難しい部分もございますので、そういったところを考えれば、いろいろな感震ブレーカーがございますので、いろいろなものを試していくという方向もあるのかなと、そういうものを紹介していければと思っております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

県で無料配布したのは、たしか簡易的な3,000円から4,000円ぐらいしたものだったと思いますけれど、4種類ぐらい、埋め込みだったり様々、5万円から8万円とか、2万円ちょっと超えるぐらいのとか様々あります。この簡易的な配布はされて市民の方も手元に受け取ったとしても、果たしてそれを取り付けられているかどうか、そういったところが問題というか課題かなと思っていますけれど。今、全国で設置費用への助成や無償配布、こういったものを行いながら取組をしている自治体が広がっております。本市で無料とか助成とかというお話は今日はいたしませんけれど、こういったものもございますので、ちょっと検討というか、考えていただきながら、今後、取組をお願いをしたいなと思っています。

それで次に、防災分野のDX、本市ではどこまで活用が進んでいるのかなということで考えておるんですけど、近年で言いますと避難所運営においてもデジタル技術の活用が進められているということでございます。例えば、マイナンバー等を活用した避難所受付システムでは、避難者名簿の自動作成や安否確認を迅速に行うことができる、こういったもののほか、避難所の混雑状況の把握、そして非常食などの在庫管理の効率化も期待されているということであります。それで、この防災DX、本市では現状と課題については、どのように考えているのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 本市におきます防災DXでございますが、本市でも避難所受付のシステムの導入については、既に宮城県が実施しております、みやぎ防災アプリ、こちらの実証訓練を行っており、現在運用を見据えた準備を検討しております。先日行われました防災訓練の中でも、宮城県と調整をいたしまして、みやぎ防災アプリの体験、避難所の受付体験等を行っているところでございます。一方、課題でございますが、今、議員がおっしゃったとおり、やはりマイナンバーカードとの登録、これが必要でありますので、こちらを登録していない方、あるいは、携帯機種によってはご利用できない、登録できないという課題が現状あるのかなと捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） ありがとうございます。

それでは、本市の今後、この防災分野のDXの推進について、どのような方向性で進んでいくのかその点だけお聞きをしておきたいと思います。

○議長（浅野敏江） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） こちらの防災DXですけれども、基本的に積極的に取り入れまして、防災・減災対策をアップデートしていくことが重要であると認識しております。

本市におきましても、災害発生時における情報の空白地帯、こういったものをなくして迅速な意思決定と確実な避難誘導を行うために、デジタル化につきましては前向きに取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

この辺で防災のほうは終わりにして、次に行きますけれど、とにかくこういった様々なものを使って市民の方が防災を、自分事と捉えて有事のときにしっかり、これは事前防災的な部分ですけれど、命が守れるようなそういった取組になりますようお願いをしておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それで次に、子育て支援ということで、このリトルベビー支援ということで、まずお伺いをしたいと思います。

低出生体重児、リトルベビーということで、育てる家庭におきましては、出産後も子供の入院が続くことが多いということで、その間、搾乳機や母乳保存パックを使用して母乳を届ける必要があるなど、経済的負担が生じております。また、小さいサイズのおむつ等は割高で家計の負担が大きい状況がございます。こうした家庭を支援するために、鹿児島県の日置市というところでは、搾乳機の購入、レンタル費や母乳パック購入費を助成する低出生体重児支援事業を実施をして、先進地として結構有名というか、広がっているわけですけれども、本市においても、このリトルベビーを育てる家庭の実情を踏まえまして、こうした具体的な経済支援制度の導入をすべきと思っておりますが、お考えをお伺いをいたします。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

ただいまリトルベビーへの経済支援の動きでございますが、議員からご紹介あったように鹿児島県の日置市、こちらのほうでの支援制度をはじめとして、複数の市町村議会の中でも

取り上げられるなど支援導入に向けた検討もかなり広まってきているのかと捉えてございます。

本市のリトルベビー家庭への支援といたしましては、未熟児養育医療給付による医療費負担のほか、子供さんの出生後、早期に助産師さん、あるいは、こういった専門の方による訪問や電話連絡を行いながら不安を抱える親御さんへの相談に乗るような支援を行っている状況でございます。

現時点では、経済支援を望む声、まだ本市では確認をされてございませんが、まず当事者である親御さんからしっかりご意見、ご要望をお聞きしながら今後の制度に必要な支援につなげていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

県内の関係団体の皆様からは、こういった声が聞こえてきているわけですので、しっかりと様々な声を通じながら取り組んでいただきたいなと思っております。

それで、本市にはこのリトルベビーという小さく生まれるお子さんですけど、年間でどれぐらい出生というか、そういったものがあるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 畑中子ども未来課長。

○福祉子ども未来部子ども未来課長（畑中 淳） リトルベビーの本市の件数ということで、出生数ということでのご質問をいただいております。

近年、年度によってばらつきはあるものの、一番最新の情報でまいりますと2,500グラム未満のお子様で、令和7年で13名ほどいらっしゃるということになります。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

今、出生者数というと200名を切っていると思いますけれど、そのうちで13名ということで、このリトルベビーの支援としても、出生されてからある程度の期間のみの支援になってくると思うんですけど、大体搾乳機、母乳保存パック等ですと、日置市さんの取組を見ますと、全体2万円上限で1回に限りという、1回の出産に限り、1回ということでございますので、本市にとっても支援をできなくない、そういった財源ではないなというところ

で私は捉えているんですけど。そういったところ、現時点でどのように捉えられているか、お聞きをします。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

議員からも日置市での事業のご紹介がありましたけれども、上限2万円で支援をということで、まず搾乳機、母乳パックの購入費用、あるいは、レンタル、こういったところの費用に係る2分の1の助成を、2万円限度でということでございます。本市でも、たまたま先ほどもお答えさせてもらいましたが、今現在としては直接そういった支援のお声などは伺っていないという状況ございましたので、しっかりこのあたりのところのニーズを捉えながら事業の検討をさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

塩竈市は子育て支援も充実、どこよりも充実していると私も捉えておりますので、そのところをさらに充実させてもらって、本当にこういった状況においても、その母親、その子供さんのために、やっぱり子供は宝と言いますから、そういったところでしっかり支援できるようなそういう体制を、このリトルベビー支援についてもお願いをしておきたいと思えます。

それで次に、リトルベビーのところでも搾乳というのが必要になってくるわけですけど、そのほかにも搾乳が必要になってくるという、そういったところもあると思うんですけど、その搾乳環境整備ということで、声がございます。

それで、外出先において母乳を絞る搾乳が必要となる方がおります。しかし赤ちゃんを連れていないことから授乳室の利用、授乳室、本市でいうとおむつ替え、授乳室として赤ちゃんの駅という、そういったところがございますけれど、授乳室の利用をためらい、周囲の目が気になり利用しづらいと感ずることがあると、そういうところを伺っております。

そこで、公共施設、そして商業施設に設置されている赤ちゃんの駅などの授乳室について、搾乳目的でも利用できることが分かる表示やマークを掲示し、搾乳への理解促進と利用しやすい環境づくりということで、本市にもそういった取組をお願いしたいと考えておりますけれど、この辺考えをお伺いいたします。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

議員からご提案ございました、こちらのほうにしまして赤ちゃんの駅、こちらにしましては、授乳だけではなくて搾乳、当然、使用可能な状況でございます。なかなかただ、その情報が十分に周知されずに、お一人で赤ちゃんを抱えていない場合だとするとなかなか入るのに、利用するのに気兼ねをするような状況もあるのかなということで、しっかりその周知をしながら対応する必要があると考えてございます。

今後、市として、ご質問にもありましたけれども、搾乳に関しても利用可能であるというマーク、こちらのほう、神奈川県でも活用されているようなんですが、しっかり、授乳だけではなくて搾乳も可能ですよというマークもでしょうし、表示文字のほうでもしっかり利用が可能だということで周知、分かるような格好でのそういった利用環境等の整備に努めていきたいと考えてございます。また、赤ちゃんの駅、市が管理する施設だけではない民間のお店とかそういったところもございますので、そうした商業施設、あるいは、民間の事業者、そういったところに関するご協力、こういったことにも声がけをしてご協力、支援をいただけるように努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。取組をお願いしたいと思います。

次に、保育施設での保護者の負担軽減というところで、お話を聞きたいと思います。

保育施設へ子供を通わせる保護者の負担を軽減する取組として、おむつのサブスクリプションサービス、こういったサービスの導入が全国で広がっております。このサービスは、おむつを定額料金で利用できるというそういったもので、保護者のおむつの持参、そして記名の手間がなくなる。そういったほかに、保育現場の業務効率化にもつながっているとされております。

そこで、保育環境の向上の観点から本市においても、おむつのサブスクリプションサービスの導入、サブスクというんですけれど、これを導入をと考えております。本市のお考えについて伺いをいたします。

○議長（浅野敏江） 鈴木保育課長。

○福祉子ども未来部保育課長（鈴木和賀子） おむつのサブスクについてのご質問を頂戴いた

しました。現在、市内の一部の私立保育園などでは既に導入しております。また、公立保育所でも現在、保護者に対しておむつのサブスクのアンケートを実施しているところです。希望者には無料トライアルの期間を設けながら導入に向けて進めているところでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

未導入のところには、そのような方向でも進められるということですが、この部分で多分、これは使い放題というか、お尻拭きとおむつも使い放題という、そういった内容だと思うんですけど、その仕組みについてお話をお伺いしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木保育課長。

○福祉子ども未来部保育課長（鈴木和賀子） 現在、おむつのサブスクについては、おむつS、M、L、あとはお尻拭きのセットになって使い放題ということになっております。今、公立保育所で進めているのは、そちらプラス、あとはスタイですとか、お手拭きとか、そういったところも希望を取りながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

少しでも負担軽減に、そういったつながるような取組をお願いをしたいと思います。

それでもう一つだけ、この負担軽減の部分ですが、保育施設で使用するお昼寝用の布団というところも保護者にとって負担の一つとなっております。コットベッドというんでしょうか、こういったものを導入し、保護者の負担軽減や保育環境の改善を図っている自治体もあるわけですが、本市のコットベッドの導入の状況というのはどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木保育課長。

○福祉子ども未来部保育課長（鈴木和賀子） 本市の一部の私立保育園では、お昼寝用寝具としてコットベッドを導入しております。コットベッドというのは、簡易的な小さい子供用のお布団、敷布団になります。その他の施設でもレンタル寝具を利用する施設ですとか、あとは保護者が旧来どおり持参する施設、様々ですが、コットベッドですとかレンタル寝具を利用することによりまして、保護者の負担軽減になると思いますので、あとは収納スペースな

ど施設の状況、保護者のご意見を踏まえまして今後も検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。

コットベッドを使うと、床から数センチの空白というか、浮くというところで、衛生的にもいいですし、あとは夏は涼しく冬は暖かくという、そういう環境も出来上がるということも聞いておりますけれど、このコットベッドを今、使用している施設は、割合でいいですから、どれぐらいで、今後コットベッド導入について実現できるものなのか、それとも難しいものなのか、塩竈市内の施設の状況についてお話をお伺いしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木保育課長。

○福祉子ども未来部保育課長（鈴木和賀子） コットベッドについてですが、今現在、15施設市内に保育施設ございますが、4施設でコットベッドを使っております。あとレンタルをしている施設が3施設ございます。あと、お布団持込みの施設が8施設という形になっておりまして、コットベッドについては、積み重ねられるものなんですけれども、やはりそれなりの場所を取るというところで、大規模な施設のほうがコットベッドは向いているかなというところがあります。コットベッド使うときには、上に敷布団、あとは掛け布団を保護者の方に持って来ていただくという形で、現在使っているというところが現状です。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小野議員。

○4番（小野幸男） ありがとうございました。

様々質問をさせていただいて、答弁をいただきました。自分事で行動に移すということは防災だけのところではございませんので、しっかり何事も自分事として行動できるような、そういった施策となるよう今後ともよろしく願いをしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（浅野敏江） 以上で、小野幸男議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、23日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野敏江） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、23日定刻再開することに決

定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4 時 1 7 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

塩竈市議会議長 浅 野 敏 江

塩竈市議会議員 伊 勢 由 典

塩竈市議会議員 鈴 木 悦 代

令和 8 年 6 月 23 日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

令和8年6月23日（火曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員（17名）

1 番	志 賀 勝 議員	2 番	佐 藤 公 男 議員
3 番	鈴 木 新 一 議員	4 番	小 野 幸 男 議員
5 番	菅 原 善 幸 議員	6 番	浅 野 敏 江 議員
7 番	桑 原 成 典 議員	8 番	柏 恵美子 議員
9 番	西 村 勝 男 議員	11 番	志子田 吉 晃 議員
12 番	鎌 田 礼 二 議員	13 番	伊 勢 由 典 議員
14 番	鈴 木 悦 代 議員	15 番	辻 畑 めぐみ 議員
16 番	小 高 洋 議員	17 番	土 見 大 介 議員
18 番	伊 藤 博 章 議員		

欠席議員（1名）

10 番 今 野 恭 一 議員

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 光 樹	副 市 長	千 葉 幸太郎
病院事業管理者	福 原 賢 治	総 務 部 長	鈴 木 康 弘
市民生活部長	星 和 彦	福祉子ども未来部長	長 峯 清 文
産業建設部長	鈴 木 陸奥男	上下水道部長	高 橋 数 馬

市立病院事務部長	鈴木良夫	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施由貴子
総務部次長兼 総務人事課長	引地洋介	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星潤一
総務部 政策課長	菊池亮	総務部 財政課長	佐藤渉
総務部 危機管理課長	古谷勝弘	市民生活部 環境課長	千葉貴幸
産業建設部 水産振興課長	平塚博之	産業建設部 土木課長	鈴木英仁
産業建設部 商工観光課長	横田陽子	上下水道部 下水道課長	佐藤寛之
教育委員会 教育長	黒田賢一	教育委員会 教育部長	末永量太
教育委員会教育部 学校教育課長	岩渕克洋	教育委員会教育部 生涯学習課長	郷古勝浩
監査委員	菅原靖彦	総務部 総務人事課総務係長	佐々木勝

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木忠一	事務局次長兼 議事調査係長	小野寺一洋
議事調査係専門主査	星井絵名	議事調査係主査	工藤聡美

午後 1 時 開議

○議長（浅野敏江） ただいまから 6 月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日欠席の議員は、10 番今野恭一議員の 1 名であります。

本日の会議では、感染症予防の観点から、マスクを着用している方は、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 3 号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影はあらかじめ許可をした報道機関を除いて禁止しております。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（浅野敏江） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、15 番辻畑めぐみ議員、16 番小高 洋議員を指名いたします。



日程第 2 一般質問

○議長（浅野敏江） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の質問は全て一問一答方式にて行います。

当局におかれましては、一問一答方式の趣旨をご理解いただき、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

2 番佐藤公男議員。

○2 番（佐藤公男）（登壇） 令和 8 年第 2 回定例会一般質問をさせていただきます。かいしん、佐藤公男でございます。

当局の皆様には、通告外の質問もあろうかと思いますが、ご対応のほどよろしくお願いを申し上げます。

私からは、大きく 5 点お伺いいたします。

まず、いじめを主とした自殺・いじめゼロに向けたアプローチと題してお伺いいたします。

厚生労働省によれば、2025 年、国内全体の自殺者数は調査開始以降、初めて 2 万人を下回り、

過去最少となった一方、文部科学省からは、小中高生の自殺者数は過去最高となり、いじめの認知件数についても過去最高件数になったと報告がされております。

本市の件数についてはお伝えできないということでありますので、まずは全国における直近3年間の小中高生の自殺者数といじめ認知数について伺います。

以降は、質問席からお伺いをいたします。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 2番佐藤公男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

自殺・いじめゼロに向けたアプローチについてのご質問のうち、全国における直近のいじめ認知件数と自殺者数についてお答えを申し上げます。

全国における直近3か年の小中学校のいじめ認知件数につきましては、文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果において、令和5年度は71万1,633件、令和6年度は74万6,477件で、令和7年度につきましては現在のところ公表されておりません。近年の傾向といたしましては、増加傾向が見られるということになるかと思えます。

また、直近3か年における小中高校生の自殺者数につきましては、厚生労働省、警察庁が発表した自殺の状況において、令和5年度は513名、令和6年度は529名、令和7年度は暫定値として538名であり、こちらも増加傾向が見られるというところでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ご答弁ありがとうございます。増えているということですね。

まず、いじめる側といじめられる側について、ちょっと分けて伺いたいんですけども、いじめる側についてなんですけれども、教育現場に長く携わっている教育長にお尋ねしたいんですけども、この国内全体のいじめ、また自殺者の件数はなぜ増加を続けているのか、歯止めがかからないのか。これについて、教育長の感ずるところをお聞かせください。

○議長（浅野敏江） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） いじめの増加傾向についての私の所感ということですが、いじめについては、いじめの認知を各学校で積極的にするように近年なっておりまして、それで増加数が増えているということに関しては、学校の対応がよく、対応というか、調査ですね、しっかりしていると、ささいなことでも見逃さないという姿勢が、認知件数の増加に

表れていると思います。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） 実際に国の対策であるとか、ガイドライン、多数散見されるんですけども、これが正しければ、いじめは減少しているわけですね。正しくないというか、何か足りない部分があるから、上がっているんだと私は思うんです。例えば、よく「失われた30年」と言いますが、これは経済政策の失敗であると思うんです。給料は上がらない。ただ、物価も上がらなかった。それでよしとして、大企業であるとか、投資家、ここからハレーションが起きないような愚策であったと私は思うんです。教育においても、いじめの問題においても、国から様々なメニューが落ちてきているとは思いますが、何かしら私は足りなかったのではないかと考えるんです。

また、お尋ねしたいんですけども、その国から下りてきているこのメニューで、それだけで十分だとお考えであるのか、あるいは、足らざるものがあるのか。また、あるとすれば、それは何なのか。お考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（浅野敏江） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） 国が示しているガイドラインですけども、いじめの早期発見や組織的な対応を示すという、その指針となっているものです。それで、ただ、児童生徒を取り巻く環境というのはすごく複雑化しておりまして、多分想定していたよりも、人間関係が希薄になったりとか、そういう意味ではガイドラインをただ守るだけでは、いじめの数は減らないと感じております。そういうことでして、ガイドラインに何が不足しているのか、具体的なことを示すことは今のところちょっとできない、難しいところではあるんですけども、まずは国のガイドラインにのっとって、早期発見をして、いじめと思われることを小さなうちから摘み取って、早急に、組織的に対応するということが大事だと思っております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

関係省庁のいじめ防止に向けた対策等を見ますと、いろいろあるんですね。24時間の電話、SOS体制であるとか、1人1台の端末を活用した心の健康観察、また、スクールソーシャルワーカーの充実等々挙げられているんですけども、これは比較的、被害者側に寄り添った対策が多く見受けられると思うんです。これはもちろん重要なことなんですけれども、い

じめの根を絶やすには、まずいじめる側、加害者をつくらないという取組が私は必要ではないかと思うんです。ここに焦点を当てるべきだと思うんです。

昨年夏、夏休みだったと思いますけれども、市内の中学校で先生方の研修会があるということで、教育長と、学校教育課長と、私と3人で傍聴させていただきました。その内容については申し上げられないんですけれども、先生方も様々な悩みを抱えているということを、改めて気づかされました。同時に、教育現場がかなり窮屈になっているとも感じました。この窮屈な中で先生方、その制約の中で仕事をされているなと感じたんですね。

先月、個人的な話なんですけれども、私の高校の同期会がありまして、出席したんですけれども、40年ぶりに会ったんですけれども、隣に座った女性がたまたま中学校の教員だったんです。いろいろ話をさせていただいたんですけれども、その方の言葉を借りると、私たちは毎日たくさんの生徒の言葉に気をつけて接しているんだと。その向こう側には私ら、同世代の私らとは違う保護者の方々がいるんだと。昔のような学校ではないとおっしゃっていたんですね。私もうちくは垂れたんですけれども、あなたの言うのは個人のきれいごとには過ぎないでしょうと、そういうふうにあしらわれたんですけれどもね。

ただ、この2件から察すると、先生方は窮屈な枠の中で毎日繁忙な業務をこなしている。その中でいじめが発生してきたら、実際対応はできないんじゃないのかなと、私正直思ったんです。

私よく本で、工藤勇一さんという教育界では結構カリスマの方がいらっしゃるんですけれども、その方がおっしゃるには、東京都で校長もされて、その後、都の教育委員会にもいらしたんですけれども、このいじめというのは、学校のトップ、校長が替われば、また体質も変わる。教育長が替われば、また変わると。言葉は悪いですが、隠蔽体質にもなり得ると思うんですね。

この問題は問題として、日本の教育予算は先進国の中で最も低い水準にあります。教員も少ない、成り手も少なくなっていると聞きます。そうであれば、このマンパワー不足であれば、いじめの問題に関しては、むしろ制度設計で解決できないものかと思ったんです。いろいろ調べたんですけれども、全国で、自治体でどのような取組をされているか。

1つ、大阪府の寝屋川市の取組が目についたんです。どういう取組かといいますと、寝屋川市では学校及び教育委員会の通常の内いじめの対応は、教育的な指導による人間関係の再構築、これが目的と位置づけています。それとは別に、市長部局に危機管理部監察課として、いじ

めを人権問題として捉え、いじめの即時停止を目的とした部署を設置しておりました。ダブルスタンダードではないんです。これは重大事案については、市長当局からも法的アプローチのフォローもされており、2つのルートを並行させることで、ダブルチェックの効果も生まれ、現在、全国の自治体からもかなり注目をされていると記載がありました。もちろん保護者は、学校、教育委員会で、例えば、いじめがあつて、対応し切れない部分については、市長部局に相談することも可能であります、これは。それが、教職員の負担軽減にもつながると思うんです。あるいは、言葉は悪いですけども、隠蔽体質のある程度の解決にもなるんじゃないかと、効果的な取組であると考えております。もちろん私は、国策であつてもいいようには思っております。

この後、まだ補足もあるんですが、長くなりますので、一旦これについての市長部局の見解を伺いたいと思います。結論はまた後で伺いますので、一旦見解を伺います。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 今、佐藤議員からお話をいただきました。

確かに寝屋川市の事例につきましては、教育的なアプローチと、それから行政的なアプローチ、この2つのルートを確保いたしまして、いじめの早期停止、それから抑止を図っているという事例だと私も認識しております。

一方のいじめ、それと自殺問題につきましては、現在、本市で監察課のような新組織について、現段階で具体的に検討しているという事例は、状況ではございませんが、いじめ問題については教育委員会、あるいは、関係部局と連携を図りながら、どのような体制が本市にとっていいのかということについては、先進事例を踏まえて、また検討はさせていただきたいとは、今、考えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

いじめとは別に、私、今、最も懸念していることが、全国の犯罪状況なんです。ご承知かもしれませんが、2002年以降、20年間、国内全体の犯罪件数は減少してきました。警察庁によりますと、自治体の協力、あるいは、企業、地域の協力なくしてはなし得なかったと言っております。

しかしながら、2022年、4年前から犯罪件数は増加しているんです。これは警察庁によりま

すと、若年層、16歳から20歳前後にかけての犯罪が急増しているとの原因が一つであると言っております。よくニュースとかで耳にしますトクリュウであるとか、闇バイトであるとか、これは若年層の関与が多いわけです。また、被害者も、同世代や高齢者が多く被害に遭われています。これは犯罪に対する、この加担している子たちの犯罪に対する意識が低いからではないかと私は思うんです。

いじめについては、自殺については、高校、中学、小学校の順で多いわけですね。小学校一番少ない。いじめについては、逆なんですよ。小学校が一番多い。次いで、中学校。高校が少なくなっていくわけです。

であれば、この15歳までの義務教育期間に、寝屋川モデルのようなことを設置することで、若年層への犯罪抑止や厳格化にもつながるのではないかと私は考えます。本市の状況は知らされておりませんが、さっき総務部長がおっしゃいましたけれども、将来へのリスクヘッジとして、私は設置しないまでも、考えておく必要はあると思います。20年後、30年後にはこの世代が社会の中心となるわけです。いじめる側への一定の、私は厳格化は必要だと思います。

それを踏まえた上で、改めて見解を伺います。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 繰り返しになりますが、寝屋川市につきましては、まずは教育委員会の初期対応という形だと思います。その中で、市長部局には行政的なアプローチということで人権問題、これを中心に対応していくと。最後には、それに対応できなかった場合の法的アプローチということになりますので、法的部門については総務人事課も担当しておりますので、今すぐどうという形はなかなか難しいと思うんですが、このアプローチの仕方については参考にさせていただきながら、改めて、教育委員会等々含めて、どのようにしたらいいのかというのは、模索をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

続いて、いじめられる側について伺います。いじめられる側というか、全生徒が対象になると思います。

まず、根本的なことをお伺いしたいんですが、学校とは勉強を教える場だけなのか。あるい

は、人間教育も行われる場なのかお尋ねします。

○議長（浅野敏江） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） 学校は確かに、確かな学力を育むということで学習する場であると同時に、豊かな心を育む人間形成の場でもあると思いますので、当然、勉強しているんな知識をつけるだけではなくて、学校行事等を通して、人との関わりなどを学ぶ場としております。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） では、今の子供たちに最も欠けているもの、逆に言えば、最も必要なものは、教育長は何であるとお考えですか。国語力でも、文化意識でも、メンタルの一部でも、構わないと思うんです。最も足らざるもの。

○議長（浅野敏江） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） 最もと言われると、とても回答に困るところではあるんですが、学力だけではないということで、やっぱり社会性を育むとか、人とコミュニケーションをうまく取るとかとなると、やはりさっき話しました学校行事とか、要は勉強だけではなくて、当然、学習の場も教室の中で人と関わりを持つわけで、そういう関わりを持つことが大事、まず学校で。あと、地域の中でもいろんな地域の活動に参加したりとかですね、地域の大人と関わりを持つことも大事だと思いますので、平たく言うと、コミュニケーション能力とかが最もかどうか分かりませんが、大変重要な能力ではないかと思っております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

そのとおりであるとは思いますが、私はもっと根底にある部分だと思っていて、メンタルでいえば、強さであるとか、自己肯定であるとか、そういった部分だと思っているんです。

ご承知かと思いますが、先進国の中で、我が国の子供たちの自己肯定感は最下位、最下位付近にあります。では、自己肯定感の高い国の共通点は何だろうとちょっと違う部分で調べてみたんですが、これ感情教育、EQ教育、そういったことを取り入れている国が比較的多いんです。国名でいいますと、アメリカ、イギリス、フランス、カナダなどがそうであります。

アメリカのシンクタンクによれば、幼少期から40歳まで追ったデータがあるらしいんです。それによると、感情教育を受けているグループは、そうでないグループを、その40歳の時点で社会的地位、収入、家族観、幸福感、ボランティア、奉仕の精神ですね。これらの全ての項目で、上回ったと報告されているんです。

そこでお尋ねしたいんですけれども、この日本では感情教育、あるいは、それに類するような授業は行われているのかどうかお尋ねします。

○議長（浅野敏江） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） 日本で、全国で感情教育をしているということはないと思います。ただ、自分や他人を大切にする、心を育むという意味ではとても重要だと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

私の知人で、自衛隊のOBでレンジャー部隊の指揮官をされた方がいまして、皆さんご承知かどうか、レンジャー部隊って、自衛隊の中で一番厳しいところなんです。その方も小中学校時代はいじめられていたようで、私も実は中3のときに2回ほど、いじめというか、殴る、蹴るのいじめを受けたことがあるんです。昨日まで一緒にバスケットをやっていた人間が、もう次の日、六、七人ぐらいの固まりで来るわけですよ。もう私はショックを受けたんですけれども、その知人と2人で話したんですけれども、結論はやっぱり、昭和と令和の違いはあるんですけれども、根性論を言うわけじゃないんですけれども、やっぱり意思を強く持ったこと、これが一番であったと。こういうこの立場に私もいますし、その知人もレンジャーの指揮官もされているわけです。現在は、いじめをされても救済してくれる制度が整ってはいるんですけれども、いじめを受けた後の対症療法が目立つように思うんですね。根本的に立ち直るには、この心の強さ、教育が不可欠であると思います。これについては、時代が変わっても同じであると考えております。

そこでお尋ねするのは、以前もお尋ねしたんですけれども、現在、小中学校の授業時間1コマ5分短縮、年間85時間を学校に委ねる検討が行われております。この使い方に制限がないのであれば、前回はNIE、新聞を教材としたものを授業化できないかと申し上げたんですけれども、今回はこの心の教育、感情教育を重視した取組を行ってはどうかと提案したいん

です。ただ、この5分短縮が決定しなければ何とも言えないところですけども、教える側の問題もあろうかと思います。今の若い先生方、ちょっと難しいかもしれませんがね。子供さんたち、字面が苦手な子供さんたちでも、動画やショートムービーを用いた映像でも構わないと思います。まずは、自己肯定感や心の強さを養い、いじめや自殺の立ち直りの前提を養うことが私は必要に思います。改めて、教育長のお考えを伺います。

○議長（浅野敏江） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） 今、ご提案をいただいたと思っております。

まず、学校の裁量の時間ですけども、間もなく発表されれば、次の学習指導要領では恐らく学校裁量時間が認められるようになると思います。

その上で、塩竈市としても、その心の教育というんですか、感情教育というんですか、そういう国の、その学校裁量時間というのは、それぞれやっぱり学校や地域の状況によって、いろんな取り入れ方をそれぞれにしてくださいという話でありますので、学校の状況によって、感情教育などを入れられるかどうかは、先進事例を研究しながら検討していきたいと思います。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） 心強い言葉、ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、2項目めです。女性職員の参画拡大についてお伺いします。

第6次男女共同参画基本計画に基づく取組の推進について、本年3月13日閣議決定されたことを受け、県を経て、本市にも通知が届いているものと思われます。その中で、あらゆる分野における政策方針決定過程への女性の参画拡大とあり、都道府県、市町村、それぞれに各役職段階に占める女性の割合が示されております。

まず、お伺いするのは、本市の本庁職員の男性職員と女性職員の割合。それと、国が示す4階級の全国平均と、本市の数値を教えてください。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） それではまず、本市の現状につきまして、令和6年度の状況をご報告したいと思います。

まず、係長の相当職でございますが、係長相当職が31.8%、31.8%でございます。課長補佐の相当職が25.7%、25.7%でございます。課長の相当職が13.8%、13.8%でございます。部長、次長相当職が20.8%、20.8%が本市の状況となっております。

一方、国の全国平均でございますが、本庁の係長相当職、国では36.0%、係長相当職が36.0%でございます。課長補佐の相当職が30.5%、30.5%です。課長の相当職が20.4、20.4%でございます。最後に、部長、次長の相当職が全国平均は12.6%という状況になってございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

4階級お話ししますと、ちょっと時間足らずになりますので、係長についてお伺いします。

一番右側に、2030年度の成果目標で係長相当職が40%とあるんですね。現在、本市は31.8%でありますけれども、この30年度目標40%というのは国が定めたことだと思うんですが、これ根拠はお分かりでしょうか。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） 国の成果目標の根拠でございますが、こちらは国全体として目指すべき目標でございます。近年の全国的な登用実績の進捗状況をベースにしまして、国として2030年代に指導的地位にある人を男女半々にしましょうという、50%にしましょうという目標が長期的にある中での、中間地点の目標だということで認識しております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） これは必達義務なんでしょうか、そうでないんでしょうか。あと、これ40%は目指されているんでしょうか、いないんでしょうか。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） こちらは国の目標は必達の義務ではございませんが、市町村としては参考とすべき数値として、主体的な目標を定めるということでしております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

では、例えて、お話を伺いたいんですけれども、今現在、本庁の係長職が49席あると伺ったんですけれども、来年の3月末でその方々が上に上がるなり、退職されるなりで、例えば、10席空くとなります。下の主査クラスの方が上がるわけですよね。そのときに、人事評価制度

というものがありますよね。配属先の経験値であるとか、入庁後の実績であるとか、人事評価であるとか。それと、この女性の40%ですね。これは、どう掛け合わせて決められるのでしょうか。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） まず、昇任の選考という意味でございますけれども、本市の人事管理におきましては、先ほどありました地方公務員法に基づく、能力主義の原則に基づきまして昇任の選考をしておりますので、まず、例えば、女性のポストが空いたということであっても、性別を基にそういった昇任の基準というのは、特段はないものとなっております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） 分かりました。

例えば、主査クラスの方が100人おったとして、10席空くわけですね、来年の3月に。たまたま、その年は男性の方が充実していたと、上位10名が男性であったと。ただ、この女性の40%が頭でちらつくと、ちょっと二、三名女性入れておこうかという評価にはならないのでしょうか。あくまで、私は能力だとは思っております。男女の平等は必要なんです。ただ、能力においては、そうではないんじゃないかなと。例えば、これを民間企業に持ち込んだ場合、売上げが低迷して倒産の可能性もありますよね。そういったことを危惧しています。本市については、例えば、そういう方が上に上がると、施策であるとか、市民サービスが低下するのではないかと。そういうことを危惧しているわけですが、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） 確かに、具体的にその10席空くというお話をいただきましたけれども、やはりどのような職種においても、組織の意思決定ですとか、業務の中で多様な視点を持つ視点ですとか、経験を持つ方というのは非常に重要だと思っておりますので、まずは、本市としては能力主義が基本的に原則ということで、昇任の選考を行っているということはまずお伝えできればと思います。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

最近、女性の方々、すごく優秀な方々が目立つ社会になってきて、私はいいと思っているんです。立場や職責は別として、高市首相であれ、片山財務大臣であれ、浅野議長であれ、有能で勤勉な優れた方がたくさんいらっしゃるわけです。普通にしていれば、普通に女性は上がってくるものだと私は思うんですね。ですから、こういう40%というのは、私は気にしなくてもいいんじゃないかと。係長が私70%女性であっても、構わないと思うんです。ただ、これにとられ過ぎると、さっきも申し上げたように組織が疲弊していくんじゃないかと思って、質問したところであります。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、3番目の社会体育施設等について伺います。これはほとんど市民からのご意見でありますので、お聞き取りお願いいたします。

近隣住民から第2駐車場外側のフェンスの劣化が激しく、危険ではないかのご意見がありました。清水沢グラウンドのような危険な状態ではありませんが、住宅との境界線も数メートルで、仮にフェンスが倒壊した際には、住宅に危険が及ぶ距離ではあります。また、市外から来られる利用客の目にどう映っているかも懸念であります。当局の見解を伺います。

○議長（浅野敏江） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答え申し上げます。

ご質問をいただきました塩釜ガス体育館の南側駐車場のさらに南側、民家との境目にあるフェンスについてのご質問かと思えます。私も現場を見ました。恐らく、かなり昔のフェンスで、もしかするとですが、上原グラウンド時代からのものが一部あるんじゃないかというような印象でございます。フェンス自体結構穴が空いていたり、あとフェンスも支柱のところも少しさびが出ていたり、あと、民家側のその斜面が少し露出していて、つまり土台部分が露出している状況でございました。危険性等について、一応ゆすってみたりして、すぐにすぐという印象ではなかったんですが、なお、やはり風が吹いて倒れる可能性ももちろん否定できませんし、そういった意味で、対応等について我々早急に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。よろしくお願いします。

続いて、駐車場です。

第1駐車場のスペースは40台ほどで、ゴルフ場側から入っていきますと、すぐ満車になりま

す。特に市外の方々は第2駐車場、180台ぐらいあるんでしょうかね。一旦外に出て、ゴルフ場側に出て、交差点を左折して、第2駐車場に向かう車が多く散見されます。ゴルフ場側から第1駐車場に入って、工事が終わりましたので、第2駐車場への矢印、誘導の矢印を表示してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答え申し上げます。

大規模工事が終了しまして、それまで以前はいわゆる北側の駐車場、正面の北側駐車場から東側を通って、南側駐車場に抜けることができていました。工事期間中できなくて、今回、また改めてできるようになったということで、利用者の方々が迷わないように、矢印等も含めてアイデアをいただきましたけれども、そういったところの掲示については、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） その道路であります、いまだに砂利道であります。説明しますと、ゴルフ場側から入ってきまして、体育館に当たります。それを左側に行くと、この辺に駐車場があるわけです。真っすぐ行きますと、志子田議員の「好きです塩竈」の看板が見えてきます。そこを右に行くと、その右から、「好きです塩竈」から第2駐車場までが砂利道になっているんです。これ並んで、並行して、民地の駐車場もあるんです。飛び石の危険性もあります。また、第2駐車場に上るときに、大体高低差1メートルぐらいでしょうか、長さ5メートルぐらい、この坂道もできております。今後、雨や台風も予想されます。こういったときに土砂が流れ込まないか、心配であります。この件については、いかがでしょうか。アスファルトにすべきではないかと思えます。

○議長（浅野敏江） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答え申し上げます。いろいろご説明ありがとうございます。

いわゆる東側の通路の部分、体育館の東側の通路部分、以前からの砂利道状態、ご承知の方も多いと思いますが、少しえぐれてしまっていて、車がちょっと斜めになるような状況かなと考えております。

今回、工事が終わって、以前ですと、その砂利の通路を通って、すぐに体育館のへりを通る

形で、右側を通過して南側駐車場に行けたんですが、今回、体育館大規模改修することによって、そこにエアコンの室外機が置かれたことで、少し真っすぐ行って、少し上って、以前の災害公営住宅があった土台の部分になるかと思うんですが、少し上って、そこを通過しながら左側の南側駐車場につながっていくという流れになるかと思います。ちょっと砂利の部分に関しましては、当然、コストも結構かかりますし、すぐに、すぐにという話ではないんですけれども、なお、確かに道路としてはあまりよくない環境であると捉えております。何ができるかについては、検討はさせていただきたいと思います。

あわせて、今、申しました今回少しルートが変わって、真っすぐ、いわゆる砂利状態のものを上って、結局曲がるということになりますので、もしかすると利用者の方々分かりづらいルートになってしまったかなという思いは正直あります。土台自体しっかりしているんですけれども、それをちょっと見極めながら、どこまでアスファルト、もしくは何か整地ができるかについては、検討させていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） よろしく願いいたします。

次に、利用料金について伺います。

令和6年9月の定例会において、現在、指定管理者委託が終了するまで、令和10年まで値上げは行わない議決が行われました。しかし、近隣他市では、多賀城市ですね、本年4月、本市同様の利用基準であるトレーニングジムの利用料金を300円に上げたことから、本市体育館への流入が増加し、本市市民の利用に圧迫が生じているとの意見が寄せられております。本市は100円です。多賀城市は300円です。既に令和10年の料金改定についてはホームページ等に表記されておりますが、このご時世です。もう1年ごとにエネルギー価格も変わっていきます。このままでよいのかどうか、まずお考えを伺います。

○議長（浅野敏江） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答え申し上げます。

まず今、ご指摘をいただきました塩釜ガス体育館、あと温水プールもですけれども、令和6年の9月定例会において、料金改定についての議論をさせていただきました。まずは激変緩和措置ということで、まず1.5倍を上限として、つまり今、例に出していただいた100円が150円というのを上限ということで、条例だけは、まず改正をさせていただいた上で、現在、指定管理者と契約を結んでいますので、指定管理者ももちろん収支の問題にもなってくるとい

うことから、現行の契約期間は現在のままということで、次回、その指定管理者が替わるかもしれませんがけれども、回りのタイミングでの料金を、改めて1.5倍をベースとしてという形での議論になったかと思います。当然、この料金の在り方については、そのときは1.5倍という上限ということで考えておりますし、それは守っていきたいと考えているんですけども、ただいまお話しいただいたとおり、社会情勢は当然変化があります。当然、その中で、令和9年度いっぱい、令和10年度からというときには、当然、改めてそこには議論が必要だなど考えているところでございます。

なお、ただ、今の段階でそれを上げるとか、上げないとか、そういったことについては、我々は一度議決をいただいた部分もでございますので、軽々には答えられないというのが回答になるかと思います。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

それは理解しておったんですけども、これプールについても同じです。本市は五百数十円、多賀城市は八百数十円だったと思います。

まず、本市の市民が多賀城市に行っても300円なんですね。さっき言いましたように、多賀城市の方が本市に来たら100円です。そんな財政豊かでない本市が、大盤振る舞いしていいのかどうか、これについて問うたまでです。ありがとうございます。

この項目、最後は二又スポーツ広場グラウンドの草刈り業務について伺います。

利用者から、定期的に作業が行われているのか。また、草刈りにむらがあるといった意見が寄せられております。草刈り業務については、業者にまるっきり一任をされているのか。あるいは、担当部局、指定管理者との間で調整はされているのか。お伺いします。

○議長（浅野敏江） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答え申し上げます。

二又スポーツ広場グラウンドについてでございますが、現在、芝の管理のほかに、ごみ拾いとトイレ管理についても委託をしている状況でございます。実際、我々の契約どおりにきちんと草刈り等やっていただいていると我々は認識しているんですが、実際に利用されている団体の一部の方々からも、やはりむらがあるとか、少し芝足が長いとか、そういったご意見をいただいたのが実際のところございました。

今回はそれに関しては、実は委託事業者に話をしまして、そのところはさらに気をつけてやってくれという話での、我々からの指示はしているところでございました。

さらに何かあれば、ご意見等をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、旅客ターミナルについてお伺ひします。

マリンゲート塩釜が開設されてから、本年で30年が経過します。開業当初の代表者からは、公費が入っていることから、民業圧迫にならないよう注意を払うと言われたことを記憶しております。市の幹部やOBの中には、公費だから赤字でも構わないと言われる方も数名おられました。逆に、民間の株主からは10分の1減資された上、十分な配当もない。あれは協賛金だったのかという声がある一方で、当時はオール塩竈で地域振興のための出資であったという方もおられます。

30年前とは、社会情勢や人の価値観は大きく変わりました。第三セクターの目的や役割は理解しておりますが、経営的にお伺ひしたいのは、赤字でよいのか。とんとんで了とするのか。あるいは、利益を求めていくのか。役員でもある千葉副市長に、確認をさせていただきます。

○議長（浅野敏江） 千葉副市長。

○副市長（千葉幸太郎） 今、議員から、まずマリンゲート塩釜、塩竈市の施設所有になります。それから、もう1点が第三セクターであります塩釜港開発株式会社の筆頭株主の位置にございます。その筆頭株主を務めている株式会社に対して、本市はマリンゲート塩釜の施設運営を指定管理で委託している、そういう立場になってございます。私、副市長でございますが、市の副市長でありますとともに、第三セクターの代表取締役副社長も務めているという、そういう形になります。まず、この関係ですけれども、総務省の第三セクターの指針の中では、役員については第三セクターであっても、できる限り民間、それなりの専門性を備えた方が役員に基本的に就くべきといった考え方がございます。そういった中で、本市の場合は、社長につきましては地元の事業主の方にご就任いただいて、本市筆頭株主、第2の株主が宮城県になってございまして、この公共2団体で過半を占める状況になってございますので、県とも相談の上で、現在、私が副社長に就任させていただいている、そういうまず関係になってございます。

それから、築30年経過しておりまして、施設のハード面では非常に老朽化が進んでおります。昨日までの雨におきまして雨漏りがありまして、入居テナント様、それから施設利用者様に対して、ご不便をおかけしています。現在、施設の長寿命化計画を市が策定して、施設修繕を計画的に行っている段階ではありますが、今後も適切な維持管理に努めたいと考えております。

一方で、施設の現状の中のソフト面でございますが、ここは議員の皆様もご承知のとおり、開業以来、年々利用者が減少しております。また、一部テナントスペースに空きもございます、これまで議会の皆様からも入居テナントについての考え方、それから利用者回復、にぎわいの確保に向けた市としての在り方、そういったものも逐次ご指摘もいただいております。ここの部分につきましては、今、ブランディングの取組を進めておりますので、市としてもにぎわいの回復に向けて取り組んでまいりたいと思いますし、第三セクターであります会社といたしましても、少しでも会社の経費を使って、にぎわいづくりを努める、そういった取組を行っております。

過去2期連続で赤字を出してございましたが、直近期ようやく黒字に転換いたしました。これは民間から就任いただいております社長の手腕、それから、これも民間OBの方の部長様の経費節減、そういった取組によりまして、単年度黒字には転換しておりますけれども、あくまで、議員からも減資されたという過去の経緯。それから、上下分離といいますか、第三セクターの赤字累損を解消するために、多額の市費を投じて施設を買い取った、そういった経緯もありますので、市としては効率性重視でまいりますし、第三セクターとしても、これまでの経緯を踏まえた上で、できる限り会社の維持存続もありますが、公益性の観点も踏まえて、にぎわいづくりを継続していきたい、そのように現在のところ考えております。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

担当部局にお伺いします。昨年6月定例会、所管の常任委員会において、マリゲート塩釜の長寿命化並びに屋上防水工事、配水管調査、後に工事が予定されている旨の説明がありました。3階屋上防水工事の当初の工期予定は、10月から3月であると記憶しております。現在も続いておりますが、この実際の工期予定を教えてください。また、その工期が決まった日付も教えてください。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、屋上防水の工事の関係のご質問でございます。

今、議員からお示いただきましたように、契約当初は昨年11月21日に契約締結し、請負期間は令和8年の3月31日までとなっております。が、その後、建設資材供給不足等による納期の遅延、さらには新たな修繕箇所、こちらが確認されましたことから、令和8年3月に変更契約を行いまして、工期を今年8月10日までに延伸させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

ちょうど去年のこの議会の最中だったんですけれども、市民の方から9月の第1週、5日だったんですけれども、この日に3階のデッキを使用したいので、仲介してほしいとの依頼を受けました。連絡を受けました。所管課長の答弁から察するに大丈夫かなと思ったんですが、施設管理者からは配水管調査、防水工事も決定していないので、現時点では難しいという回答でありました。これが、9月の5日ですね。

ただ、その翌月、10月の18、19日、土日ですが、「塩竈の醍醐味」という自社イベントをやっているわけです。隣におられる鈴木新一議員も、3階デッキで気持ちよく歌っておられました。間違いありません。

そこでお尋ねしたいんですが、なぜこの9月が駄目で、10月がよかったのか、ちょっと私理解に苦しむんですね。この6月時点では、関係者は、工事関係者や設計業者はいなかったはずなんです、さっきの産業建設部長の答弁では。所管部署と指定管理者のみであります。連絡手段はどうなっていたのか、ご説明ください。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 工事に係る連絡体制ということのご質問でよろしかったかと存じます。

まず、今回の工事に際しまして、発注者であります市役所、それから請負事業者、そして施設を管理いただいている指定管理者の3者によります工程会議、これを月に1回以上開催させていただいております。その中で、工事の進捗に伴います調整事項などの確認をさせていただきながら、施工してきたという結果でございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

また、今年になってからの話もあるんですね。工事完了後、使用基準についての答弁も異なっております。所管課長の答弁では、様々なイベント等にも対応できるよう、改善、改修を行うと言っておられました。そのとおりであると思います。

ただ、指定管理者からはヒール、ハイヒールですね、先のとがった椅子、テーブル、火気、火の元ですね、これは厳禁で、飲食についてもどうなのか分からないと言われております。

では、これは何のための工事であったのか。運動靴を履いて、海を眺めるためだけに税金を投入したのか。この使用基準についても、教えてください。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、ご答弁申し上げます。

なぜそのような誤った認識で、指定管理者が言ったのかというお尋ねかと存じます。先ほど来申し上げましたとおり、工程会議におきまして、請負事業者から、今回の防水工事で使用いたします床材、いわゆる防水シートでございますが、傷、それから火気に対して脆弱だといったような説明を受けたことを踏まえまして、指定管理者側が、施工後の利用につきましては、傷のつきやすい鋭利なものや、火気使用の禁止と誤って認識をしてしまったということが確認取れました。こうしたことから、工事完成後につきましても、前回の議会で課長が答弁させていただいたとおり、従前からご利用いただいております催事イベントの催行が可能であることを、指定管理者と情報を共有させていただいたというところでございます。

なお、今後につきましては、その利用上のルール、こういったものを具体的に提示させていただきながら、正しい情報の伝達に努めていきたいと考えておりますので、何とぞご理解いただければと思います。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） 指示徹底のほどをお願い申し上げます。

ブランディング事業について伺います。

市民アンケートでは店舗数不足、明るさ等々が指摘されておりましたが、明るさについては照明の問題だけではなく、施設全体の店構え、指定管理者、また従事者、各店舗の対応もしかりであると思います。

条例に指定管理者の業務としてイベント等の企画運営とありますが、これはこれとして、私

は土日のイベントよりも、平日の商いのほうが昔から重要であると考えております。ゾーニングイメージ図を見ますと、イベントに偏った構成であるようにも見えます。今後、各テナントを誘致決定していく過程で、どのような方々が選考に携わっていくのか。久しく地元で愛される施設を目指すのであれば、市当局、指定管理者、シーリング業者のほかにも、多様な経験者の英知も入れていくべきではないかと考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） ご提案ありがとうございます。

まず、原則論になってしまいますけれども、このテナントの入居に関する選定でございますが、こちらにつきましては、指定管理しております委託業務の一つとなっております。仕様書の中でも、空きテナントの積極的な誘致に関する条項が盛り込まれており、業者選定の要件ともなっております。先ほど来にぎわいというお話がありましたけれども、具体的にその選定に係る要綱の中では、物販、飲食エリアにつきましては、観光客にとって魅力的な事業を行う事業者、または地場産業の振興に寄与する事業者の誘致ということを基本とし、定めております。

本市といたしましても、指定管理者の選定事業ではございますが、今後、事前に指定管理者から情報提供を受けながら、事業内容に適合するかどうか確認といった部分をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、ごみ3Rの取組状況についてお伺いいたします。

まず、ごみ3R、リデュース、リユース、リサイクルについてのそれぞれの取組状況をお聞かせください。

○議長（浅野敏江） 星市民生活部長。

○市民生活部長（星 和彦） 3Rにつきまして、ごみの削減、資源の有効活用を通じまして、持続可能な社会を目指す取組でございます。本市といたしましては、広報紙やSNSを活用させていただきまして、市民の皆様へ定期的な周知を行っているところでございます。

具体的な取組といたしましては、使用済みペットボトルを原料として、新たなペットボトルに再生する水平リサイクルに取り組んでおりまして、こちらではCO₂の削減を推進することを主な内容とさせていただいておりますほか、毎年開催しております、しおがまりサイクル

広場では、不要となった家具などを引き取りまして、必要な方にご提供する再使用、あるいは、再資源化への啓発活動に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 佐藤議員。

○2番（佐藤公男） ありがとうございます。

このリユースについては、ネットを通じて個人でも取引が行われていると思うんですが、自治体向けにリユースの促進を行っている企業があります。何かこの前テレビでもやっていたそうなんですが、私テレビ見ないので、ちょっと内容は分かりません。

ご承知かもしれませんが、これを仮にJ社とします。このJ社は環境問題でもある、ごみの減量、使えるものは捨てずに譲る、人と人をつなぐ社会問題にも取り組んでいる企業であります。どういった内容かといえば、持ち込まれた粗大ごみをJ社のサイトに掲載し、ユーザーがいれば譲るという単純なシステムであります。

J社の収入は広告収入のみであることから、自治体からの費用負担はないと思われます。全国1,741自治体ある中で、ここ数年で301の自治体と提携を結んでおり、実績は申し上げるまでもありません。宮城県内でも、仙台市をはじめ、気仙沼市、東松島市でも提携を結んでおります。特に気仙沼市は、職員自らがユーチューブでリユースの促進を行うなどの力の入れようです。

本市においても、高齢者世帯が多数あり、今後、粗大ごみの量も増えることが想定され、また、ごみ置場についての問題も深刻化していくことが想定されます。そういった意味ではごみの削減、処理費用の削減においても、効果は大きいと考えます。まず、この取扱いについて、民間企業との連携を視野に入れてはいかがかと提案いたしますが、当局の見解を伺います。

○議長（浅野敏江） 星市民生活部長。

○市民生活部長（星 和彦） 県内自治体におきましても、様々な事業者と連携を図りながら、リユース事業を実施しておりますので、これら先進事例の状況を確認しながら、今後、取組を検証してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。（「以上です」の声あり）

○議長（浅野敏江） 以上で、佐藤公男議員の一般質問は終了いたしました。

7 番桑原成典議員。

○7番（桑原成典）（登壇） 令和8年第2回定例会、一般質問させていただきます。塩竈維新の会、桑原成典です。

早速ではありますが、通告書どおり質問をさせていただきます。

今回、私は大まかな項目として、行政のデジタル化・D X化、公務員の中立性、教育、防災について質問をいたします。

まず、行政のデジタル化・D X化についてお伺いをいたします。

市民の皆様とお話をさせてもらう機会に、支援金制度はあるのに、必要な人に届かない、申請すれば受けられるのに、手続きが難しくて諦めてしまう、本当に困っているのに、制度の線引きによって、支援から漏れてしまうという声を耳にします。いわゆる取りこぼしということになるかと思いますが、こうした取りこぼしが子育て世帯、高齢者世帯、非課税世帯に広がっているように感じております。市民の生活は、制度の隙間で苦しんではいけません。行政の仕組みが複雑であるほど、必要な人に必要な支援が確実に届く仕組みが求められています。

東京でも、練馬区や中央区では住民税情報をA Iに学習させて、間違っている箇所や書類間での矛盾の有無の判定をし、書類の修正提案をしてくれると、そういった実証実験も行われております。こういうA Iも、活用次第では取りこぼしが防げると考えております。

国でも、情報通信技術を活用し、行政運営の簡素化、効率化を強化していこうというデジタル化の動きが加速しております。

まずは、子育て支援制度についてお伺いをいたします。

本市には児童手当、就学助成、医療費助成など、子育て支援制度が数多くあります。しかしながら、申請する場所は、児童手当は保険年金課医療係、この児童手当から保育料を支払う場合は保育課、就学助成は通っている学校に相談の上、その学校に申請など、非常に複雑だと感じております。こういったことで取りこぼしなどが誘発されるのではないかとと思うのですが、本市としての見解をお伺いいたします。

以降の質問は、質問席にてお伺いいたします。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 7番桑原成典議員の一般質問にお答えを申し上げます。

デジタル化・D X化についてのご質問のうち、子育て支援制度の取りこぼしについてお答えを申し上げます。

子育て支援に関する各種手続につきましては、関係する窓口が複数の庁舎に分散しており、市民の皆様にご不便をおかけしている現状を大変重く受け止めてございます。とりわけ、子育て世帯の負担を軽減し、必要な支援をお届けすることは、自治体として大変重要な責務であると認識しております。庁舎分散という課題に対しまして、解消に向けた有効な対策の検討を進めますとともに、国が進めるこども政策DXの動向を踏まえながら、ワンストップ化や支援制度の情報提供の充実に、遅れることなく取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

やはり窓口が分散されているということで、なかなかあっち行ったり、こっち行ったりというのが、あるのかなと感じております。でも、デジタル化するだけで、あちこち行かなくていい感じにもなってくると思うんですね。

デジタル化の基本原則の中に、「ワンスオンリー」というものがございます。このワンスオンリーとは、1度提出した情報は、2度提出することを不要とするものです。先ほども述べさせていただきましたが、児童手当、就学援助、医療費助成など、子育て支援制度が数多くある中で、こういったものをやはりデジタル化してDX化、また、そしてワンスオンリーにするべきと、まず取り急ぎやるべきだと思うんですけれども、本市の見解をお伺いできたらと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） まず、DX化ですが、現在、国においては、マイナポータルのびったりサービスで電子申請の仕組みが整備されておりまして、本市におきましても、児童手当、あるいは、保育所関係の手続について、まずは利用可能となっております。

しかしながら、今、ワンスオンリーというお話がございましたが、まだワンスオンリーには対応できていないという実情もございます。

国の標準化システムでも、そのワンスオンリーについて実装されるという情報は、まだこちらには入っておりませんが、国の、例えば、標準システムの中、あるいは、そのワンスオンリーについて、どのような形でDXを用いて本市で対応できるかというところについては、しっかりと検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

正直、申請を出すときって、戸籍謄本であったり、身分証明書とか、あと印鑑が必要だというところで、毎度、結構手間だというお声をお聞きします。デジタル化が進んでいくと、子育て世帯のやっぱり負担軽減にももちろんなりますし、その支援の取りこぼしというところも防止される。その中で、行政の事務の負担も減ってくるというような、多くメリットあると思うんです。

本市で出している地方公共団体情報システムの標準化というところでは、子供関係のところは令和10年をめどにということもございます。やはりこれがなかなか、令和10年ってまだまだかなというところもあると思うので、これちょっと早急に標準化、またデジタル化・DX化して、ワンスオンリー、ぜひ取り込んでいただきたいなと思うんですけれども、改めてそこをもう一度ご答弁いただければと思います。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） 子育て関係の業務に関する標準化システムの部分につきましては、こちらでは令和10年1月ということで、まずはそれに向けて進めている状況でございます。繰り返しになりますが、電子申請可能な手続はございますので、それを活用していただく、また、それを周知して、活用していただくような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、まずはそれでご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

A Iという部分も非常に使えるのかなと思っていまして、例えば、先ほど例に挙げた住民税情報の東京都の例というところもあると思うんですけれども、その申請状況でA Iを使って、例えば、自動に抽出できたりとかというのもできるのかなと思っております。こういう支援、例えば、A Iにすれば、こういう支援ができるとか、こういった支援もできるなみたいな、可視化ができると思うんですね。そこでやはり取りこぼしという部分がなくなるのではないかなと、ちょっと感じております。

今までの質問を踏まえさせていただいて、本市として、子供が出生したときに、手続をした後から、子育て支援の申請の一本化というのをやはりしていくべきなのかなと思っています。

申請が不要になるように、ちょっとしつこいかもしれませんが、デジタル化を図って、出生してから自動的に役所側から制度の利用を促していくという仕組みもつくってはどうかと思いますが、今、ＩＴの会社さんとかとも協定結ばれていると思いますので、何かその辺うまく使って、何か仕組みをつくれなかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 大変失礼いたしました。

先ほど議員がおっしゃるとおり取りこぼしというところもございますので、例えば、ＩＴを活用いたしまして、必要な支援政策が何なのか。あるいは、書かない窓口というものもありますので、そういったところで申請書類の簡素化、そういったところをどのように取り組めるか、本市でも少し検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○７番（桑原成典） ぜひお願いいたします。

今、ちょっとデジタル化、デジタル化と申し上げさせていただきましたけれども、その世の中のデジタル化とか、行政手続の等々のデジタル化が進む一方で、やはりスマホ操作が難しいとか、マイナンバー手続が複雑とか、オンライン申請がなかなか難しいというような、デジタル弱者と言われる方々が増加しております。特に、高齢者の方々が顕著かなとも思っております。この議会でもタブレット導入されておりますけれども、皆さんは利用されておりますが、世間ではまだまだなのかなと正直思っております。

内閣官房地域未来戦略本部事務局というところが出しているデジタル田園都市国家構想というものがございます。その中で、誰一人取り残さない取組として、ホームページにも挙げられているんですけども、本市として、デジタル化が進む中、デジタル弱者への困難解消とか、どのような支援とか、支援強化を行っているのかというところをお伺いできたらなと思っております。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） デジタル弱者に対する対応ということでございます。

まず、本市では、スマートフォンの基本的な操作や便利な使い方を学ぶ機会として、民間事業者の方の協力の下、スマートフォン教室を開催しております。教室では操作方法の説明だけではなく、市の公式ＬＩＮＥなどの登録、受信設定のサポートも行っております。昨年度

は29日間開催しておりまして、延べ参加人数は127名ということになっております。参加された方から、好評いただいているという状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 127名ということで、結構多いなという印象を受けました。

本市の駐車場でも、携帯のスマートフォンのセミナーとかやっていらっしゃるけれども、例えば、窓口に来てもらったりとか、そういうセミナーとかに来てもらって、教えたり、支援したりというところもあると思うんですけども、なかなか来られないという方々も正直あるのかな。その交通手段であったり、外出が難しい人。例えば、家族に教えてもらうとなっても、家族が遠方にいてとかで、なかなかデジタルに触れるところがない状況も恐らくあるんだろうなと思っております。

国が推奨しているのが、デジタル推進員というものです。国や地方公共団体のデジタル機器、サービスに不慣れな方々に対して、教えたり、サポートをしたりするところなんですけれども、要はこちらから行くというような形であります。こういったデジタル推進員を使って、既存でもある地域生活支援事業、こういうのに組み入れていってもいいのではないかなと、そのような課題解消になるのではないかなと思っております。高齢者のデジタル困難というところは、支援の取りこぼしはもちろんのこと、医療、介護の手続の遅延だったり、マイナンバー関連のトラブル、あと孤立の深刻化というところもつながってくるのかなと正直思っております。今、現状の支援も含めて、今、挙げたものを併用して、解決、支援できるのではないかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） 本市で出向いて実施してはどうかということ、意見でございますが、他自治体においては、確かにそういったことをやっているところもありますので、まずは我々はその辺のところ、取組について研究していきたいと思っております。

また、デジタル推進員の制度、こちらボランティアということもございますので、こちらも何らかの活用ができればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。ぜひ研究して、検討していただけたらと思います。

もう少し視点を変えさせていただきます。先日、経済産業省の中小企業庁が主催するまちづくり人材育成研修というものを、大阪と京都で研修に参加してまいりました。まちづくりの

話なんですけれども、それに関しても後日ご質問をさせていただきますけれども、京都府の古川町というところに行ってまいりました。古川町ですね。古川町商店街に現地研修ということで行った際に、その商店街、高齢者の方々がかなり多かったみたいですね。最初、そのスマートフォンとか、デジタルとかというのがなかなか厳しいと、難しいとなっていたところなんですけれども、そこで大学生のボランティアが、高齢者に教えるという教室を開いたみたいです。そうしたら、今現在では、高齢者のほうからこの携帯で出席、欠席を取ってほしいとか、もう今、そこまで進んできているようでした。

本市もですね、高校とか、大学とか、いろんな若い方々と協定、学校とも協定を結んでいるわけです。ぜひそういった方々にお願いをして、ボランティアとして地域を支えるということで、ぜひ一回お願いしてもいいんじゃないかなと思っております。

また、寺子屋のしおサポというのが、たしかあると思います。これのデジタル弱者バージョンというのもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） 本市に塩釜高校という高校もございますし、連携協定では各種大学とも連携協定結んでおりますので、今の話は持ち帰って、何ができるか考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ぜひお願いいたします。

実はその中で、やっぱり家族に教えてもらうというのが、なかなか恥ずかしくてできないという方々がほとんどだったらしいです。これ多分塩竈市も一緒だと思うので、そういったボランティアの若い方々に教えてもらうというのは、結構気楽なのかなというところもございますので、ぜひ検討していただけたらなと思っております。

そういった方々も取りこぼさないためにも、高齢者のデジタル支援計画のような、例えば、強化策みたいなものもつくってみてもいいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） ご提案ありがとうございます。

そういった視点、我々は持っていなかったところもありますので、そこも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきますけれども、本市では支援制度の対象として、住民税非課税世帯という方々を基準、対象にすることも多くあると思っております。しかし、実際には資産が十分にあるにもかかわらず、収入が少ないため、非課税となっている世帯も存在しております。

一方で、先ほどから述べさせていただいておりますが、やはり申請が難しい高齢者、子育て世代とか、仕事で手続に行けないご家庭とか、急な収入減少で生活が苦しくなっている方、こうした本当に困っている方が、支援を受け損ねるケースというのものもあるのではないかなと思っております。

そこで、ちょっと前段階でお伺いしたいんですが、本市として、非課税イコール困窮とは限らない現状をどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） おっしゃるとおり各種支援制度では、住民税非課税世帯が基準となるというのが多いというのは認識しておりますが、なかなか個人の資産まで我々が認識するところはちょっと難しいというのが現状ということで、認識しております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

その資産の詳細を把握しろと、求めているわけではないんですね。ある程度の自己申告と、例えば、抽出チェックというところで、今、抽出チェック方式というのが当たり前に多分なっていると思うんですけれども、そこに例えば、家賃とか、扶養人数、医療負担とか、各種補助というのが分かれば、本当にその人が困っているのか、困っていないのかというところが分かると思うんですよ。そういったものも、一歩踏み込んでやってみてもいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） おっしゃるとおり、自己申告の部分ということでのご提案でございますが、まずこういった部分でトライしたところはないと思いますので、ルールづくりなども含めて、研究するべき事項なのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 住民税とかであれば、前年度の所得に基づくものになっておりますので、要は所得はないけれども、資産をお持ちの方というのは一定数いらっしゃると思うんです。今、政策課長からルールという言葉いただきましたけれども、市独自のやっぱりルールって必要になってくるのかなと思っています。あくまでも住民税情報とか、既存データを活用して、デジタル化というところを進めていけば、A Iに任せる部分はちょっと怖いところも実際あったりもしますけれども、その各自治体が決めたルールに基づく判定とか、判別とかでうまいことできるんじゃないかなと思っています。実際マイナンバー制度を使えば、何の問題もないともっています。この制度を正しく理解して推進すれば、済む問題だとやはり思っていますし、本市としての試算ではなく、マイナンバーカードを活用した必要最小限の自己申告と、生活実態を組み合わせたデジタル化をして、公平性の高い仕組みを導入するべきかなと思っていますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） マイナンバーカードを活用して、とのご提案でございます。

ただ、マイナンバーカードにつきましては、非課税世帯の預貯金等を確認して、支援対象を絞り込むとか、そういった部分で使うということは、現行制度上は難しいというのがまず大前提としてございますので、そういったことがまず大前提としてありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。ありがとうございます。

そのマイナンバーカードだけではなくて、自分たちのルールというのもつくることも一つ手なのかなと思って、質問させていただきました。

次の質問に移ります。

ここまでは、生活に直結する支援の取りこぼしゼロというところでお伺いをしてきていたが、一方で、私たちの地域に生活と別の形で大きな影響を与えるのが、国の安全保障だと思っています。

その一つの問題が、辺野古の問題がございます。3月に沖縄県辺野古において、修学旅行中の高校生が亡くなるという大変痛ましい事故が発生いたしました。被害者家族がつづっておりますnoteというプラットフォームがあるんですけれども、これは本当に涙なしでは読

めないものとなっております。

この件について様々な報道や情報がありますが、私自身、平和学習というのは大切だと思っております。しかし、中立性に欠ける偏った思想に平和学習が利用されることについては、改めて行政としての関わり方とか、教育の在り方については、考えさせられるものがあります。

一見、この国の話かと思いますが、塩竈市にも関係しておりまして、辺野古における活動を支援する団体のホームページにですね、賛同団体という一覧がございました。塩竈市からも3つの団体が賛同しているという記載がありまして、正式な団体名はもちろん伏せますし、活動に賛否があってもいいと思っています。様々な評価があるのを理解はしております。

しかしながら、その中で、職員団体の名前が記載されているんですね。特定の社会的、政治的活動に対して賛同している、また、資金とか寄附しているのかちょっと不明ですけども、こういった実態があることに非常に困惑しております。本市として、こういった実態を把握しているのか、また公務員の政治的中立性が侵害されているのではないかと思うんですが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 辺野古基金の公式ウェブサイトには本市の職員団体が掲載されている、この件につきましては、今回、質問の通告をいただきまして、初めて把握したというところでございます。

それから、公務員でございます。公務員につきましては、全体の奉仕者といまして、やはりその職務の遂行に当たりましては、政治的な中立性、これを保持することが求められております。地方公務員法におきましても、この政治的行為につきましては、一定の制限が設けられているというところでございます。

一方でございますが、職員団体、こちらは地方公務員法に規定をされております。勤務条件の維持、あるいは、改善を目的として組織されている団体でございますが、地方公務員法におきましては、この職員団体に対する政治活動を制限する規定というのが、今ないというのが実情でございます。

しかしながら、適法である限り、しっかりその中で社会的目的、文化的目的、こういったものについて活動は認められておるんですが、政治的目的を持った活動、これについてはどうなのかという見解につきましては、現状、今、市が規制をできるというところ、法的な今、

状況はないというところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

ご理解いただきたいのは、私、その職員団体とかを否定しているわけではなくて、問題なのは、その政治的な中立性というのが、帯びた活動をされているというのが私はまずいと思っているんです。賛同されているわけですから、もちろん寄附していたら大問題だと思いますけれども、市として要は法律でどうこう縛れないというところもありますけれども、市全体がそう見られますし、皆さん市職員の方々全員が多分そう見られると、私言っても過言ではないと思っております、これぜひ1回本市として調査すべき事案なのかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） 調査すべき事案ではというご質問でございます。

こちら、先ほど総務部長も答弁しましたが、職員団体につきましては、地方公務員法には政治的な活動を制限する規定はなくというのがまず現状でございますので、市が規制する立場にないので、現状は調査する予定は今のところ特段ございません。

ただ、本市としては、先ほどご指摘をいただいたとおり、ホームページの中の賛同団体に塩竈市職員という名称が入っているということで、疑問を持たれる方もいらっしゃると思います。そういった懸念される課題につきましては、職員団体には伝えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） その賛同団体のリストが、全体数日前に削除されていまして。なので、なぜやましいことがなければ、堂々とやっておけばいいのになと思ったりもするんですけれども、現状、今、賛同リストないです。数日前に削除されました。

正直、調査していないというところではございましたけれども、ちょっと極端な話をさせていただければ、職員の方々には議案とかつくられていると思うんですけれども、そこに中立性を欠いている議案とかというのは中にはあるのではないかという、僕からすると思ってしまうんですけれども、その辺の本当信頼に欠けてしまうのかなと、私は思ってしまうんですが、

その辺はいかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 繰り返しになりますが、職員団体、これはあくまで勤務条件の改善等を目的に設立されている団体でございますので、我々として職員団体と交渉する際は、まずは勤務条件、そういったところに限定されているというところでございます。

一方で、その職員個人がその政治的な中立性を保っているのかという問題に関しましては、まずは職員が、例えば、仮に議案に携わりましても、その上の係長、あるいは、我々は職員団体の構成員ではございません、管理職がしっかりと中で議案等をチェックいたしまして、最終的には庁議等で諮るということで、一個人が仮にそういうことがあったとしても、最終的には我々でしっかりとチェックをして、政治的な中立性は保っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 組織でやはり動いているところもあるので、私は、その職員団体は否定はしていませんよ、先ほども申し上げましたけれども。そういった勤務条件のものというのも、分かります。ただ、そこに賛同している時点で、私はもうアウトだと思っているところもございますので、調査はしないのご答弁いただきましたけれども、そういった賛同する職員団体さんがあるというのは、皆さんご承知していただきたいなというところでございます。

時間もないので、次に行かせていただきますけれども、関連して、本市の小中学校における教育現場についてお伺いをさせていただきます。

他の地域の事例でもありますけれども、修学旅行とか、学校行事において、特定の立場や主張に触れる機会が設けられ、その内容をめぐって様々な議論が生じている状況が見られます。成長過程にある子供たちにとって、多様な視点を学ぶことは極めて重要なところではございますが、一方で、教育活動が特定の思想や主張に偏るおそれがないように、十分に配慮とチェック体制が求められていることが、非常に大切なのかなと思っております。

そこで、辺野古の事件を踏まえて、修学旅行についてお伺いをいたします。小中学校の修学旅行、校外学習における訪問先や学習内容について、どのような基準やチェック体制が設けられているのか教えてください。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） お答えいたします。

まず、修学旅行等の学校行事につきましては、主体はまず学校となります。そのため、まず校内で校長、教頭、それから学年主任等による行事検討委員会において、内容について確認、精査しているところです。その上で、実施計画書を作成し、事前に教育委員会に作成した計画書を提出いただいているところです。教育委員会では、実施計画書の内容を確認して、旅行の目的であるとか、内容について確認しているところでございます。

また、基準というところで2つ目のご質問ございましたが、各学校では学校の教育目標、あるいは、学習指導要領の内容と照らし合わせて、内容について決めているところでございます。その上で、児童生徒の発達段階であったりとか、安全面については、当然最優先で考慮しているところとなっております。

以上となります。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

それで、すみません。どこの課のその人たちが確認しているのか、教えていただいてもよろしいですか。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） 学校教育課に提出していただいております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、教育現場に触れていきたいと思います。本市の教育現場において、特定の思想や主張に偏るおそれのないような教育が担保されるための指導、監督体制はどのように行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） まず、学校におきましては、学校内、授業等で使用するプリント等のいわゆる補助教材等につきましては、事前に校内で確認していただいております。日々、校長、教頭による授業観察等によって、管理職で授業の内容についても確認しているというところになります。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） そこは、教育委員会は確認とかはしていない感じですか。学校長、教頭とかに委ねている感じでしょうか。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） まず、教育委員会といたしましては、管理職に対して、校長会や教頭会の場におきまして、服務規律について、それから授業、学校管理についてお話をしております。それから、定期的に指導主事が学校を巡回して、授業内容であるとか、集会その他について、内容を確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

もうちょっと深く入っていきますけれども、教員個人の話になります。教員個人の思想や主張が教育活動に影響しないようにするために、具体的なチェック体制と、問題発生時の対応フロー、こういうのもどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） 学校の教員、公務員でございますので、今、議員がおっしゃったように、偏った教育がないように、常日頃から管理職が監督しているところでございます。

ただ、その中でも、万が一、特定の思想等について不適切な指導があった場合には、まず、管理職から注意、指導を行うこととなっております。それでも、内容によっては、教育委員会で訓告等の措置というところで行うこともあるフローとなっております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

その訓告という形もありましたけれども、今まで、そういったことってあったりしたんですか。お伺いいたします。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） 過去のことまで遡るのはなんですけれども、私

が分かる範囲で、政治的な部分についての訓告というところは、今のところは分かっていない状況でございます。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。ありがとうございます。

個人の思想とか、信条というのは自由だと私は思っているんですね。認められていると思うんですけども、ただ、教育という部分では、教育基本法にのっとり、やっぱり教育方針というのでなくてはならないかなと思っております。実際、チェックするところも中立であると願いたいところもあるんですけども、チェックをチェックする体制というのが、重要なんじゃないかなと思っております。また、個人の思想、信条というのは、親からの影響というところも大きかったりするのかなと思っております。子は親に似るというところもございますので、なおさら学校の教育は中立でないといけないかなと思っております。

今回のこの辺野古のことを思えば、問題が起こる前に、管理体制の見直しというのにも必要だったのではないかなというところもございます。そこで、教員に対する政治的中立性に関する研修とか、例えば、周知というのは、どのように行われているのか。行われている場合は、内容を教えていただきたいなと思っております。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） お答えいたします。

まず、研修の部分ですが、教育事務所であったりとか、総合教育センターで実施しております新規採用教職員研修であったりとか、あるいは、5年経験者研修等の年次研修、それから管理職研修の場において、コンプライアンスに係る研修が行われています。政治的中立性に関わる研修についても、その研修の中の一環として盛り込まれているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

最近では、外部講師とか、NPOとか、諸団体というのが学校に入ってくるケースというのが増えているのかなと思っております。意外に、全国的にトラブルが多いんですね。盲点かなというところがございます。

そこで、外部団体や外部講師を学校に招く際、思想的中立性や政治的中立性をどのように確認しているのか。基準とか、審査体制があれば、お伺いいたします。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） お答えいたします。

まず、本市では、これまで何かトラブルになったという事例はございません。学校側で外部講師を要請するときには、まず、その方の過去の講演歴であるとか、過去の実績等について、確認させていただいております。その上で、事前に打合せを行って、可能な場合、できるだけ事前に当日資料であるとか、それを学校で確認した上で、講師の方をお招きしている実態となっております。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） 分かりました。ありがとうございます。

あと、保護者に安心してもらうために質問をさせていただくんですけども、教育活動における中立性について、保護者からの懸念とか、相談が寄せられた場合というのは、市としてどのような窓口で、どのような向き合い方をするのか、お伺いいたします。

○議長（浅野敏江） 岩渕学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（岩渕克洋） まず、教育委員会にご相談が寄せられた場合には、窓口、学校教育課がまず中心になるかなと思いますが、まず、保護者の方の内容、お話をしっかり聞いて、その上で学校であったりとか、場合によっては、その個人と必要な対応をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

これも先日、私、愛知県にあるトヨタ学園というところへ、アポイントを取って、行ってまいりました。塩竈に誘致できないかなというような下心でちょっと行ったんですけども、なかなか99%駄目だろうと思っていたところ、ただ、行動しないと変わらないかなというところで、行ってまいりました。本当にカリキュラムとかもすばらしいもので、いいなと思ったところございまして、結果難しかったんですけども、今の時代に必要だと感じたところが実はございまして、世界のトヨタは「モノづくりは人づくり」という考え方が軸になっています。まさにそれを体現する学校であったんですけども、学校では「質実剛健」という言葉を掲げておりました。意味としては簡単ではありますが、真面目で心身ともにたくましくということございまして。実は私の卒業した高校も、質実剛健という言葉が校訓の中に入っておりまして、今の人からすると古い考え方なのかもしれませんが、現代の人には必

要な言葉だなと私は思いました。

余談でありましたけれども、何が言いたいかというと、塩竈市も人づくりしていかないといけないと思っております、人づくりは教育かなと思っております。学校の教育、家での教育、地域での教育、大人であれば企業、社内での教育、団体の中での教育、いろんな人がいいと思っております。その教育の先に何を思うのか、何を紡ぐのかだと私は思っております、いま一度私も含め、議員の皆様、役所の方々、市民の方、また企業、団体ですね、そして日本にいる全ての人に考えていただきたいなと思ったところであります。

本件、あくまでも市民からの信頼、公務員の中立性、そして子供たちの健全な教育環境を確保するという観点から確認するものでございました。意図せずに特定の団体と結びついてしまうということもあるかと思っておりますけれども、そこはしっかりと適正な整理と、認識の共有というのを求めさせていただきます。

次の質問に移ります。

続きまして、防災について質問をさせていただきます。

東日本大震災から、15年経過いたしました。世の中では、徐々に防災という意識がだんだん薄れてきている感じもしますが、最近では、北海道から三陸にかけて大きめの地震が、発生頻度が日本全国ですけれども、上がってきております。その都度、市長とか、副市長はじめ職員の皆様対応していただいて、本当にありがとうございます。担当課の方も市民に向けて、防災、減災呼びかけていただいていることは承知しております。

そんな中、一方で、観光客やインバウンド旅行者、また出張で来ている方、新しい移住者、震災を経験していない方々への、何かあった際の避難意識の共有というのはどのように行っているのか、質問させていただきます。

○議長（浅野敏江） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 観光客や新たに塩竈市内に在住する方については、市内に設置している避難標識等ございます。また、防災行政無線など伝達機器等について、市民のみならず、観光客も含めて、市内におられる全ての方を対象に、災害情報や避難情報を伝達する手段を整備して、対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

観光客誘致とか、移住促進とか、インバウンド対応などというところで進めている政策とかもいろいろあると思いますが、防災の意識というのも、同時進行して進めていかななくてはならないんだろうなと思っております。

先ほどご答弁をいただきました看板というところもありました。そこで、震災から15年たった今だからこそ、津波浸水表示板の意味が問い直されていると思っております。これは震災の記憶を残すだけではなくて、未来の命を守るための防災表示という形で、再構築できるのではないかなと感じております。

ただ、この津波浸水表示板、県の事業でございまして、令和2年度で設置は終了しているようです。先に県にもお伺いをいたしました。県庁にお伺いして、防災砂防課の方々に確認したところ、改めて作成する予定はないということでありました。

ただ、その意味合い、在り方というのは検討していると言っていた状況でございます。

ですので、県ではやらないというところではございましたので、市独自で改めて作成をして、取り付けることでもいいのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） こちらの津波浸水表示板ですが、観光客、来訪者の方にも一定程度、防災意識を持っていただけたらと考えております。表示板を設置した宮城県と相談しながら、市ではどういったものができるのか。作成、設置について、検討させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

2021年の3月31日時点で、塩竈市にある津波浸水表示板は24か所、32枚となっております。県内でも一応4番目には多いんですけども、個人的にはもう少し必要ではないかなと思っています。

もし仮に塩竈市で作るとなった場合、インバウンドも意識して英語表記とか、あとデザインとか、市民を巻き込んでいいと思っています。それを考えることだけで、防災だと思うところでもあります。例えば、デザインを小学生だったり、中学生に依頼をしてみるのはいかがでしょうか。今的小中学生は震災を知らない、また、津波とかも、もしかしたら知らないかもしれないです。一人一人に考えてもらって、いいものを採用する中

で、そこで子供たちが考えることで、それも防災につながっていると思っております。東日本大震災というのも、風化も防げてくるのではないかなと思っています。

ただ正直、表示板を見たくないという方も、もちろんいらっしゃるかと思います。だから、貼る場所とか、そういった配慮というのは、必ず絶対に必要だと思っています。ただ、これからは未来の命を守る防災ということで、やはりご理解も少しはいただかなくてはいけないかなと思っております。

これらを踏まえて、改めていかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 議員がおっしゃるとおり、大変よいアイデアだと考えております。

また、例えば、本市で設置する場合、宮城県が津波浸水表示板という、ここまで来ましたよという表示板もあるかなと思いますが、例えば、塩竈市ではこれから津波浸水想定区域、ここまで来ますよというハザードマップですね。それをちょっとリアルハザードポイントみたいな形も、検討はできるのかなと考えてございました。そういったものも含めて、小学生のアイデアとか、デザインとか、そういったものを含めまして、設置するかどうか全部含めまして、今後検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） それ、すばらしいですね。これからのその津波がもしどのぐらい来るかという想定を基に、このぐらいだよというところの警戒とか、防災をするということは、それはすばらしい案だと思います。ぜひその辺は前向きに進めていただきたいなと思っておりますし、実は県のこの防災課にも、こういう看板のことで問合せ来たりしたのかと言ったときに、何一つ今来ていないとおっしゃっておりました。これは多分、風化だと思うんです。なので、県外から来る人たちでも、この表示板を見ると、やっぱりインパクトってすごいんですね。私も塩竈に初めて来たときに、ここまで来たのかと、すごいインパクトがあった記憶がございます。ですので、そういった未来の命を守るというところで、そういう防災の意識をつけていかなくちゃならないなと思っております。なかなかこの塩竈市って、松島と仙台の通り道というところもあって、観光客も結構車で移動の方というのも多いと思っております。だから、電柱にやっぱりつけてみるとか、いろいろ場所は検討していかなくちゃいけな

いと思いますけれども、ただ、一番もう目に入るところにやはりつけていくべきかなと思っております。

東日本大震災では、最後に命を守ったというのは、そこに存在する物理的な情報だったりという話も聞いております。要は、デジタルよりアナログというところが、やはり重要なのかなと思っております。表示板というアナログを利用した、安全意識の高いまち、高い市というのも目指していけるのではないかなと思っておりますけれども、最後に市長に見解をお伺いしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） まさに今の塩竈市の状態も震災から15年経過をして、まさにその風化とどのように対峙していくかということが、非常に重要だと鑑みております。

また、先日避難訓練させていただいて報告を受けましたが、やはりやり方に問題があるところもあるかもしれませんけれども、参加人数が年々高齢化が進んで、減っていつている現状。それと、やはりルール上、気になっているところは、車で逃げちゃいけませんと。でも、車で走っているときに津波が来ますよとなったら、これはまた車で逃げるでしょうと。そうなったときの受入れ体制どうなんだと言われたときに、やっぱりそこまでの準備が訓練上でもできていなかった。できていない。来るのは駄目だから、駄目なんですという話と、いやいやいやいや、とっさの時に来れば来るでしょうという、その辺のところの埋め合わせをどうしていくかということも非常に重要な問題。あと、やはり風化は避けられませんが、常日頃の避難の在り方なり、訓練なりについては、いざ、いつの時点で、どういう災害が起きるかは誰にも分かりませんので、その辺のところをどのような形で市民の方々に、もしくは若い皆さんにお伝えをさせていただくことで、地域ごとのコミュニケーションがやはり希薄になっている状況の中で、民生児童委員さんも、各地区に全地域に配置できない現状について、やはり1人でも多くの方々に、そういった状況の中での協力をしていただかなければいけない現状は、我々としても厳しく受け止めておりますので、そういった避難表示につきましても、また、避難訓練だったり、意識の周知徹底にしても、全世代問わず、しっかりと日頃から市役所、仕事の中でお伝えできるような仕組みを再度、再構築する必要性は痛感しておりますので、ご指摘いただいた部分も含めて、しっかりと市役所内で共有をさせていただきながら、やれることからやりたいと考えてございますので、ご指導よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 桑原議員。

○7番（桑原成典） ありがとうございます。

防災訓練というお話もありましたけれども、私も消防団として防災訓練参加させていただきましたけれども、訓練の訓練をしちゃ駄目だよねというところの話にもなったりしました。なので、防災意識の高いまち、また安全意識が高いまちという形で、たればではないですけれども、しっかりと想定をして、訓練をしていかななくてはいけないなと思っておりますので、そういったまち、市を目指してまいりましょう。よろしくお願いいたします。

質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（浅野敏江） 以上で、桑原成典議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は3時5分といたします。

午後2時48分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（浅野敏江） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

16番小高 洋議員。

○16番（小高 洋）（登壇） それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。日本共産党塩釜市議団の小高でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、大きく5点についてお伺いをしてまいります。

早速1点目、本市の人口増加策というところについて、まずお伺いをいたします。

さきの5月29日、令和7年度国勢調査結果速報というところで公表をされました。報道等でも全国的な人口減少ということで大きく取り上げられおりましたけれども、改めまして、この国勢調査の結果速報を踏まえた本市の人口動態と、その所感についてお伺いをいたします。

以降の質問につきましては、質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 16番小高 洋議員の一般質問にお答えを申し上げます。

本市の人口増加策についてのご質問のうち、国勢調査結果速報を踏まえた本市の人口動態と、その所感についてでございますが、令和8年5月29日に公表された令和7年10月1日実施の国勢調査速報値によれば、本市の総人口は4万9,765人で、前回調査から2,438人、4.7%の減

少となってございます。

その内容としては、減少数、減少率ともに前回調査より上回っており、高齢化の進行に加えて、少子化が一層進んでいることから、人口減少が加速しているという状況にあると受け止めてございます。

こうした状況を踏まえまして、その抑制に向けた取組は、引き続き重要な課題であると認識してございます。今後も持続可能なまちづくりを実現するため、直面する課題に真摯に向き合いながら、必要な施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） ご答弁ありがとうございます。

お答えにもございましたとおり、4万9,765人ということで、一つの大きな線というところでいえば、5万人を割ったということが、やはり一つには大きくあるかなと捉えてございます。

それで、先ほどご答弁の中でも、抑制に向けた取組、直面する課題ということで様々お話があったわけなんですけど、そうした中で、本市の大きな計画、位置づけであります長期総合計画、これにおきましては、計画人口については、令和13年に将来人口5万人という計画であったわけであります。今後、令和8年度までの前期計画、令和9年度以降、後期計画ということで、今後そうした部分を考えていくわけではありますが、そうした位置づけも踏まえまして、どのようにこの数字と目標というのがなっていくのか、今の段階なので、どこまで具体的にというのはあるんですが、もうちょっと考え方の部分でお聞きをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 長期総合計画で令和13年まで5万人、これは挑戦的な目標ということで、議会でも、議論の中で申し上げさせていただいたところでございます。

やはり、この勢いというのはなかなか一朝一夕に止められることは当然難しいと思ってございます。

それと同時に、やはりこれまでの塩竈市が歩んできた流れ、それを急にシャットダウンして、そこからまた新たな流れということは、これは当然誰しもができないことでもございますから、それをどのような形で流れを変えようというのが分かりやすいかどうか分かりませんが、違うフェーズに変えていくかということについては、やはり一朝一夕にはできない。

その現実を踏まえた上で、一つ一つの事柄についても、これまでの歩みの中での問題点の精査も、整理もしていかななくてははいけませんし、それと同時に、将来に向かってどのような塩竈市を位置づけていくのか、目標設定をしていくのかということにつきましても、同時並行でやっていかなければいけない。そのバランスを見ながら、その時々に合わせて形でのやり方なり、ある意味では、昔、何回も申し上げたとおり、身の丈に合った生き方をするための段階というのは、必ずあると思ってございまして、今の時点でその身の丈に合った生き方が、塩竈市自体ができているのかと言われれば、残念ながら6万4,000人の人口がいた時期、それと同時に市税収入が75億円、最大値であったときの行政運営、そこからやはり今現状で5万人を切ってしまった、税収でも60億円前後という状況の中での運営の在り方が、どのような状況の中で推移してきて、その現状を踏まえた上で、これからどうしていくんだというところの端境期に入っていると思ってございまして、ですから、いろんな課題に真摯に向き合いながら、一つ一つ目の前にあることを整理しながら、次にどのような目標設定を持って一つ一つ、できることとできないことがありますから、それをこういった市議会の皆様方との丁々発止の議論の中でやり合いながらも、やはり執行部とすれば、執行部としての考え方を、議会の皆様はじめ市民の方々にしっかりと問題提示、問題意識を持っていただくような情報提供、そういうことも繰り返し繰り返しやりながら、整理していくしかないんだろうと思ってございます。

その先にあるものは、今、議会でも申し上げておりますが、15年後の市制施行100年のときに、どういう塩竈市であつたらいいのか、あるべきなのか、なつたらいいのか、そういうことを市民の方々にお示しさせていただくことも忘れずにやらなければいけないと、そのように考えてございます、現時点では。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 改めて、ただいまお答えをいただきました。

それで、今回、一般質問の通告をさせていただくに当たりまして、実は人口増加策ということとさせてはいただいたんですが、これまでどおり、先ほど市長もおっしゃいましたとおり、人口増加というところをどういう考え方で進めていくんだろうということも、一つの大きなテーマなのかなと思っております。その日本、あるいは、各自治体を取り巻く人口減少という一つの大きなフェーズですね。これ、実は日本だけではなくて、先進国含めても同じような傾向見られるわけですが、そういう中で、ちょっと大きな話をすれば、経済の仕組み、

在り方、人口の増加を前提とした、そういった中身そのものが、ある意味ではこれから問われてくるような、そういった形にもなってくるのかなとも考えているところではあります。

そうしたところがありながらも、では、まずは現状どうなんだろうというところで、何点かお伺いをしたいなと思うんですが、このこうしたフェーズの中で、今というものを見たときに、どのように行政運営を行っていくのかと。先ほども一定の方向性をお答えあったかと思いますが、一つには財源というところで、自主財源、依存財源、先ほど税収で60億円前後というお話がございましたけれども、当然、この自主財源の確保、この今の仕組みの中ではこれは当然重要なことであると思うわけではありますが、一方で、交付税等をはじめとした各種依存財源に現状大きく依拠している、こういった部分も現実としてあるわけでもあります。

そこはしからば、今、この時点ではどうなんだろうということでお伺いをするんですが、今回、人口4万9,765人、令和2年国勢調査比でマイナス2,438人というこの数字を踏まえた際に、例えば、この国の交付税というところで物事を見たときに、こういった影響があるのかといったところを、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 市の財源についてのお話ということで承っています。

国勢調査人口については、税収のほか、国、県からの財源など、様々な歳入の基礎数値となっていて、財政の影響は小さくないものと認識しています。普通交付税のほかにも、地方譲与税、地方揮発油譲与税ですとか、あるいは、地方消費税交付金ですとか、県からの交付額、その配分額にも影響が出てまいります。

例えば、交付税ですと、今回、令和8年度の当初予算では、51億5,000万円ほどの予算を組ませていただきました。けれども、こちら令和7年度の当初予算と比べますと、8,000万円ほど予算規模が少なくなっている。もう当初予算を組む段階で、ある程度人口減、5万人で見込んだんですけれども、そのように積算すると、交付税もある程度減っていくと。ただ、令和8年度につきますと、地方財政計画で国が大本のパイを今回少し増やしていますので、そのまま減額にだけ大きく傾いたわけではないんですけれども、ただ、構成要素としての人口という部分については、やはり2,000人ほどの減というものが、この交付税の算定上見込まれていると、そういうような財政状況になっております。

以上になります。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

一つ一つのその人口の数字を見た際に、交付税の仕組み上踏まえると、当然、それは基礎数となる中で一定の減少というものが有り得ると。ただ、先ほどのご説明では、いわゆるその総額、パイの大きさ、例えば、各自治体間でのその増減率といいますか、そういったところも含めて、一概には言えないけれども、ネガティブな影響はあるだろうというお答えだったかなと思ってございます。

それで、あと交付税以外の部分でちょっと思い出しますと、さきの清掃工場単独整備の際の議論、その際にもご説明をいただいていたような、例えば、各種補助金等で人口要件が課されるようなものが、幾つかあったようにも承知をしているんですが、今回、この5万人という一つの線を越えてしまったというところでは、例えば、今後影響があるようなものがあるのかどうかという点で、お伺いしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 今、議員がおっしゃったとおり、環境課の清掃工場の整備単独整備の際に出ていました循環型の社会形成推進交付金、こちらのその要件として5万人以上、かつ面積の要件もあったと思うんですけれども、とにかくその人口が5万人未満になったときにももらえなくなる交付金ということで、まさに人口要件がある補助金としてありました。ほかにもそういった補助金があるかといいますと、具体的に5万人を境にする補助金というのはちょっと見つからなかったんですけれども、当然、人口要件というのは、この補助制度の中で人口が少ない市町村には認められない交付金もありますし、ただ、逆のケースもありまして、あるいは、人口の少ない、財政力の弱い自治体に対して手厚く支援する制度も一方ありますので、そこは必ずしも多ければいい、少なければ駄目というわけではないんですけれども、そういった交付金の要件の中に、人口要件というのは確かにある要件として捉まえております。

以上になります。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

先ほどのお答えですと、一つ先ほど例を挙げたのが、まさに人口5万人という要件の一つのものであったわけでありますが、一方で、減っているところに手厚くという考え方もあるということで、今後、そういった点では、この人口というものの考え方、国のその何を交付す

る、しない、そういったところについても考え方というところの関係では、大きな変化もあり得るのかなと、あるいは、そういった変化が必要なのではないかという思いも当然あるわけであります。

そうした中で、冒頭市長からも今後の本市のいわゆる政策、あるいは、行政運営の考え方といったところについては、その方向性のご答弁いただいたわけでありましたが、いわゆるこの人口の増減と、今後の行政運営というところを踏まえましたときに、先ほど言葉にもございました身の丈に合った市政ということで、当然そうした考え方というのは一つにはあり得るんだろうと思ってございます。使われなくなった施設をどうするのかですとか、そういった部分で、例えば、無駄を省いていく。そうしたことは、当然これは必要なんだろうと思うわけですが、一方で、本市に限らず各自治体、あるいは、国も含めてという中で、例えば、各種負担増ということもこの間様々行われてきましたけれども、一方でこういったことが今後加速していつてしまうのではないかという危惧もあるわけであります。コンパクトな財政運営、この人口減少というフェーズの中で、当然、そのとおりではあるんですが、一方で行き過ぎた政策のスクラップですとか、さらなる負担増ということになった際に、一つには人口の流出ですとか、あるいは、少子化。何が少子化の原因だということも様々な議論あるところではあるんですが、少なくとも一つの要因としてお伺いするに、子供を産み育てるだけの支援というものが、なかなか届かないということでの少子化の側面もお伺いしておりますので、そのあたりのバランスというものが、これは必要になってくるんだろうと思っておりますが、そのあたり大きくお考えという点で、お伺いをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 少子化の問題については全国的な問題ということで、何がというところは非常に難しいかとは思いますが、一方で我々行政運営という観点からお話をさせていただきますと、先ほど市長から身の丈に合ったという話もありましたとおり、例えば、公共施設、これは今の人口規模に合っているのかということ踏まえて、適正なのは統廃合ということも、まずはスリム化の中ではやっていかなければいけないのかなと考えております。

一方で、お子さんを産んでいただく、あるいは、定住をしていただくということで、例えばですが、定住施策、あるいは、それを補うような形で住環境、福祉政策、こういったものをどのような形で今の行政運営の中でやっていけるかということについては、しっかりと議論をさせていただいて、とにかく選んでいただけるまちということをまずは目指すというの

が大事なのかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

そうですね。そのいわゆる定住というものに重きを置くのか、少子化の解消というところにウエートを置くのかと、様々な考え方もあろうかと思うんですが、そうした中で、やはり一つには国策というものが大きく関わってくる。これは当然否めないところではありますが、そうした中でも本市について、今日はちょっと時間もあれですので、これ以上の議論は避けませんが、ぜひ様々な観点から、改めてこの人口、ただ減ってしまった、増やさなきゃいけないという観点だけではなくて、今後の塩竈市、まさに市長おっしゃいました15年後の市制施行100年、こういったところも見据えながら、ちょっとここは引き続き議論をさせていただければと思っております。

続きまして、庁内におけるパワーハラスメント対策についてということで、何点かお伺いをしたいと思います。

当然ながら、職員の方々一人一人が安心して働くことのできる職場環境の整備、これについては働き方というところもそうなんですけれども、それに加えて、行政サービスの質を維持向上させるという観点からも、非常に重要なことであろうと考えてございます。

そういった点で、確認ということでお伺いをしたんですが、これまで仮に発生しているとするれば、これまでに発生したハラスメント事案、あるいは、疑われる事案の状況及び対応等について、お答えできる範囲で結構ですので、お伺いをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） まず、事案でございますけれども、まず職員からのパワーハラスメントに関する相談件数ということで、まず、令和6年度が4件、令和7年度が2件でございました。それを市がハラスメントと認定した事例というのはございませんが、相談があった時点で速やかな面談ですとか、必要に応じた指導などを行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

令和6年度で4件、令和7年度で2件ということで、いわゆるハラスメント事案として認定したものは、なかったというお答えでございました。この個別の事案一つ一つについて、実はそうだったんじゃないとか、そういった議論をしたいわけでは、今回は違いまして、そうしたところの取組の根本にあるものを、確認をさせていただきながらと思っております。

それで、パワーハラスメントをはじめとした各種ハラスメント防止にあっては、一つには大きな考え方、大きな指針として、例えば、労働施策総合推進法、こうしたものにおいて、いわゆる大きな指針というものが国からも示されているところであります。事業者が講ずべき措置10項目ということで、例えば、大きな項目4点、その中で10点というものが示されておるわけなんです、こうしたものを踏まえながら、本市のいわゆるこうした事案に対応するための取組といったところについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） 労働施策総合推進法に基づいた取組ということで、お答え申し上げます。

まず、本市ではこの法律に基づきまして、令和3年10月に塩竈市職員ハラスメント防止に関する指針を策定しております。直近では、カスタマーハラスメントの内容を盛り込む形で、令和7年10月に改定を行っております。この指針に基づきまして、定期的な職員研修ですとか、全庁的な周知などを実施しまして、ハラスメントの未然防止、また、意識の啓発に取り組んでいるところでございます。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） ありがとうございます。

まず、その講ずべき措置4項目の中の1つ目で、まず方針の明確化及び周知・啓発ということが挙げられてございまして、先ほど令和3年のところで、まず指針をつくったということでございました。この指針につきましては、公表というものがされておられるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） まず、こちらの方針につきましては、職員内、職員向けの指針ということで、現在は、公表はしていない状況でございます。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

職員向けのということで先ほどお答えあったんですが、こうした本市の取組について広く示していくと、あるいは、コミットしていくということが必要なのではないかなと思っておりまして、例えば、埼玉県のとくま市ですと、市長自ら撲滅宣言をされて、対策の推進を行っているような例もあると聞いてございます。

そういった点で、この指針をそのままということになるのかどうかはちょっとあれですけども、こうした本市の取組、考え方の大本となるこうした指針等について、大きく公表をして、本市ではこういうふうに取り組んでいますよということでの、見える化ということを進めていくということが必要なのではないかなと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） ご提案をいただきましたとおり、この指針を広く市民の皆様に公開することで、本市の健全な組織運営というものを、姿勢を示すことができると思います。そういったことがありますので、内部のみならず、今後ホームページなどでの公開に向けた準備を進めていければなと考えています。よろしくお願いします。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） ありがとうございます。

ぜひとも、その点につきましてはお願いをしておきたいと思います。

続きまして、例えば、何らかの疑われる事案と、あるいは、私そういったことがあったのかなと、受けたことがあった際のいわゆる相談、こうした相談に応じて適切に対応するための体制整備という点で、そうした場合の窓口といいますか、そうしたところの体制の整備について伺いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） まず、相談体制でございますが、庁内に総務人事課と、教育総務課と、上下水道部の業務課の3か所に相談窓口を設けております。職員からの相談を受け付けていまして、希望に応じて、例えば、同性の職員が対応できるようにも配慮しておりまして、被害を受けた方だけでなく、また、周囲の職員からの通報にも対応している状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） ありがとうございます。

この3つの部にまたがって窓口があるというのは、自分の直接の上司には言いづらいとか、そういった配慮ということでもいいですかね。分かりました。

そういった点で、いろいろ窓口という点では、ある意味で3か所あるということであつたんですが、一つにはこうした相談があつた際に、それに対してどういうファーストアクションを取るかという点で、ある意味では受け手側の知識というものも非常に求められるわけですが、こうした窓口の体制において、そうした受け手側として、受ける側として、どういう知識、あるいは、構え、そのあたりの研修みたいなものというものはあるのでしょうか。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） まずは、こういったハラスメントの市の方針をしっかりと認識するというのと、あとは昨年度、管理職向けのハラスメント防止に関する研修を行っているということでございますので、相談を受ける側もしっかり知識というのは、研修を通じて学んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

窓口としてというよりも、管理職の皆さんでそれぞれが対応できるような形での研修ということで、受け止めさせていただきました。

プロセスで考えましたときに、まずは、そういった窓口に対する相談等があつたと。しからば、事後の迅速かつ適切な対応として、訴えがあつた際の事実確認ですとか、再発防止ですとか、そういった一連のプロセスについて確認をさせていただければと思います。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） まず、事案が発生した場合の対応のプロセスでございますけれども、まず相談があつた場合には、先ほどご紹介申し上げた相談窓口の担当者、こちらは課長と、あと係長が2人体制で状況を聞き取りまして、まず、総務人事課長に報告をいただく流れとなっています。その相談者の方の意向を確認した上で、事実関係の確認として、相談者と行為者、あと関係者などのヒアリングを行っております。そこでハラスメントの有無について判断を行いまして、仮にハラスメントと判断した場合には、行為者に対して厳重注意ですとか、場合によっては、懲戒処分などの対応を行う流れとなっています。

一方、被害者の方に関しましては、必要に応じて職場環境の改善ですとか、メンタル面のケ

アを行うという流れとなっております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） ありがとうございます。

それで、先ほどその対応プロセスの中で、課長、係長による聞き取りですとか、総務人事課の関わりですとか、そうした中でヒアリング、そして、先ほど重要な点だなと思いましたが、いわゆるハラスメント認定、その有無の判断、実際にそういった事案があったのかどうか判断ということでの言葉ございましたけれども、何という名前でお呼びすればいいのか、判定委員会と言えばいいのか、そうした一つのこの事案に対する組織の考え方として、そうした判定委員会的なものがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 引地総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（引地洋介） こういったハラスメントの事案発生時の協議する機関としまして、ハラスメント対策委員会を設置しております。副市長を委員長としまして、総務部長、教育総務課長、あと労働組合の推薦者1名、女性職員1名で構成しておりまして、事務局は総務人事課が担っております。その方で、中立公平な視点から事実認定ですとか、対応策の審査を行う体制を整えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） ただいま、そのハラスメント対策委員会の構成ということで伺いをいたしました。

それで、副市長をはじめとして部長、課長、あとは労働組合の推薦の方を1名ということで、先ほどお話もあったかなと思ってございます。

そういった点で、本市がどうかとかということではなしに、これまで生じてきたハラスメント等々の事案を、外からではありますが、いろいろ見ておりますと、果たして被害を受けたとされる方の救済という側面から、ちょっとずれたようになってしまった事案も幾つかあったのかなと、本市に限らず、本市においてはということではないですよ。そうした中で、一つにはやっぱりどうしても組織を守るですとか、そういったものの見方も中に入り込んでしまった例もあったのかなと、ちょっと見られたような事案も幾つかあったように思っておりまして、そういった点で公平性ですとか、公正性の担保という点で、先ほどおっしゃられた

ような労働組合推薦の方の参加、そうしたところも必要なのではないかとお伝えしようかと思っただんですが、お一方は参加をされているということでございました。

それで、この議会の、例えば、議決のように、この事案についてはパワーハラスメントとすることに賛成ですか、反対ですかみたいな、数の議論にはなかなかならないんだと思うんですが、ただ一方で、どういった立場で参加をされるようになったときに、一つにはやはりどうしても組織の立場で参加をするという側面も出てこないとは言い切れないかなと思っておりまして、そういった点で、例えば、労働組合から推薦を受けて参加される方がお一方ということではあったんですが、ここでこう言って、そこで人数増やしてくれとかって、そういうことがいいのかどうかあるんですけれども、そういった考え方ですとか、あるいは、第三者の方を含めるような構成もある意味では必要なのかなと考えてございます。

ちょっと話が戻るような形にもなるんですが、他市においては窓口段階で外部弁護士さんの参加をしているところもあるということで、必ずしも全ての事案において、最初から対策委員会で外部も入れてということがいいのかどうかというのはあるんですが、そういった冷静な判断ができる方、ある意味では、そういった方々の参加も含めた構成というのも必要ないところもあるのかなと思うんですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 本市でも、その外部についてということを検討したこともございました。

一方で、ただ、ハラスメントというのは、その職員との関係性、あるいは、職場の状況、そういったところを、第三者の方が判断するというのは非常に難しいと。日頃の仕事ぶりですとか、その周りの状況、今、お話ししましたとおり関係性というところをきちんと把握した上で、果たしてそれが行き過ぎた、例えばですけれども、指導だったのか。指導を受けた方の職員に対して、何か問題がなかったのか、日頃の態度はどうだったのかというところ、外部ではなかなか難しいというところがありまして、やはりそれは内部でということで、ハラスメント対策委員会のメンバーは内部だけでやっているという状況でありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） ご説明をいただきました。

そうですね。何がハラスメントなのかというところについては、一つ一つの事案について、

大きなこうだというものがないわけですから、その点で難しさがあるということは理解をするところではありますけれども、ただ、一方で偏り過ぎてしまいますと、どうしても組織防衛というところに入っていつてしまうような考え方も一方ではございますので、第三者というところがいいのかどうかというところもありますが、そういった点でいわゆる管理職の方ですとか、そういった組織とは離れて物事を見られる方というのにも必要なかなと思ってございますので、さらにそうしたところの検討を一步進めていただければいいのかなと思ってございます。

時間も大分過ぎましたので、次に移りたいと思います。

宮城海上保安部巡視船「ざおう」の重油流出事故ということで、一つにはこの間様々報道がされてまいりました。ちょっと私も整理し切れていないところもあるんですが、この重油流出事故につきまして、改めて、事故発生からこれまでの経過といったところについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、事故の経過についてご説明申し上げます。

3月25日早朝になりますが、塩釜港区東埠頭に停泊中の巡視船「ざおう」からA重油、約15キロリットルが松島湾内に流出、湾内の浅海養殖業に大きな被害を与えたといったような内容でございます。

被害を受けました両漁協におきましては、流出海域で養殖いたしましたワカメ、昆布、ノリの全量廃棄を決定し、4月の3日から回収運搬を行い、6月15日に搬出、廃棄作業を終えたところでございます。

今回の事故につきましては、原因者が海上保安部と特定されておりますことから、国家賠償法に基づく漁業者への賠償を一刻も早く進めていただく必要があるという認識を持っております。

そのため、本市といたしましても、両漁協と共に宮城県知事への陳情、鈴木農林水産大臣の現場視察及び意見交換、さらには環境省、海上保安庁への陳情要望活動に取り組んでまいりました。

結果といたしまして、6月10日に、被害水族の一部に係ります賠償について、海上保安部と両漁協の間で示談書が締結されました。今月の19日には、被害水族の一部に係る賠償金が支払われたといった状況でございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。一連の経過について、ご説明をいただきました。

それで、この間、様々な一連の流れを見てきましたときに、先ほどお答えにもございましたとおり、示談書と、6月10日のところで水族被害の部分の一部、そうしたところも踏まえての示談書と、6月19日には一定部分の賠償、各組合さんによって違いはあるようですが、そうした賠償が一部あったということでお伺いをしてございます。

それで、先ほどお答えもございましたとおり、いわゆる一つには直接の水族被害と。もう一つには、こうした海産物、あるいは、油等の付着してしまった資材等の回収撤去等の作業にかかる経費と。そしてまた、この資材等そのものへの補償というところについて、明確になったところ、あるいは、どうなるんだろうという心配があるところもありますので、そのあたりを確認をしたいと思うんですが、先ほど国家賠償ということでのお話もあったんですけども、一つには直接の被害については、今年生育も非常によかったということで、そうした値段について、直接の海産物の被害については、そうした部分も考慮された金額での補償というのが見えてきたということでもあります。そしてまた、そうしたいわゆる駄目になってしまった海産物等の回収等の費用については、当初の組合さん主導でやっていただいた部分についてはそのかかる経費をと、今後の部分のかかってくる経費については、直接事業者さんと海上保安部でやり取りをするということでお聞きをしておるんですが、なかなか見えてきませんが、今後の事業継続に係る部分ということで、夏以降、種つけ、そうしたシーズンにもなっていくんだと思うんですが、そうした部分で、いわゆる漁具が一部使えなくなっているところの資材整備、こうした整備について、その補償等含めて、どうしていくのかというところもちょっとまだ明確ではないと考えておるんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 漁具の補償のめどというご質問かと存じます。

現在、生産者の皆様に、再利用可能なもの、廃棄せざるを得ないもの、こういったものの選別をしていただいている最中かと認識しておりますが、その漁具に関します賠償手続の時期については、まだこれからといったような状況になっております。

ただし、一方では、昨今ロープをはじめとします、その資材の供給不足によりまして、調達

に時間を相当要するだろうということも踏まえまして、来期、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、夏以降に始まろうとする来期に向けての準備、これに間に合うよう、迅速な賠償に向けて協議をしていらっしゃるという話を伺っているところでございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

ちょっとうわさじゃないんですが、要望に基づいて直接買い付けるだとか、そういった案もいろいろと言っているようではあるんですが、まだちょっと明確ではないということでお伺いをしました。

それで、基本的に国家賠償との関係では、法の立てつけだけ見れば減価償却ということで、要は手出しで足りない部分を出していかなきゃいけないことが、ある意味では想定されるわけではありますが、この間の特に事業者さんの経営状況等々を踏まえたときに、果たしてそれに耐え得るんだろうかという心配もございますけれども、そういった点で、例えば、本市においてこういった支援をするのですとか、県でこういった支援がある、そういったところをお伺いしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 生産者支援のご質問かと存じます。

まず初めに、今回の事故が起きて、4月早々に宮城県におきましてはサポート融資制度という、上限500万円までの貸付け、無利子による貸付けというものを発動いただいたところでございます。

ただし、この事業、制度上、どうしても3か年の被害額の平均額ということが制度上なっておりますので、希望なさった方が満額借り入れるといったような状態になっていないということも、我々は認識させていただいております。

やはり生産者の方々、賠償の見通しが不透明だったということもありましたことから、生活資金に苦慮する声も多数寄せられたというのが正直なところでございます。そうしたときに、本市といたしまして、この被害者の皆様の目線に沿った形で支援ができないかということ、これまで検討してきたというところでございます。そうした中で、市独自といたしましては、専決補正予算の部分でさせていただいておりますけれども、生産者の方々のメインバンクとなります東日本信用漁業協同組合連合会、こちらのいわゆる「つなぎ融資」を活用いたしまして、

6月3日から、そういった生活資金も含めた融資への申込みの受付を開始させていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） お答えをいただきまして、ありがとうございます。

それで、先ほど様々県のサポート融資、あるいは、つなぎ資金等々の考え方、ご説明いただきましたけれども、どうしても融資という中で、そこに踏み出せないという状況もあるのかなと思ってございます。

県のサポート融資の関係で申し上げましても、例えば、二次被害者のところを踏まえても、被害があったということで県から認定書を頂いていても、「あんたのところもう借入れしているでしょう」ということで、そうしたものが借りることができないと、こうしたケースも聞いているところであります。

また、借りたとして、この先返済というところを踏まえると、二の足を踏んでしまうというお話も聞いておりまして、そういった点で、この間、このケース以外のところで、例えば、物価高騰の関係ですとか、中東情勢踏まえた支援ですとか、そういったところも様々あるわけなんですけど、そういった考え方も踏まえて、こうした部分で本市として活用できる支援策といったものもないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 恐れ入ります。生産者以外の方々の支援策という捉え方でしょうか。それとも、生産者ということですか。恐れ入ります。ありがとうございます。

まず、先ほども経過報告させていただいておりますが、今月19日に国から賠償金が入って、生産者の方々には漁協を通じて、既に一部の賠償金がお手元に入っているといったような状況を我々確認しております。

そうした中で、融資となると償還が必要だと。それに対して、足を一步踏み出せないんじゃないかというご質問かと存じますけれども、まずはこれからどういった支援が必要かという部分は、改めて生産者の方々の声を聞かせていただきながら、次の支援がどういったものが必要かという部分は、内容を精査させていただければと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

もうちょっとこれから検討ということで、それについては理解をするところではありますが、既存の支援でも一部活用できるようなところもあるのかなとも思っておりますので、そういったところも含めて、例えば、あっても活用できないということもあり得るんでしょうから、そういった点で、漁協さん等を通じて取りまとめいただくなど、そういったところも幅広く検討いただきながらということで、お願いをしたいなと思ってございます。

加えまして、例えば、支払いの本格化していく国民健康保険等の社会保険料ですとか、各種税金というところも含めて、この補償の遅れによる納付の困難等もあり得るのかなとも思っているところなんです、これについては相談があった際の納付猶予の対応ですとか、そのあたりもちょっと柔軟にご検討いただければなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、納期の延伸の部分についての相談というお問合せかと存じます。

今回の事故発生後、我々産業部門といたしましては、今、ご指摘の税であったり、国民健康保険関係、こういったところの横のつながりを大事にさせていただきまして、情報の共有化を図らせていただいて、今、ご指摘のように、もしそういった形、被害者の方々から相談あった場合には、円滑に手続を取っていただくようお願いをさせていただき、快諾をいただき、その受入れ体制を整えてきたというのが経過でございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

るる申し上げてきましたけれども、そういった形で、ぜひ事業継続につながるような部分で、ご努力をいただければなと思ってございます。

それに加えて、この間、とはいいいましても、ある意味、一般論的にはなるんですが、特にこうした浅海漁業者さん、いわゆる中小の方々、零細というところがやっぱりどうしても主になってくる中で、そうしたところのいわゆる強靱化といいますか、いかに強い経営体をつくっていくか、育成していくかということも、改めて必要なかなと思ったところであります。

そういった点で、今回のケースに合わせて直接ということではないんですけども、そうした本市産業の経営体の強靱化といいますか、そういったところを目指すような取組というところ、考え方ということで結構ですので、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 生産者の方々の今後継続に向けた強靱化といったご質問かと存じます。

実は今回の事故以前に、天災でトンガ噴火による潮位変化によりまして、そのときにも浅海漁業者の方々甚大な被害を受けたというのは、記憶に新しいところでございます。そうしたときに、やはりこの漁業者、養殖漁業生産者の方々の補償の立てつけというものは、国におきましては、生産者の方々が加入いただきますいわゆる共済、「漁済」と申しますが、こういったものにまず加入いただきまして、さらに国がそれに上乗せするといったような立てつけになっております。そうしたことから、当時、私、水産振興課長を務めさせていただいておりましたけれども、生産者の方々にやはりそういった漁済の組合加入率100%を目指していかげでしょうかといったようなご提案ですとか、それに必要な市としての独自支援というのはどうでしょうかというご提案をさせていただいたんですけども、なかなかその加入が遅々として進んでいないのかなといったような部分がございます。そういった制度がまず立てつけとしてございますので、そういった部分を我々これからも生産者の方々にお知らせしながら、粘り強くそういったところを活用いただけるように支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） ありがとうございます。

一つの取組として、実は今からちょっとそのお話もさせていただきたかったところなんですけど、先にご説明をいただきました。

その共済の加入率の向上支援ということで、やはり組合の中でも加入率にそれぞれ違いというか、差があるというか、そういったようなお話も聞いてございますので、その辺の推進とともに、ぜひともそうしたところお力をぜひ入れていただければということで、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

この関係で最後にお聞きをするんですが、いわゆる松島湾のところでこういった事案が発生したという際に、やはり様々市民の方からも、市民でない方からも、いろんな正確なところ、

そうでないところも含めて、いろんなお話を私どももお聞かせをいただいてきました。

そういった点では、いわゆるその風評被害対策といいますか、例えば、海洋環境の調査、安全宣言といったところについて、報道等で海上保安部、あるいは、宮城県というところでの取組も聞こえてきてはいるんですが、そのあたりのところで、本市として知り得るところをお聞きをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 二次被害、風評被害についてお答え申し上げます。

まず、二次被害、風評被害の部分におきましては、我々、佐藤市長と一緒に業界関係者の方々と意見交換会をさせていただきまして、やはりこういった懸念の声が大きく出ていたというところでございます。

一方ですが、生産者の方々より、今後の部分に対しての不安を相当いただいていたと。そうしたことから、農水大臣主導でタスクフォースを立ち上げていただいて、今、議員がおっしゃっていただきましたけれども、先日、国と県と生産者が一緒になりまして、この松島湾内の約45か所弱、こちらの海水、それから汚泥の調査に着手いただいていると。調査結果について3週間ほどかかるということで、今、調査中でまだ結果は分からないんですけれども、そういったことを繰り返しながら、やはり安全宣言を早期に出していただきたいというのが我々の思いです。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

そうしたところを大きくキャンペーンをしていただいて、そうした風評被害等々の発生のないようにということで、併せて申し上げておきたいと思います。

続きまして、中東情勢による本市経済等への影響ということでございます。

連日これも報道されているとおりでありまして、昨日のことが今日にはひっくり返ると、こういった状況が続いております。

そうした中で、大きなところで見れば、無辜の市民の方々の貴重な命が失われ続けていると。そうした海外の情勢、これを踏まえれば、一刻も早い停戦と平和の構築というものが何よりも求められるわけでありまして、日本政府においても、そういった部分で役割を果たすことを求めるものでありますが、加えて、ホルムズ海峡の通航における不安定化、封鎖される、

封鎖が解ける、通航料、こうした中で様々状況変化しているわけでありますけれども、こうした中で、原油価格の上昇や、この間の資材不足等を通じて、本市の地域経済というところにも大きな影響があるのかなと捉えてございます。

そういった点で、この本市における影響というところで、現状認識とその対応といったところを冒頭お伺いいたします。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、中東情勢に係ります本市経済の影響をどのように捉えているのかといったご質問かと存じます。

まず、我々といしましては、常日頃から担当職員、事業所のほうに赴きさせていただきまして、聞き取りなどさせていただいております。さらに今年の4月末からは、市内事業所の方々を対象に影響調査、こちらを実施させていただいております。さらには、各業界団体の方々及び金融機関の方々との意見交換会を実施し、その情報収集に努めてまいりました。

その結果、分析した結果でございますけれども、やはり基幹産業であります水産、水産加工業におきましては、包装ラップであったり、トレー、これが最低30%以上値上がりしていると、大きな打撃を受けているといった把握をさせていただいております。

また、建設業界でございますけれども、やはりシンナー、塗料などの溶剤、それから塩化ビニール管などをはじめとした資材、こういったものが不足したことによりまして、仕入元から出荷制限、または出荷停止、こういった通知が来ているといった状況で、新規受注の見送りであったり、今、動いている現場を一時的に止めざるを得ないといったようなことが、実際に現場として出ているといったことを把握させていただいております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） ありがとうございます。

そうしたヒアリングですとか、意見交換、こうしたものについては、率先して取り組んでいただいているということでございました。

先ほどおっしゃられましたとおり、水産業の方々、あるいは、塗装業をはじめとした建設業の方々、そのほかにも医療業界等含めて、様々実態等もお伺いしてまいりましたけれども、4月の段階でその中身についてお届けもしましたが、例えば、その塗装関係で見れば、4月1日の出荷分からシンナーは80%値上げですと、こうした通知が既に来ておったと。50%

の値上げ、あるいは、出荷停止、こうした様々な通知がもう連日のようにメーカーから届いて、今は少し供給もあったそうであるんですけれども、こういった状況がまさに目の前にあったということでございます。

そのほかにも、日本かまぼこ協会と全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会の連名で、緊急声明というものもお出しになっているということでは、この間の中東情勢をめぐっての供給不足、あるいは、値上がりといったところを踏まえた際に、国の説明では供給の目詰まりということで、全体で見れば物は足りているというお話ではあるんですが、少なくとも現場にはないぞということは、これは少なくともはつきりしているのかなと思ってございます。当然、ストック確保というのはあり得るわけでありまして、現状を、この現場の実態をいかに幅広く正確に把握をして、国や県にこうだぞと届けていくことがやはり必要かなと思っておりますが、先ほど一定のお答えあったように思いますけれども、さらに重ねて、お伺いしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） こういった窮状をどのように捉え、どのように進めていくかといったご質問かと存じます。

我々、今、申し上げましたとおり、現場の声をつぶさに拾いながら、原因だったり、今後の方向性というものを、先ほど来お示しさせていただいたところであったんですけれども、やはり機会を捉えまして、県を通じて、国であったり、市長会などの組織がございますので、こういったところで要望活動といったものが当然必要になってくるだろうということで、事務方としては捉えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大事な点なので、私どもが経験した中で、知っている情報もお出しさせていただければと思います。

今、産業建設部長からもございましたけれども、やはり現状を知った上で、その悩みをどのように我々が県なり、国に発信をしていくかということが、非常に重要だと認識してございます。

先日も、国土交通省に、東北市長会の代表として加藤政務官のほうにお邪魔をしたときに、多少時間がございましたので、ナフサの件についてお話をさせていただきました。それはな

ぜかという、宮城県の市長会の朝飯会、陳情会がございまして、そこで土井 亨衆議院議員から、ナフサの原料については日本で5社の輸入元があると、やはりそこが抱えているんじゃないかという情報を初めてちょっとお聞きをいたしました。

その上で、簡単に申し上げます。先ほど来、小高議員がおっしゃっていた状況につきましても、もう既に3月の中旬以降、いろんなところを回って、いろんな情報を聞いて、既にこんなファクス、上がりますよ、注文もそう簡単に取れませんよ、できませんよという、全部見せられました。その上で簡単に言うと、国は、川上について、しっかりと原料なり、状況なり、手当てをするのが多いんじゃないんですかと。我々困っているのは、川下なんだと。簡単に言うと、大きい企業は体力あるかもしれないけれども、我々地方にある一人親方だったり、小さい工務店だったり、建設業者だったり、結局そこに材料が来なかったら、地域経済は破綻するということを申し上げさせていただきました。ですから、原料を押さえる。それと同時に、それを川下までしっかりと、まずはそっちを大切にしてもらわないと、いざ災害が起きたときに助けてもらえませんか、こういうことまで実は申し上げてきたところでございます。

宮城県とも、これは常に私もですし、副市長もですし、連携を取ってございまして、今、宮城県でも一生懸命、今の現状について把握、もしくはその対応策を、県議会の中で検討していただいていると認識してございますが、これらについては、やはり我々の基礎自治体を守らないと、守らなかったら、国が成り立たないと思っておりますので、しっかりと今の現状について、私どもが知り得る情報をしっかりと県にも、そして国にも、機会あるごとに伝えさせていただきたいと思っております。

先ほどの海上保安庁の事案につきましても、まだまだ私どもとしては伝えていかなきゃない部分がたくさんございますので、その機会にも、その状況を第一義的に伝えつつも、今のそういった現状についても、しかるべき人にしかるべき情報を、丁寧にしっかりと窮状をお伝えさせていただく必要性は厳しく受け止めてございますので、ぜひいろんなご意見を聞いていただいているものがあれば、どんどん私どもにぶつけていただいて、それも含めて、しっかりとお伝えすべきところに伝えていきたい。それぐらい厳しいと、厳しく受け止めてございます。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） ただいま市長から、大変強いお言葉をいただいたなと思っております。

ぜひですね、基礎自治体というものは、ある意味では現場で、最前線で接するところがございますので、そういった点で幅広く伝えるべきは伝えていくと、こういうところも含めて、改めて私からもお伝えをしておきたいと思います。

間に合うかどうかというところあるんですが、最後のテーマに移っていききたいと思います。

住宅確保要配慮者等への支援についてということで、この間、この住宅確保要配慮者を取り巻く環境というものが非常に変化をしてきていると、そういった現状もあるかなと思っております。

その中でいわゆる住まいの確保、大変重要な課題であります、まず、本市のこれまでの住宅施策の取組について伺いをしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 本市の取組についてご説明申し上げます。

本市といたしましては、公営住宅制度の趣旨に基づきまして、独り親世帯や、高齢者世帯などの要配慮世帯が入居選定の際に、抽せんを2回受けられる倍率優遇方式による優先入居措置というものを講じさせていただいております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） ありがとうございます。

これまでそうした一つの取組を行われてきたということであるんですが、そうした中で、住宅セーフティネット法、あるいは、住生活基本計画、こうしたものが改定をされたということで、ある意味ではこうした改定を踏まえて、本市における住宅施策というものに一定の達していくもの、あるいは、考え方を転換していくもの、そういったものが必要になってくるのかなと思ってございます。

そういった点で、いろんな公営住宅、民間住宅含めて、様々なものが示されているんですが、そうした中で、一つにはこうした人口減少の一方で、単身高齢者世帯の増加、持家率の低下、支援ニーズの高まりというところが、その見直しの背景にあるということで伺っておりますが、一つにはいわゆる居住支援協議会というものを設置をせよということで、努力義務とされてございます。本市においては、どのような取組になっておりますでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、居住支援に関する部分でございますけれども、まず

居住支援の法人というものがまず既にございまして、みやぎ住まいづくり協議会という組織がございます。こちらにつきましては、当塩竈市においても参画させていただいているといったような状況でございます。

さらに、先ほどご紹介賜りましたセーフティネットの法の改正等によりまして、我々といたしましても、その新たな住生活基本計画の中で、住宅施策と、それから福祉施策の連携によります居住支援の充実、こういった部分が柱に位置づけられている。こうしたことから、先ほどご紹介賜りました、その居住支援法人を通じまして、必要な方々に情報提供を継続していくとともに、やはり住まいの確保、さらには福祉的支援を一体的に進めていく。そのためにも、福祉部門との連携を一層強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） ありがとうございます。

先ほどお答えにございましたみやぎ住まいづくり協議会に参加をしているということであつたんですが、一般的といいますか、今回努力義務とされたこの協議会については、県、あるいは、市区町村、あとは不動産関係団体、福祉関係団体等のいわゆる居住支援法人等々含めて構成されると位置づけられておりますが、このみやぎ住まいづくり協議会の構成といいますか、そういったところをもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（浅野敏江） 答弁をお願いします。星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） それでは、お答えいたします。

構成といたしましては、宮城県と、各市町村となっております。また、地域の福祉関係を担う団体等が所属しております。そういったメンバーで、年に1回総会などを行いまして、これらの活動について報告がございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

地域の福祉団体ということで、ある意味で具体的にどうやっていくのかなというのは、これからの部分もあるのかなと思ってございます。先ほど産業建設部長からご答弁ございましたとおり、いわゆる福祉部局と住宅部局の連携というものが、これまで以上に必要になってくるということが、この法の改定を含めても、中心的な部分かなと思ってございます。

そういった点で、例えば、生活困窮者自立支援制度というような福祉の大きな申請でございますが、そうしたものと住宅施策をいかにリンクさせていくのかというあたりが、一つには課題となるかなと思いますけれども、そのあたり現時点での考え方といたしますか、そういったものがあれば、お伺いをしてみたいと思います。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいま生活困窮者自立支援制度、こちらは平成27年から、こちらの事業を実施しているところでございます。今現在のところに関しましては、令和7年度の状況で、相談件数大体100件ぐらいの対応を行っている状況で、住宅施策ということに関しては、公営住宅だけではなくて、通常の民間の住宅、こういったところに対する住宅の確保が困難な方に対する相談支援を行っているという状況でございます。こちらに関しまして、本当に先ほども申し上げたとおり、公営住宅だけではなくて、民間の住宅確保に対する支援をこれからも続けていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

その住宅確保支援策ということでは、その公営住宅の部分、それ以外の部分ということで、民間住宅だと大家さんの忌避感情が見受けられるという話もありまして、そこを今後どうしていくのかというのが一つ大きな課題かなというところで、お伝えをしておきたいと思います。

それで一つには、とは言いましても、いわゆる公営住宅施策というのは根幹をなすものであろうと思うわけなんです、本市の管理戸数といったところについて、いわゆる再配置計画、それとこの要配慮者数の推移、推定プログラムみたいなものもあるようなのですが、そのあたりを関係づけてみた際に、計画上の考え方というのはどのようになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 再配置計画に基づきまして、公営住宅の個別計画を策定しておりまして、こちらが令和12年までの計画となっております、そちらの管理戸数につきましては、今現在、1,094戸ございますが、計画では玉川住宅を20戸削減しますので、ストック数としましては1,072戸となります。需要推計としましては、個別計画

上は令和12年で932戸となっております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 推計上は足りているという捉え方でよろしいですかね。分かりました。

ただ一方で、決算の際にも要求する資料などでは、いわゆる空き戸数というものが非常にあ
ると考えてございます。それで、この空き戸数と年間の募集、入居数といったところが、ち
ょっと大きな数字で様々乖離が見られるかなと思ってもおるんですが、そういった点で、こ
のストックをいかに幅広く活用していくかというところが挙げられるかと思いますが、その
あたりはいかがでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 市営住宅の空き室の利活用といったご質問かと存じます。

まず現状、今年3月時点で市営住宅の入居率が79.3%となっております。この空き室となる
傾向といたしましては、やはり築古と言われているような築後相当年数達した建物で、なお
かつ設備面で、入居者のニーズに合致していないといったことがあるだろうという捉え方を
させていただいています。

そうしたときの利活用という部分でございますけれども、他の自治体におきましては、用途
を子育て世帯向けに限定したり、さらには大学の学生寮などに利活用をする事例が散見され
ております。

本市といたしましては、やはり本来の入居募集、これを基本としつつも、先進自治体の事例
を参考にしながら、研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。

いわゆるその要配慮者数の推移というところを見ましたときに、一つにはこの空き戸数との
関係で見ると、年間の募集すると、なかなか見合っこないような思いがしているんです。

そういった点で、一つには先ほどお話がございましたとおり、本来対象者の入居を最優先で
進めていくと。その際に必要なのは、やはり計画的な修繕と募集であろうと思ってございま
す。

それに加えて、目的外使用の緩和ということも言われているわけでありまして、いわゆるそ

の公営住宅としての考え方以外のところでも、この要配慮者のところで様々な取組ができるということも言われておりますが、そうしたところの研究について、最後にそこだけお伺いしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 小高議員に申し上げます。質問時間を超過しておりますので、ご協力願います。

鈴木産業建設部長、短めにお願いします。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 失礼しました。

先ほどご説明申し上げました先進地でございますので、そういった部分を、まずは事例の研究をさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 以上で、小高 洋議員の一般質問は終了いたしました。

9 番西村勝男議員。

○9 番（西村勝男）（登壇） 塩釜を元気にする会、西村勝男でございます。

6 月定例会の一般質問、最後になりました。力の限り頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

通告に従い、大綱 4 点質問させていただきます。

快適に住み続けられるまち。

新しい防災気象情報及び内水ハザードマップについてお伺いします。

気象庁は今年春からエルニーニョ現象が発生していると言われ、秋にかけて日本でも発達した台風の影響で、線状降水帯の発生がしやすくなるおそれがあると発表されました。災害のおそれがある際に、気象庁が発表する防災気象情報が 5 月 29 日から大きく変わりました。河川氾濫や大雨、土砂災害、高潮に関する情報などは、これまでは警戒レベルとの対応が複雑で分かりにくいとなっていました。今回の改善により、避難情報の 5 段階の警戒レベルを明記し、住民の避難行動につなげる判断をしやすくしております。

また、内水ハザードマップは想定を超える最大規模の降水により、内水氾濫の浸水想定地域を浸水の深さに分けて、色分けして表示されています。市民が行政から発信される気象情報を理解し、避難行動につなげるためにも、新しい防災気象情報、また内水ハザードマップの市民への、また外国人への周知方法についてお伺いします。

以降の質問は質問席で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅野敏江） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 9番西村勝男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

快適に住み続けられるまちについてのご質問のうち、新しい防災気象情報及び内水ハザードマップの市民と外国人への周知についてですが、新たな防災気象情報は5月下旬から運用を開始しておりまして、気象庁が発表しているものでございます。内水ハザードマップについては、本市が4月より公表しているものということになります。

本市といたしましても、こうした情報が市民の皆様の適切な避難行動につながるよう、市のホームページや広報紙に加え、若い世代から高齢者まで幅広く普及している公式LINEを活用して、周知を図ってまいります。さらに、各町内会や自主防災組織が開催する防災訓練、防災出前講座など、ご要望に応じて周知していきたいと考えております。

また、外国人の方にも、水産事業者や日本語学校を通じて、英語表記のパンフレット等がございますので、説明の機会を設けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） ご説明ありがとうございます。

私自身も、レベルの5段階というのはなかなか理解できませんでした。レベル2が注意報、レベル3が警報、またレベル4は危険警報、そして5段階の最後は特別警報となっております。警報レベルで2からすぐ4に上がったという事で、それをきちっと目で見て色分けしてあるので、そういう目で見て、配布物といいますか、LINEでとか、いろんな部分でやるのではなくて、目に見えてお年寄り、私も後期高齢者なんです、なかなか見ないと分からないという部分ありますので、その辺を分かるように、もう少し丁寧に説明していただければありがたいんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（浅野敏江） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） こちらの気象情報の情報の発表が変わった部分については、基本的に前とは変わっていないんですけれども、市民の皆様がこのレベルに従ってというか、例えば、3のレベルであれば、避難としては、高齢者避難の方が避難の準備をしてくださいよ、レベル4に当たりましたらば、一般の方も皆さん避難の準備が必要になりますよという目安になります。こちらの目安とともに、それぞれの災害に合わせて、市町村がこれについて避難指示を出すと。つまり状況に応じた形で市町村が発表、避難指示を促すという体制に

なっていますので、まずは市民の方、こちらのレベルが出された場合には、レベル2であればちょっと注意が必要なのかなという意識を持っていただきたいというところでございますので、各それぞれ、ここ全体的な範囲、広い範囲でこういったレベルの表示がされます。

ただ、局地だと、場所によってはレベル2のところもありますし、レベル4のところもあります。ただ、その状況に応じて市町村が発表する、指示を出すという中身になっておりますので、そのところを丁寧にご説明していければと考えてございました。

以上です。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） ありがとうございます。

分かるまでには大変時間かかると思いますので、丁寧に時間をかけて説明のほどお願い申し上げます。

あと、内水ハザードマップについても、ホームページには載っていますが、それを開けてみるということ自体がなかなか難しい。ですから、先ほど町内会なり、いろんな形で説明していかなければならないといえますか、その辺についてもう一度、内水ハザードマップについて説明をお願いします。

○議長（浅野敏江） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） こちらについても、先ほど市長が申し上げましたとおり、町内会ですとか、防災訓練を実施している自主防災組織に、こちらのハザードマップを、例えば、直接示して、作成しました産業建設部と連携を取りまして、説明を丁寧にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） 内水ハザードマップのホームページは見させていただきましたけれども、なかなかそこまで高齢者の方は届かない可能性もありますので、そういう説明の回数を増やしていただいて、よろしく対応をお願い申し上げます。

次に、昨年10月1日の大雨災害後の対応についてお聞きします。

貯留管の維持管理についてお伺いします。市内には雨水貯留管が佐浦町、あと新富町、尾島町にありますが、これは雨水を地下に貯留させることで、地表の水があふれるのを防ぐ効果を発揮する施設です。昨年の災害時に、十分に稼働したのか。

また、北浜沢乙線の下にありますボックスカルバート、そういう排水機能を発揮したのか伺います。

また、現在は機能回復しているのか、その辺もお話しいただければありがたいんですが、よろしく願います。

○議長（浅野敏江） 高橋上下水道部長。

○上下水道部長（高橋数馬） お答えします。

昨年10月1日の大雨時の国道45号と西塩釜遊歩道の雨水貯留管の状況についてでございますが、当時、両施設とも満水となったことから、貯留施設として機能を十分に果たし、浸水被害の軽減につながったと捉えております。

また、北浜沢乙線のボックスカルバートにつきましても、都市下水路を経由しまして、海に放流されておりました、排水機能を果たしたと考えております。

また、現在、機能は回復しているのかということでございますが、大雨後には貯留管やボックスカルバートの点検、そしてスクリーンの清掃のほか、堆積物の除去等を実施しまして、施設の機能回復を図りました。

また、貯留管からの排水ポンプにつきましては、毎月の点検と清掃を行い、施設の機能保全に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

何か年に1回には調査、清掃を行うという数字が出ていましたので、もうやられているんですけれども、なかなか見る機会がないものですから、その辺確認をさせていただきました。ありがとうございます。

次に、側溝の清掃状況についてお聞かせください。

側溝は落ち葉や土砂、生活ごみのたまりやすい構造をしております。放置すると、すぐ排水機能が低下してしまいます。その結果、大雨の際には排水が追いつかず、道路が冠水したり、住宅や店舗への浸水被害が発生するおそれがあります。道路の側溝、グレーチングから、道路を運転して回りますと、結構草が生えていたりということで、これ県道、国道、市道を含めて大分そういう部分が見えますが、その辺の清掃状況について、どう進めていらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 恐れ入ります。通常の点検清掃という趣旨でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

まず、当産業建設部、特に土木課では、市管理道路の部分を巡回パトロールを定期的にさせていただきます。必要に応じて、そういった除去であったり、清掃、こういったものを適宜やらせていただいているといった状況でございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） ありがとうございます。

市道でも、グレーチングに草が生えていたりということが見えたりすると、多分、宮町地区とか、いろんな地区でたまにあるところにはあるんですけども、それでまた、国道と県道とのつなぎの部分で、よく国道が詰まっていたら、市道から入れないとか、県道からも入れないということもありますが、その辺の連携についてはどうなっているのか教えてください。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それぞれ国、県の道路管理者との調整機能はどうなっているのかというご質問かと存じます。

市道と接続いたします国道、県道につきましては、それぞれの道路管理者と常に情報共有を行わせていただいております。今、議員からご指摘をいただきました、その冠水の要因になっているのではないかという部分でございますけれども、こういった部分の把握であったり、それを除去して、側溝清掃などの排水機能の改善に向けた協議も取り組ませていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） 昨年の10月1日の大雨以降で、私は北浜に住んでいまして、国道45号が走っています。やっぱり山際の側溝が、グレーチングから随分木や、草や、いろんなものが生えているので、国道が詰まってしまうと、そこに導かれる県道、市道も流れが悪くなってしまおうと、やはり洪水被害だったり、いろんな被害が出てくるのではないかと思います。それから、その辺も含めて、見回りの中で市道だけではなくて、県道、国道を含めて、そういうご指摘をいただければ、スムーズにその辺の作業が進むのかと思いますが、それについて。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 今、ご指摘をいただいた部分でございますけれども、やはり今後につきましても、先ほども申し上げました国、県などの道路管理者と連携を図らせていただきながら、やはり大雨時、もしくは短時間の豪雨、こういった部分の被害の軽減に向けた対策については講じていきたい。そして、さらには市民の皆様の安全・安心の確保に努めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） よろしくお願ひします。私も歩いて徘徊するほうが多いので、見る機会が多いので、果たしてこれでいいのかなという不安がありましたものですから、質問させていただきました。どうぞよろしくお願ひします。

また、昨年の10月1日の大雨で、宮町、赤坂地区の土砂災害といひますか、いひろんな流出物が出てきたようなんですけれども、特に宮町地区の土砂災害は、宮町から小松崎、長沢町に向かう歩道の植え込みが、前は20センチぐらひ段差あったんですけれども、それを埋めていただいて、砂利が入っていたんですけれども、それが今度の大雨で流されて、下の宮町地区に流されたのではないかなという危惧がされたんですが、その辺について、その状況についてどう考えているかお知らせください。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、昨年10月1日に短時間豪雨が発生しましての状況について、ご答弁申し上げます。

今、ご説明を頂戴しましたがけれども、市道宮町吉津線、それから、市道神社参道線の交差点付近で、上流から流出いたしました採石が道路上に散乱したという事案を、我々確認させていただいております。この道路上に散乱いたしました碎石なんですけれども、実はその大部分が、周辺の民間の駐車場などから流出したということが要因に当たります。我々としたしましては、やはりご懸念いただいております、昨今多発しております異常なほどの短時間の豪雨、これによりまして、排水能力を超える雨水が地表を流下してしまう。こういったことで、大雨が原因になっているという捉え方をさせていただいておりますので、今後もやはりこういった部分に対して、道路の適切な維持管理に努めていくとともに、工事には状況把握しながら、災害対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） よろしくお願ひします。

ただ、小松崎、長沢町から来る歩道の植え込み、町内会長さんから言われまして、段差があるので埋めてくれということだったんですけれども、今はアスファルト舗装になっていますが、あれは全て上がりまで、つまりコンビニまで行くまでの急な坂のところは、全てアスファルト舗装で埋めてしまうということによろしいでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木土木課長。

○産業建設部土木課長（鈴木英仁） お答えいたします。

去年の10月1日の雨で、そういった植え込みからも流れるという事象も発生しておりますので、土木課とすれば、そういった事象を少しでも軽減するように、アスファルトで蓋をするような形を取りましたので、今後もそういった形もできれば継続していきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） 町内会からの陳情ですから、やらざるを得ないんでしょうけれども、やっぱり緑がなくなるということも一つ懸念される材料で、それを維持管理するのもまた手間もかかるし、大変でしょうけれども、その辺も仕方がないのかなと思っていましたので、納得しました。よろしくお願ひします。

次に、安全対策についてお伺ひします。

路側帯のカラー舗装について、現在の状況について、もしよろしければ説明してください。

よろしくお願ひします。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、路側帯のカラー舗装の状況についてご説明を申し上げます。

まず、整備状況についてでございますけれども、児童生徒の通学時における安全確保を目的といたしまして、小中学校の指定通学路を中心に、重点的に整備を進めているものでございます。現在のところ、市道18路線、延長にいたしまして約3,500メートルのカラー舗装整備を完了しており、通学路の安全対策の充実に努めているといった状況でございます。

以上です。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） 分かりました。

3,500メートル、3.5キロ、カラー舗装されているということなんですけれども、路側帯のカラー舗装というものは、生活道路、つまり一般の道路も含め、通学路の舗装も含め、考えていかなければならない。例えば、南町道路、一方通行で両側に路側帯がカラー化されて、やっぱりスピード落とせという意識が見えるようにやられています。今後、例えば、高齢者に向けて、安全・安心に通行できるようにするためにも、生活道路における路側帯のカラー化ということは考えていらっしゃるのか、お伺いしたいんですが。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 恐れ入ります。高齢者向けのカラー舗装という捉え方。（「これ、一般市民です」の声あり）ではなくて、生活道路といった部分でしょうか。（「はい」の声あり）

我々、高齢者に限らず、児童生徒もそうですけれども、いわゆる交通弱者と言われている方々、こういった方々が安心して安全に通行いただけるような環境整備、これはやはり課題として必要だろうという捉え方をさせていただいております。

今現在におきましては、先ほど申し上げさせていただきましたように、児童生徒のいわゆる指定通学路を最優先という形で進めさせていただいておりますが、先ほどちょっと南町の事例もご紹介しましたけれども、その整備した効果、こういったものを検証させていただきながら、今、ご指摘の生活道路へのそういったカラー舗装の必要性等については、確認していきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） よろしくをお願いします。

私も車で結構走るものですから、例えば、赤坂交差点から大日向町に向かう道路なんですけれども、左側には循環バスのバス停があって、ごみ置場があって、また循環バスのバス停があって、右側に歩道があると。ただ、歩道のない側に、お年寄りの方が朝7時半頃ごみ捨てに来る。あと、8時過ぎには停留所で人が待っている。ああいう場所に対しても、カラー化を考えていただくことは可能なのか。つまり今後の安全・安心のための生活の糧として、そういうことがあってもいいのではないかと思ったんですが、そういう対応は今後検討される余地はあるのかどうか、お伺いします。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 今後の検討という部分でございますけれども、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、まずは今、実際に実施させていただいております路側帯のカラー舗装、これのやはり検証はしていかなきゃいけないだろうと。それに対して効果がやはりあるという、先ほどご説明にもありましたが、あるという捉え方をさせていただければ、今、ご指摘のそのいわゆる生活弱者の方々向けに、いわゆる生活道路上でのカラー舗装化という部分は進めていく必要があるかと思っておりますけれども、いずれその検証した上で、その辺の判断をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） よろしく申し上げます。

循環バスでの停留所で立っている方が、そこをスピード出して仕事に向かう方とか、あといろんな方が通られて、危ない思いをしている方もいらっしゃるようなので、やはりここ循環バスの停留所で歩道がないとか、安全に待ってられる状況をつくるためには、そういうところも含めて今後ご検討いただいて、高齢者が、生活弱者が安心して生活、また、きちんとかみ捨てでも行けるような場所にしていただければありがたいので、どうぞご検討のほどよろしくお願いします。

次に、通学児童の安全対策についてお伺いします。

私、50年ほど給食に納めている業者でもありますので、学校に伺う機会が結構多いので、ちょっと気になった部分ですけれども、保護者の車両による児童の送り迎えが大分激しいように見えます。校内の車両が大分、例えば、昨日、今日ですと雨が降ってしまして、1日20台ぐらいなのか、40台ぐらい車が入ってきて、それで校内ですから、子供たちもいる中で送り迎えの車が入ってくる状況なんですけれども、安全対策についてどういうお考えなのか。また、現在の小中学校の現状をお知らせください。

○議長（浅野敏江） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） では、私からお答えさせていただきたいと思います。

議員もご承知のとおり、各学校、目の前狭い道だったり、あと敷地内も限られているということから、当然送り迎えのお車はあるんですけれども、なかなかその敷地内に全部入ってとは当然難しいですし、かつ、あと子供たちと車の動線がやはりクロスするところがほとんどの学校であります。

そういった中で、我々としては、例えば、子供が乗車する場所をきちんと決めて、そこで降りていただくとか、基本的に我々は実は徒歩を推奨しております。今、言ったとおりの環境の状況ですから、基本的に子供たちの危険をなるべく排除したいという思いがありますので、そういったところでお願いしている部分あるんですけども、限られた場所の中で、決まった場所で、敷地内に、入るときには許可証を出している学校もありますし、そういった工夫をしているところでございます。

あわせて、もちろん十分ご承知かと思うんですが、子ども安全サポーターの方々、地域の皆様、保護者の方々も本当に努力いただいております。あと、交通安全指導隊の方々も通学の見守りをしていただいて、その中で子供たちの安全確保を毎日しているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） 本当に毎日毎日、大変ご苦労さまです。その質問、後からします。

どうしても通学路を通ってきて、安全にサポーターの方々が誘導されて、学校の校門まで来ました。校門に入ってから、車が入って、子供たちを送り迎えした車が入ってくる。あと、私たち業者2トンの保冷車が3台ぐらいとか、4台ぐらい入ってきて、給食室に積み荷を降ろしているんです。その横を子供たちが通る、つまり校内、入ってからの中の安全対策がちよっと足りないような気がしたものですから、何か事が起きてからでは子供たちの安全・安心、本当に校門以外で、通学路では本当多くの方々がサポーターとして活躍していただいておりますので、それは安心なんですけれども、かえって杉の入小学校ですと、道路まで車がはみ出して、入れない状況にまでなっているような状況もありますので、その辺も含めて、今日は担当の職員の方が1人いて、誘導しながら校舎の右側の空いているスペースで巡回させて、やっていて、あとスムーズにいつているようなんですけれども、それがスムーズにいかないと、大手の量販店の前まで車が並んだりとか、いろんなことをしていますので、その辺も含めて注意していただければ幸いですので、よろしくお願いします。

では、その見守り体制、例えば、今、先ほど教育部長からお話がありましたが、児童の安全対策のために、市長をはじめ、教育長、教育部長が学校の校門で安全対策、見守りされておりますが、これは業務の一環なのか。例えば、もう7時半から8時過ぎまでいらっしゃっているようなんですけれども、それは教育部としての業務の一環としてやられているのか、その辺確認したいんですが。

○議長（浅野敏江） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） 結論から申しますと、公務でございます。学校教育課の所管で、先ほど申しました子ども安全サポーターのご協力いただいているところの取りまとめをしております。そういったところの補完的な役割として、私や教育長は立っている状況でございます。

ももとの話をしますと、今、何度も申し上げますとおり、子ども安全サポーターの方々、本当に雨の日も、風の日も、本当に暑いときも、寒いときも、ボランティアですよ。本当にご自分たちがお忙しい中、朝忙しい中でも立っていただいて、本当に子供たちのために一生懸命頑張ってくださいっております。そういった方々がこういう中、やはり高齢化が進んでいる中、あとは人がやはりなかなか足りないというところで、どうしても学校の通学路の範囲の中でスポット的に危険な場所って、どうしてもあるんですね。そういったところを見たときに、やはり我々として何ができるかと考えて、そこのところ本当に微力ですけども、入って、お手伝いしている状況でございました。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） 大変ご苦労さまです。

全て歩いて、杉の入小学校から帰ってくると20分ぐらいかかりますし、第二小学校からでも15分ぐらいかかります。それを全部歩いて行かれて、仕事、公務だということですけども、公務であっても、これからの暑い盛りは8時台でも、29度、30度まで上がる可能性もありますので、体調には十分注意されまして、公務頑張ってくださいますので、よろしくお願いします。

あと、もう1点、市長におかれまして車で学校回られて、安全の管理をされていますけれども、市長はこれはどうなっているのか、お知らせください。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 今、教育部長がご答弁申し上げましたとおり、我々やっている公務は行政サービスで、住民全般にやっている中身でございますので、市長が行っているものについても、我々は公務と捉えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） 佐藤市長はやっぱり5万市民の代表であり、600人を抱える行政のトップであります。自ら運転して学校を回られて、安全をサポートということ自体が、何か危機感を感じるんですが、その辺を市長サポートする側としてどう捉えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（浅野敏江） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木康弘） 朝の見守りについては、やはり職員の就業前ということもございます。職員をつけて、例えば、運転手をつけてやるということも自治体によってはあるのかもしれませんが、今、市長からも行政コストを考えまして、もう大変申し訳ないんですが、自ら運転をしていただいているというところが実情でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） 市長はまだ若いので、まだまだスタミナがあるから大丈夫なんだろうけれども、ただ、トップがもし被害者になったり、加害者になったりする可能性も、かえってリスクが多いような気がしたものですから、そのためにもやはりそういう部分については、周りでサポートするなり、やっていただくなり、もしだったらやめていただくなりしていただいたほうが、やはりこれから市政を運営して、市制施行100年に向かって一生懸命頑張ってくださいするためにも、そういうリスクを冒さないほうがいいのかなと思ったもので、質問させていただきました。どうぞよろしくお願いします。

次に、住んでいたい住んでみたいまち、公共交通施策の充実について伺います。

しおナビ100円バスが150円になるときも、様々な対策を取られまして、令和6年度利用者が令和7年度に2万1,199人減少、6.5%減少しております。その要因としてどのように捉えられているのか、お聞かせください。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） バスに関する値上げ後の利用者の状況について、要因についてのご質問でございます。

令和6年4月から、100円から150円に値上げさせていただきました。利用者は、令和5年度が34万8,000人、令和6年度が31万2,000人、令和7年度が29万2,000人と、値上げ以降、利用者が減少傾向にございます。

要因といたしましては、人口減少に加えまして、値上げによる乗り控え、また、令和7年度

については、NEWしおナビバスがダイヤ改正やルート変更を行っておりますので、一時的な利用控えがあったのかと捉えております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） 公共交通機関というものは、高齢者、障がい者の移動手段として確保しなければならない一番大事なものでございます。

実は、多賀城市では65歳以上の高齢者バス、あと障がい者については4月からかな、バス運賃無料化が始まっておるという状況を市民の方から聞きました。

なぜ塩竈市は100円を150円に上げて、利便性を図っていますけれども、こういう対応、福祉に対する対応といいますか、健康維持や介護予防、生活支援といった形で、要するにお年寄りがバス停まで行って、歩く運動機能の回復にもつながりますし、買物されたり、いろんな部分で見聞きし、お話をしたりすることによって、健康を維持する一つの方法でもあるはずなんですけれども、それがやっぱり2万人以上、2万回と言ったらいいんですかね、そういう減っていること自体が、やはり今後福祉対策を考えながら、検討すべきではないかと思っています。

それで、社会保障費の変化は見られたのか、今回バス値上げで。その辺、やっぱり介護認定が上がったり、病気が悪化したりということが考えられます。つまり利用者が減るということで、その辺はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） 値上げ後の医療費の影響ということでのご質問でございます。

ちょっとここでは国民健康保険の給付費や、後期高齢者医療費の合計の数字と比較してお答えしますが、令和5年度につきましては約134億円程度、令和6年度につきましては136億円となりまして、約2億円の増加という数字は見えていますが、まず要因といたしましては、医療コストの上昇でありますとか、団塊世代、75歳以上となる医療ニーズの高い層が増加したことなどが要因なのかと、こちらでは捉えております。複合的な要因が影響しているため、バスの値上げが医療費にどの程度影響したかを個別に把握することは、なかなか難しいのではないかと捉えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） 社会保障費の増額とか、いろんな部分で、いろいろ利用者の減少がどうつ

ながっているかって、なかなか数字には表せないというのは私も分かっていますけれども、ただ、やはり利便性を図る、地域交通は福祉だという考えの中で、例えば、そういう部分でもう一度無料化しろとは言いませんけれども、やはり100円に戻すなり、地域交通を守るために、今後地域公共交通会議などで、福祉を充実させるために考えていくという検討材料としてはならないのか、お聞かせください。

○議長（浅野敏江） 菊池政策課長。

○総務部政策課長（菊池 亮） 持続可能な公共交通ということの視点から考えますと、まずは収支率の低下などを招くことから、なかなか料金をまた安くするとかというのは実際、実施は困難であると認識しております。

今後も収支率の目標設定など基準を設けながら、持続可能な運行に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） 分かりました。

ただ、どうしても市民の声として、隣の町がこうなっているのに何でしょうか、どうなるんでしょうかというお話もありますので、障がい者及び65歳以上の高齢者については無料化という話も出ていますので、それも含めて、今後の対応としてご検討いただければ幸いですので、よろしくお願いします。

次に、日常に彩りがあるまち、門前町活性化についてお伺いします。

歴史観光軸、鹽竈海道の歌碑と鹽竈曲水についてお伺いします。

塩竈市は志波彦神社・鹽竈神社の門前町として栄えてきました。中心市街地にある道そのものが博物館、鹽竈海道の歌碑、塩竈百人一首や鹽竈曲水などを観光資源として、今、どのように捉えているのか、お聞かせください。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） それでは、鹽竈海道に関するお問合せでございます。

我々行政といたしまして、今、議員からご説明頂戴しましたけれども、主に文学をテーマといたしました塩竈市にゆかりのあります作品を展示しているといったところから、塩竈がこれまで、都人の憧れた風光明媚な場所だ、それを物語るような財産であるという捉え方をさせていただいております。

以上です。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） ありがとうございます。

そういう今度、産業建設部長、そういうお考えだと力強く感じますので、よろしくお願いします。

ただ、ちなみに平成21年に市の環境事業として、職員がいろんな文献から塩竈市にちなんだ和歌を300首ぐらいから選んで、この歌碑ができた。それも職員のアイデア、職員が選考して、塩竈市の職員の皆さん方が考えた歌碑であり、百人一首でございますので、大事にしていなければ幸いです。よろしくお願いします。

エピソードとしまして、今月6月1日に籬島、籬神社の月次祭に、北部地区の住人の方がおいでになりまして、古今和歌集、籬島を歌枕にした「わが背子を都にやりて塩竈のまがきの島のまつぞ恋しき」という歌を吟じていただきました。初めてです。塩竈市民の方が歴史を感じ、平安時代から鎌倉時代の塩竈を歌った塩竈百人一首を見て、歌いたい、吟じたいと。源 融に思いをはせる市民が出てこられたということが、本当に1人ですけれども、うれしいなと思った次第です。やはりこういう部分を含めて、皆さんに知らせる工夫を、産業建設部の観光のほうでやっていただければ、塩竈の歴史は、隣町の1,300年よりもっともっと厚みのある歴史風土を持っているということを、これからも知らせていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いします。

今後も、塩竈百人一首に収められています籬島の歌、17首あります。それを毎月、これから7月1日、あと7月31日、8月1日の例大祭においても、神事が行われた後に吟じていただくことになっております。これも含めて、もし興味がある方は来ていただいて、塩竈のよさ、塩竈から見た千賀の浦の風景を思い起こしていただくような機会になれば幸いです。どうぞよろしくお願いします。

それで、次に移ります。

美観や景観整備についてお聞かせください。

北浜沢乙線の鹽竈海道の草刈り作業は、年2回程度行われています。観光やイベントにおいて、おいでいただくお客様に対して、歓迎の心遣いが年2回では足りないような気がします。どのようにお考えでしょうか。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） まず、今、お問合せの、通称北浜沢乙線、主要地方道路塩釜吉

岡線の環境整備のご質問かと存じます。

議員がご承知のとおり、こちらの路線につきましては県道となっております。そのため、道路管理者であります宮城県におきましては、みやぎスマイルロード・プログラムという制度を創設いただいたところでございます。この中身はといいますと、地域の皆様や各種団体の方々に、道路の清掃、それから緑化活動などの美化活動にご協力をいただくといった取組を、県では既に取り組んでいただいているという内容でございます。

この路線も県道ということでございますので、我々といたしましては市の管理道路の路線の除草につきまして、先ほどご説明いただきました年2回を目途に実施させていただいているんですけれども、今回お問合せの箇所につきましては県道という形になっておりますので、この県が創設いたしましたみやぎスマイルロード・プログラム、こういった部分を住民の方、関係団体の方々に周知、活用いただけないかといったところをちょっと模索していければ。そして、地域の住民の皆様と関係者の協力をいただきながら、我々と地域が一緒になって、こういった景観だったり、環境の維持管理に努めていきたいと考えておりますので、何とぞご理解いただければと存じます。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） 門前町の再生についていろいろ作業はされていましたが、ほこみちについても、みやぎスマイルロード・プログラムについてもですが、やはり地域住民が納得して、説得するんじゃなくて、納得してもらって参加していただくことが一番大事です。産業建設部で何人職員がいらっしゃるかわかりませんが、地域を回っていただいて、PRしていただいて、参加していただいて、一人一人の職員がそういう意識を持って市民に当たれば、これは通じると思いますので、その辺も含めて対応方よろしくお願い申し上げます。

もう一つ、鹽竈神社東参道、宮町庁舎跡地についてお伺いします。

市民からはお客様駐車場として、市民の歴史探訪、お買物の出発点として、回遊性を考え、駐車場としてとか、いろんな部分を提案されていますけれども、現在の進行状況についてお聞かせください。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 恐れ入ります。宮町分庁舎跡地の駐車場になっている状況、今後どうなるかといったご質問で間違いはないでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。恐れ入ります。

それでは、ご答弁申し上げます。

まず、宮町分庁舎跡地を含めました門前町エリア、これにつきましては昨日もご答弁させていただいておりますが、今年度、国の補助メニューを活用させていただきまして、にぎわいの拠点であったり、その空間の創出、基盤整備を目指しました基本構想を取りまとめていきたいと考えてございます。その基本構想の中で、この宮町分庁舎跡地の利活用について、民間活力の導入可能性調査、これを実施したいと考えてございます。その中で、事業スキームを検討させていただければと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） また同じ答弁のような気がしてなりませんので、いつまでにその政策が実現するのか。いつまでに政策を実現させたいのか、お聞かせください。

○議長（浅野敏江） 鈴木産業建設部長。

○産業建設部長（鈴木陸奥男） 答弁が至らず、申し訳ございません。

まず、今年度につきましては、その可能性調査を実施させていただきまして、現段階で最短にはなりますけれども、来年、再来年、その中身によって異なると思いますけれども、なるべく早めに、議会の皆様にもご提案できればと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浅野敏江） 西村議員。

○9番（西村勝男） よろしく申し上げます。

私も議員になって、14年目ぐらいかな。最初からそういう話していますけれども、なかなか実現しません。やっぱり、また5年、10年かかるのでは、町がもうなくなってしまうので、その辺はきちっとした形で、何年までには完成するということで進めていただければ幸いですので、よろしくお願い申し上げます。

では、最後になります。

国では、地方が持つ歴史、文化、観光資源を生かすために、交流人口や関係人口の拡大を通じて、地域経済の活性化を図る地方発の成長戦略、地域未来戦略を踏まえて、地域未来基金4,000億円を創設されたと聞いております。県から市町村に対して、地場産業の成長プランの策定を検討するように指示されておりますけれども、地域未来戦略を踏まえて、地場産業の付加価値向上、戦略開拓について、塩竈市は検討されているのかお知らせください。（「通告外」の声あり）

通告にない。

○議長（浅野敏江） 通告にないです。すみません。

○9番（西村勝男） これは入ってなかったっけ。

○議長（浅野敏江） 通告にございませんので。

○9番（西村勝男） そうですか。分かりました。

では、話は聞き流して結構でございます。

例えば、県からもそういう観光資源を開発して、新たなまちづくりに対してということでも出ていますので、それも検討材料に入れて、真っ先に邁進していただければ幸いですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅野敏江） 以上で、西村勝男議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、24日は議会運営委員会のため休会とし、25日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野敏江） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、24日は議会運営委員会のため休会とし、25日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年6月23日

塩竈市議会議員 浅野 敏 江

塩竈市議会議員 辻 畑 めぐみ

塩竈市議会議員 小 高 洋

令和 8 年 6 月 25 日（木曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第4号

令和8年6月25日（木曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第27号ないし第31号（各常任委員会委員長議案審査報告）

第3 請願第4号ないし第6号（各常任委員会委員長請願審査報告）

第4 議案第32号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員（17名）

1番	志賀 勝 議員	2番	佐藤 公男 議員
3番	鈴木 新一 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	桑原 成典 議員	8番	柏 恵美子 議員
9番	西村 勝男 議員	11番	志子田 吉晃 議員
12番	鎌田 礼二 議員	13番	伊勢 由典 議員
14番	鈴木 悦代 議員	15番	辻 畑 めぐみ 議員
16番	小高 洋 議員	17番	土見 大介 議員
18番	伊藤 博章 議員		

欠席議員（1名）

10番 今野 恭一 議員

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐藤 光樹	副 市 長	千葉 幸太郎
総 務 部 長	鈴木 康弘	市民生活部長	星 和彦

福祉子ども未来部長 長 峯 清 文

産業建設部長 鈴木 陸奥男

上下水道部長 高 橋 数 馬

市立病院事務部長 鈴木 良 夫

総 務 部
政策調整管理監兼
公民共創推進専門監 布 施 由貴子

総務部次長兼
総務人事課長 引 地 洋 介

福祉子ども未来部次長
兼生活福祉課長 志 野 英 朗

総 務 部
政 策 課 長 菊 池 亮

総 務 部
財 政 課 長 佐 藤 涉

教 育 委 員 会 長
教 育 長 黒 田 賢 一

教 育 委 員 会 長
教 育 部 長 末 永 量 太

監 査 委 員 菅 原 靖 彦

総 務 部
総務人事課総務係長 佐々木 勝

事務局出席職員氏名

事 務 局 長 鈴木 忠 一

事務局次長兼
議事調査係長 小野寺 一 洋

議事調査係専門主査 星 井 絵 名

議事調査係主査 工 藤 聡 美

午後 1 時 開議

○議長（浅野敏江） ただいまから 6 月定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の議員は、10 番今野恭一議員、1 名であります。

本日の会議では、感染症予防の観点から、マスクを着用している方は、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 4 号」記載のとおりであります。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（浅野敏江） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、17 番土見大介議員、18 番伊藤博章議員を指名いたします。



日程第 2 議案第 27 号ないし第 31 号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（浅野敏江） 日程第 2、議案第 27 号ないし第 31 号を議題といたします。

去る 6 月 15 日の会議において、各常任委員会に付託しておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。2 番佐藤公男議員。

○総務教育常任委員会委員長（佐藤公男）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6 月 17 日に委員会を開催し、当局、関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その結果について、ご報告いたします。

まず、議案第 30 号「令和 8 年度塩竈市一般会計補正予算」については、企業版ふるさと納税を活用し、子育て支援の充実や学校教育環境の向上、社会教育施設の環境整備のため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

一つ、子どもの遊び場整備事業においては、利用者の属性や人数、世帯構成など、データ

を収集され、市民にとって有益で喜ばれるよう整備されたい。

一つ、学校環境の整備について、学校担当者制度を最大限に活用され、各小中学校との意思疎通を密にし、限られた予算の中でも学ぶ場所の確保、改善について、一層努められたい。

以上が、本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

総務教育常任委員会委員長 佐藤公男

○議長（浅野敏江） 次に、民生常任委員会委員長の報告を求めます。11番志子田吉晃議員。

○民生常任委員会委員長（志子田吉晃）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月18日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

まず、議案第27号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」については、令和8年度税制改正により、個人住民税において住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用期限の延長や新たな公益信託制度の開始に係る寄附金税額控除の追加、ふるさと納税の特例控除の見直し、固定資産税の免税点の引上げが行われることに伴い、所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なものを申し上げます。

一つ、国は、近年の物価上昇等を踏まえ、納税者の負担軽減を図るため、固定資産税の免税点の引上げを行うが、わがまち特例の活用などの本市独自の減免策を検討されたい。

次に、議案第28号「塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」については、令和8年度税制改正により、東日本大震災復興特別区域法第43条の税制特例が、所得税法等へ整理・統合されたため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」については、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難等を行った被災者に対し、令和8年度分の国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」は、物価高騰対策事業として塩

竈市医療機関等物価高騰対策支援補助金等が計上されたほか、令和８年度障害福祉サービス等の報酬改定に対応するための障害者自立支援給付審査支払等システムの改修費用等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

一つ、町内会等コミュニティ強化支援（安心・安全な地域の構築）事業については、助成金の申請手続に当たり、高齢化が進む役員の方々へ配慮し、分かりやすく、きめ細かな対応に努められたい。

また、町内会は、高齢化や担い手不足、加入率の低下など、様々な課題を抱え、財源の確保も厳しさを増している。国からの臨時交付金を活用した時限的な支援となっているが、本市独自でも継続して経済的支援ができるよう、要綱の策定をはじめとする持続可能な支援策を検討されたい。あわせて、町内会の在り方、持続可能な地域コミュニティの構築についても市として主体的に取り組まれたい。

一つ、介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金及び医療機関等物価高騰対策支援補助金については、これからの高齢化社会を支える上で、介護と医療サービスは、市民生活に不可欠な存在であり、事業者を取り巻く厳しい経営環境に鑑み、５万円としている補助金の交付を増額されるよう検討されたい。

また、物価高だけではなく、深刻な人手不足にも対応できるよう、人件費の補填や処遇改善に充当できる柔軟な補助制度の構築についても検討をされたい。

一つ、最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付については、支給対象者に対して、幅広くかつ徹底した周知を行い、支給漏れが生じることがないようにされたい。

以上が、本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

民生常任委員会委員長 志子田吉晃

○議長（浅野敏江） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。４番小野幸男議員。

○産業建設常任委員会委員長（小野幸男）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、６月１９日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その結果について、ご報告いたします。

まず、議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対応中小企業者チャレンジ支援補助金や市営伊保石住宅の火災被害により、早期復旧するための市営住宅管理代行業務委託料などが計上され、いずれも質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

一つ、地域おこし協力隊活用事業については、交付税措置の対象期間が、国の制度改正により、任期満了後に一定の要件を満たす場合に、2年間の延長が可能となったものであるが、卒隊後も、浦戸諸島で漁業が続けられるような支援や技術面での伴走支援に加え、生活資金面を含めた寄り添った対応をなされたい。

一つ、割増商品券事業については、これまでに行った利用者や参加店へのアンケート結果の検証はもちろん、第9弾の実施期間中に全ての店舗の声を直接把握し、電子化や換金回数などの課題を精査し、第10弾へ確実に反映されたい。

また、不参加を選択した店舗の話も聞きに行くなどし、事業をより使いやすく育て、地域経済に最大の効果をもたらす改善を図りながら実施されたい。

次に、議案第31号「令和8年度塩竈市水道事業会計補正予算」は、国庫補助金を活用し、塩竈市上下水道DX推進事業に伴う水道料金等調定収納システム導入に係る事業費が計上されました。

また、この事業に関連する債務負担行為の追加及び廃止が提案され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員会委員長 小野幸男

○議長（浅野敏江） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野敏江） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終決いたします。

これより、討論を行います。

議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」について、討論の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、議案第30号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。7番桑原成典議員。

○7番（桑原成典） 塩竈維新の会、桑原成典です。

議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」について、反対の立場で討論をさせていただきます。

一般会計補正予算の中から、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、また、割増商品券事業第10弾について、一括で討論をいたします。

今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用の仕方について、5つのメニューに分かれております。1つ目が、割増商品券事業第10弾、2つ目に、物価高騰対応中小企業者チャレンジ支援事業、3つ目が、町内会等コミュニティ強化支援事業、4つ目が、塩竈市介護サービス支援事業所等物価高騰対策支援補助金事業、5つ目が、塩竈市医療機関等物価高騰対策支援補助金事業の5つでございます。

事業について、否定をするつもりはございません。しかしながら、全て限定的だと感じております。割増商品券は世帯主、中小企業者チャレンジ支援は、大枠は企業、町内会等コミュニティ強化は町内会、介護サービス、医療機関は事業所となっております。もちろん必要な支援だと思っております。しかしながら、市民全ての人には、行き渡っていないと考えております。不平等感が、否めません。なぜ全ての市民を対象に臨時交付金を使わないのか、疑問が拭えないところであります。物価高の影響をもろに受けているのは、市民なのではないでしょうか。

割増商品券事業の第10弾に移りますが、第9弾のときに申し上げましたが、経済循環及び生活支援は、一定理解をできます。第9弾は、8月末までの期限で、現在進行形で進んでおります。それを待たずに第10弾をやろうとすることに理解ができません。第9弾は、事業として分析しなくていいのでしょうか。今まで9回もやったから、ある程度好評だということでしょうか。この交付金を使った事業は、第9弾しかないのではないのでしょうか。

総括質疑の際、市長は、「食品の値上がりが、7月から約2,300品目上がる」と言われていました。また、「第9弾は、5月末時点で62%の換金率」ともおっしゃっていました。果たして市民の方は、割増商品券を使って食品を買っているのでしょうか。外食で使っている

人も多いと予想されます。そうであった場合、小規模店専用券と共通券の比率など、再検討が必要となってきます。一例ですが、そういった分析もできるわけです。もちろん使い方は自由です。物価高の影響を軽減するのであれば、本来買物してもらわなくてはならないと考えております。その分析もせずにやっている事業の途中で新たに事業をやることは、事業とは言えないと思っております。

物価高騰といっても、経済循環の色が強いわけです。また、1世帯1冊。家族が多い世帯には、どう物価高の影響を軽減するのでしょうか。5,000円が出せないという人には、どのように還元するのでしょうか。仮に買ったとして、仕事の都合上、夜勤で働いている人は、使うところが限られてしまうというお話も聞きます。まずは、どうしても割増商品券をやるのであれば、第9弾が、8月末に終わりますので、終わってから分析をし、臨時議会なり第3回定例会で審議するべきではないでしょうか。

以上のことから、物価高の影響を軽減する事業として適切ではないと考え、反対を表明いたします。よって、議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」の反対討論とさせていただきます。議員各位のご判断をよろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 次に、議案第30号について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二） 議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」について、賛成の立場から討論を申し上げます。

この議案に反対される議員は、先ほど5つの事業が限定的との発言がありましたが、過日の総務教育常任委員会で、主に次の2点について、発言されたと記憶をしております。

1つは、簡単に言えば、割増商品券事業については、「現在、前回の割増商品券事業が続いていることにもかかわらず、早いのでは」と、「検証が必要である」という意見。それから、もう一つは、「他に事業はないのか」といった発言だったように記憶をしております。しかし、本事業については、市民からの反対する意見は、聞こえてきません。また、地元商店等の経営者からは、感謝と歓迎の声が上がっています。

また、今回の割増商品券事業は、年末に合わせたものであります。この時期の議決でなければ、この期間での実施は、不可能であります。時宜を得た事業であると私は確信をしております。

このことを中心に詳細を述べますと、本補正予算は、総額3億350万8,000円を計上し、物

物価高騰の影響を受ける市民生活の負担軽減と地域経済の下支え、そして、必要な市民サービスを着実に実施するための時宜を得た予算であります。財源としては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しつつ、必要な支援を速やかに市民へ届ける構成となっているものであります。この点について、評価もすべきであります。特に割増商品券事業については、物価高騰や社会情勢の変化により、消費者、事業者双方にとって厳しい状況が続く中、本事業は、地域密着型の消費行動の促進と市民の生活支援を目的として実施されるものであります。総額2億円、うち割増額1億円、最大2万冊を発行し、5,000円で1万円分利用できる10割増しという、市民にとって分かりやすく実感のある支援策であります。

さらに、商品券の内訳が、小規模店専用券8枚、共通券2枚とされており、地域で営業を続ける小規模店に消費が回りやすい設計であることから、地域経済への波及が、期待できる制度であります。

また、住民基本台帳に基づき、市内全世帯への事前申請用紙を送付し、受付順に引換券を送付し、郵便局やコンビニなどで購入できる手法は、実施の確実性と公平性を担保するものでもあります。

最後に、本補正予算は、商品券事業だけではなく、町内会等コミュニティ強化支援や中小企業者チャレンジ支援事業、介護サービス事業所や医療機関への物価高騰対策支援など、市民の暮らしと地域の基盤を守る事業者への支援が、一体として計上されております。この補正予算が成立しなければ、必要な給付や支援が遅れ、結果として市民サービスの低下につながりかねません。今、必要な支えを必要な時期に確実に届けるため、本議会の可決が必要です。

以上の理由により、議案第30号に賛成し、速やかな可決を求めて賛成討論いたします。
市民クラブ、鎌田礼二。

○議長（浅野敏江） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第27号ないし第29号及び第31号について、採決いたします。

議案第27号ないし第29号及び第31号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅野敏江） 起立全員であります。よって、議案第27号ないし第29号及び第31号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第30号について、採決いたします。

議案第30号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅野敏江） 起立多数であります。よって、議案第30号については、委員長報告のとおり決しました。



日程第3 請願第4号ないし第6号（各常任委員会委員長請願審査報告）

○議長（浅野敏江） 日程第3、請願第4号ないし第6号を議題といたします。

今定例会において、所管の常任委員会に付託されました請願審査の経過とその結果について、委員長の報告を求めます。まず、請願第4号について、民生常任委員会委員長の報告を求めます。11番志子田吉晃議員。

○民生常任委員会委員長（志子田吉晃）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において本委員会に付託されました請願第4号「小松崎地区（金華山道）の時間帯一方通行一部解除に関する請願」については、6月18日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

請願第4号については、今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員会委員長 志子田吉晃

○議長（浅野敏江） 次に、請願第5号について、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。2番佐藤公男議員。

○総務教育常任委員会委員長（佐藤公男）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました請願第5号「宮城交通ゴルフ場線土日運休と平日減便に伴う新しいバスの運行についての請願」については、6月17日に委員会を開催し、紹介議員及び当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

審査では、路線バスは、生活に密接した交通手段であり、市民の足でもあることから、市民の移動権と交通権を維持し、地域格差が生じないようにすべきであるとの意見が出され、請願第5号については、採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告いたします。

総務教育常任委員会委員長 佐藤公男

○議長（浅野敏江） 次に、請願第6号について、民生常任委員会委員長の報告を求めます。

11番志子田吉晃議員。

○民生常任委員会委員長（志子田吉晃）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において本委員会に付託されました請願第6号「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める請願」については、6月18日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

請願第6号については、今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告いたします。

民生常任委員会委員長 志子田吉晃

○議長（浅野敏江） 以上で請願第4号ないし第6号についての委員長報告は、終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野敏江） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

請願第4号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅野敏江） 起立全員であります。よって、請願第4号については、委員長報告のと

おり決しました。

次に、請願第5号について、採決いたします。

請願第5号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅野敏江） 起立全員であります。よって、請願第5号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第6号について、採決いたします。

請願第6号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅野敏江） 起立全員であります。よって、請願第6号については、委員長報告のとおり決しました。



日程第4 議案第32号

○議長（浅野敏江） 日程第4、議案第32号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より、提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） ただいま上程されました議案第32号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第32号は、訴えの提起についてであります。本市が貸し付けた災害援護資金貸付金の返済を行わず、督促及び催告に対しても連絡がなかった相手方に対し、仙台簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行するものであります。

市が、その当事者である訴えの提起におきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をいただく必要がありますので、議決を求めるものであります。

以上、議案について、ご説明申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきまして、担当部長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 続きまして、議案第32号の訴えの提起について、ご説明

申し上げます。

資料№12、令和8年第2回塩竈市議会定例会議案その2及び資料№13、第2回市議会定例会議案資料その2で説明いたしますので、ご用意をお願いいたします。

議案第32号の訴えの提起についてであります。資料№12、令和8年第2回塩竈市議会定例会議案その2の3ページ目をお開き願います。

提案理由のとおり、本市が貸し付けた災害援護資金貸付金の返済を行わない相手方に対し、仙台簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法第395条の規定により、訴訟に移行したものでございます。

次に、資料№13、第2回市議会定例会議案資料その2の3ページ目をお開き願います。

1. 概要については、提案理由のとおりでございます。

2. 災害援護資金貸付金につきましては、震災により、被害を受けた世帯主に対して、記載のとおり貸付けを行うものですが、現在は、既に貸付けは行っていない状況にございます。

3. 債務者の状況についてですが、貸付金50万円で、滞納額は、利息を含めて53万446円でございます。

償還期間は、平成23年11月18日から令和6年11月17日までとなります。

経過についてですが、平成23年の貸付け以降、文書や電話、訪問などにより、督促、催告を行っていましたが、これまで一切償還がなく、滞納状態が続いている状況にございます。

4. 支払督促の経過についてですが、記載にあるとおり、令和8年2月17日付で仙台簡易裁判所に対して支払督促の申立てを行っております。その後、5月26日付で、債務者から裁判所に対して異議申立てがあり、民事訴訟法第395条により、訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟に移行することから、裁判所への手続期限である6月30日までに議会の議決をいただき、所定の事務手続を行うものとなっています。

議案第32号の説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浅野敏江） これより、質疑を行います。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） それでは、私から、今回の議案第32号について、確認を進めていきたいと思ひます。

それで、既に通告は出していますので、通告に沿いながら、一つ一つ確認していきたいと思ひますが、今、提案理由のところにあったとおりの債権ということになっております。

我々もこの訴えの異議の申立てというのは、簡潔にはお聞きしているわけですが、改めて

その相手方の異議申立てに対する確たる主な理由について、簡潔にお答え願いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えいたします。

災害援護資金貸付金に対する申立て者の督促異議申立ての主な理由についてでございますが、令和8年6月3日に裁判所から本市に送付されました債務者の支払督促異議申立書にある記載以外の詳細は、不明となります。

ただ、そちらの内容に関しましては、毎月5,000円ずつの分割払いについて、市と話を希望しており、これが異議申立ての理由となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうしますと、一応毎月5,000円ずつと、分納ですね。それは、相手方は、この5,000円ずつの分納は、したのかどうか、あるいは、拒んでいたのかどうか、確認させてください。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちら、債務者の方からは、以前、先方との交渉の経過の中で分納を行いたいと申立てはあったものの、これまで償還に関しましては、行われていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、債務について、償還はされていないという経過をたどっているということですね。分かりました。

それで、改めてこの今回の事案について、そういうところでの確認をしつつ、私も災害援護資金貸付金について、どういう経過で設置されたのか、その辺のくだりも含めて確認をさせていただきたいと思います。そもそも、つまり災害援護資金貸付金というのは、どういう時点で設立され、また、どういう中身なのか、その辺の確認をさせてください。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

災害援護資金貸付金のその制度でございましたが、昭和48年、災害弔慰金の支給等に関す

る法律、こちらに基づいて創設された制度であると認識してございます。

今回の災害援護資金貸付金についてでございますが、東日本大震災により、被災された方を対象に、災害救助法による応急救助、あるいは、被災者生活再建支援金では賄えない部分を補完する公的資金貸付けとなります。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

私たちが、一番記憶にある15年前ですね。東日本大震災のときの生活再建支援金では、なかなか維持できないというところで、こういった貸付けを行った制度だということですよ。

それで、改めてこういった諸制度等になっているのは、大体おおよそ今の答弁で分かりましたが、災害援護資金貸付金の申請をする相手方、申請する方の関係でいうと、どういう条件の下で申請をするのか、その辺のくどりを再度確認させてください。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えいたします。

申請する際の条件についてのご質疑でございましたが、災害救助法が適用された区域におきまして、世帯主の1か月以上の負傷または家財等の損害が3分の1以上または住居の半壊以上が、申請の適用条件となっております。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 結局、当時のことを思い起こすと、なかなか生活がままならない。実際に家屋が半壊、全壊とか、大規模半壊と、こういうことでの関係で、こういった資金の関係での申請をしたのかなと思います。

そこで、今回のこういった災害援護資金貸付金の関係でいうと、今、言ったような条件があつてですが、例えば、返済の関係で免除とか、猶予とか、そういうものの手続はあるのかどうか、確認させてください。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 返済、償還を行う際の免除等の要件でございましたが、こちらに関しましては、ご本人が、例えば、自己破産の申立てを行っている場合、あるいは、ご本人が亡くなった場合、その場合でも相続者が、相続放棄などを行って相続者がいないよ

うな状況にあった場合には、免除の対象となる状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。いろんな諸事情で、そういうことでの関係。

そうすると、例えば、少しでも、先ほど5,000円と言いましたけれども、こういった少額の月々5,000円でしょうね。償還していきますよという、そういう、仮にですよ。仮にそういうことをやっているとすれば、国の規定、県の規定の関係では、免除ないしは、先ほど言った猶予というのは、適用になるんでしょうか。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらに関しましては、個々人の方の生活状況、あるいは、支払いの能力に鑑みてご判断をさせていただくことになってくるかと思います。実際、例えば、少額の分割納付、こちらに関しましては、そういったものをトータル、総合で判断しながら対応させていただきたいと考えてございます。

また、その支払いの猶予を行う場合に関しましては、その資力がない場合、こちらに関しての総合判断をさせていただくことになるかと思います。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、簡単に言えば、総合的にその方の持っている資産なり支払い能力なりを見て、判断をしているということになるわけですね。分かりました。

それで、今回の事案について、私たちも改めて整理をして、この間、ずっと報告なり第180条の規定なり、あるいは、議決をもらう第179条の地方自治法の関係で、様々何件か対応してきたわけです。先ほど資料で見させていただいた中で、資料No.13の追加議案第32号の災害援護資金貸付金の滞納の支払いを求める提起ということで、3ページのところに、私もいろいろなことを見ましたが、例えば、その支払いの申立てが2月17日、それから、3月2日が支払督促の発付、これは、要するに仙台簡易裁判所から債務者に支払いの督促、こういうことが来た。3月4日に支払督促受理ということで、債務者が受け取った。かかるに5月26日、かなり日数がたってから、5月26日の時点での異議申立てと。つまり債務者が、仙台簡易裁判所に申立てをしたということと、そして、追って、6月30日に通常訴訟に移行するための手続に入っていく、こういうこれまでの経過ですね。

こういった支払督促の関係で、日にちが3か月ぐらいかかっているというのを見て、どういことなのかなと私もよく分からなかったのも、改めてその辺のくだり、なぜこんなに遅れてしまって日数がたっているのか、ざっくりご説明願いたいと思います。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらの支払督促の申立てからの期日に関しましては、実は、かなりその債務者の方々の状況によって、大分変わってくる状況でございます。

実際、例えば、行政から裁判所に手続を申し上げてから、それから、裁判所が通知をお出しする日程に関しては、ほぼほぼ同じぐらいの日程になるのですが、本人が、例えば、郵送物を受け取らなかったり、あるいは、ご判断する場合、その異議申立てを行うまでの間に判断に時間を要した場合などに関しましては、その期間が延びてくる状況です。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

その辺のくだりが、よく分からなかったのも、様々債務者の事情があるんでしょうから、日程が、どうしても異議申立てそのものもかかったという話になるのかなと思います。

改めて、今回の事案について、整理をしていくと、そういう日程も含めて、相手方とは、当然塩竈市の担当も再三再四、足を運んで、その上での今回の議案提案になったと思いますが、それでよろしいかどうか、確認させてください。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） これまでも本当に数回ではなくて、本当に数十回にわたって、文書による支払いの督促、催告、あるいは、訪問などを行った上で、ご本人と連絡が、なかなか最終的なところで協議、話し合いがつかないところだったものですから、今回、支払督促の裁判所への申立てに至った状況でございます。

以上となります。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） その辺は、塩竈市も担当も丁寧に対応してきたのかなと察するところがあります。

そこで、こういった事案が、議会での議決の案件として出されて、6月定例会の中での提案ですので、議決対象ということになるわけです。今後を考えた場合、私たちもいろんな会

議の中で、実際この災害の貸付金の様々な事案について、報告を受けているわけですが、仮にそうした点で、実際にこういった滞納になっている件数なり、あるいは、今後想定し得る裁判等、そういったものも含めた異議申立てや、あるいは、塩竈市としてもやっぱり様々支払督促等をしなければならないとはなるんだろうと思います。ざっくりいってどのぐらいの件数を抱えているのか、答えられる範囲で結構ですので、その辺、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅野敏江） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えいたします。

この納期、未到来も含めた、令和7年9月30日現在の貸付残額でございましたが、こちらに関しましては、全362件で5億1,073万9,000円となっております。中でも、議員のご質疑にあったような、なかなかその支払いが非常に難しいケース、こちらに関しましては、こちらのうちの約100件程度になってくるかなということでございます。そのうちの何割かは、同じような格好での支払督促、こちらに移る可能性が高いのかなとは判断してございます。

以上でございます。

○議長（浅野敏江） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

定例会そのものの中で議決をしなければならないということですので、第180条なり、あるいは、地方自治法の第179条かな。そういうことでの対応が、今後もある程度出てくるといって考えざるを得ないのかなと思います。これは、ひとつそれぞれのやっぱり必要な会議等々で報告していただきながら、どうすればいいかということも含めて、議長団とよくご相談の上、申入れをするだろうと思いますが、適時適切な対応を進めていただければと思いますので、その辺のところでは終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野敏江） 以上をもちまして、伊勢由典議員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

北側委員会室において、議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員及びオブザーバーの議員の出席をお願いいたします。

午後1時53分 休憩

午後1時56分 再開

○議長（浅野敏江） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野敏江） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野敏江） 異議なしと認め、議案第32号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅野敏江） 起立全員であります。よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年6月25日

塩竈市議会議長 浅野 敏 江

塩竈市議会議員 土 見 大 介

塩竈市議会議員 伊 藤 博 章